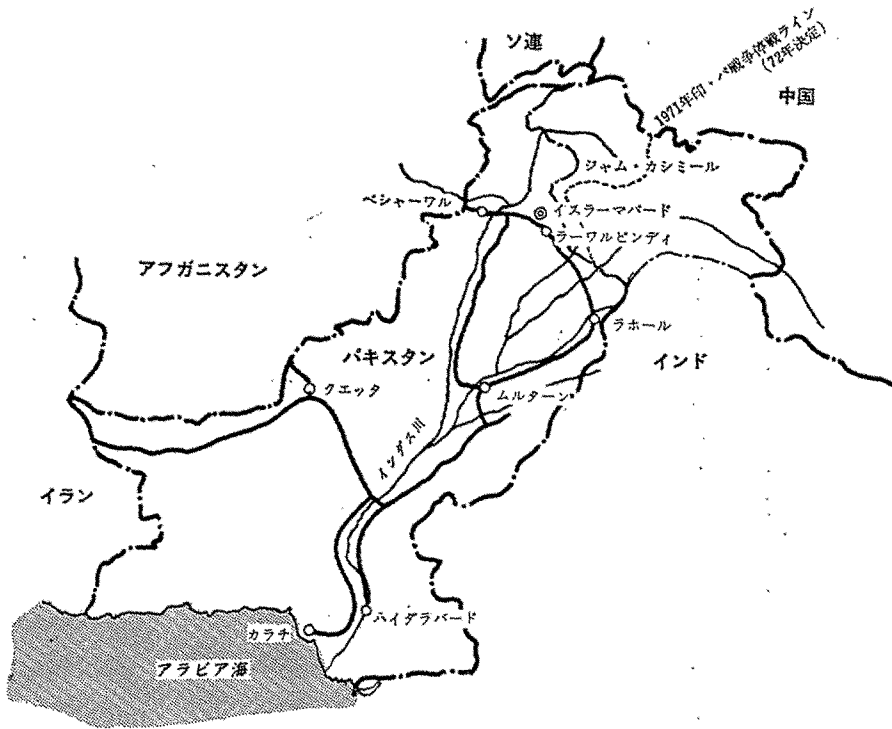


パキスタン



パキスタン回教共和国

面積	約79万km ²
人口	約6200万人 (1971年推定)
首都	イスラマバード
言語	ウルドゥ語, 英語, ほかに4主要言語
宗教	回教 (97%)
政体	共和制
元首	エラーヒ大統領
通貨	ルピー (1米ドル=9.90ルピー)
会計年度	7月1日～6月30日
度量衡	ポンド・ヤード法 ほかに1モールド=40セール=37.324kg(ただし, 所により, また, 品目により異なることがある) 1ベール=227kg (綿)

1973年のパキスタン

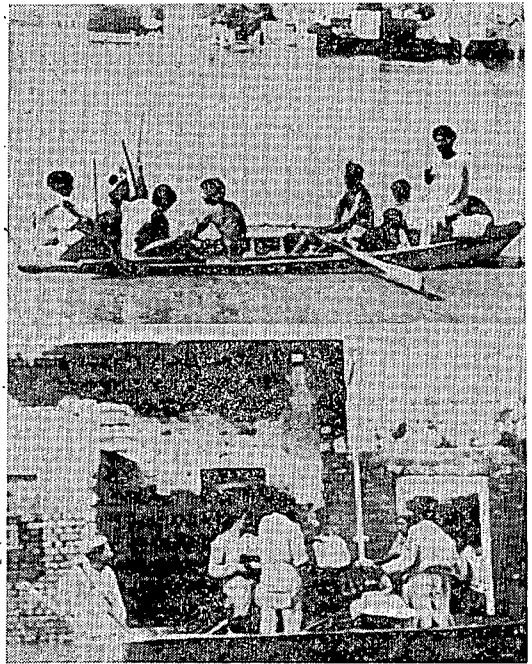
—政治的混乱と経済回復—

国内政治

〔中央と州の対立〕 71年12月のバングラデシュ（以下、バングラ）独立以来、それまで東西パキスタン（以下、パ）対立の陰に隠れていた中央と州の対立が前面に出てきた。この“中央と州の対立”とは便宜的表現にすぎず、現実にはそれは中央と州、与野党間、民族間の対立が混然一体となったものであり、それに部族対立と外国勢力の動きがからんで複雑な様相を呈している。このような対立の主要舞台はバルーチスタン州（以下、バ州）と北西辺境州であった。

バ州はパで最も貧しい州である。住民は主に農耕と牧畜で生計を立てているが、現金収入をもたらすのは総計800万頭といわれる羊や山羊のような家畜と州都クエッタ近辺の果実類くらいである。食糧穀物は不足し、72年の大干ばつ時には飢饉状態さえ報道された。遊牧と、天水（年間降水量わずか76~180ミリ）および乏しい地下灌漑溝（カレズ）に頼る農・牧畜業は不安定で生産性が低い。労働人口の65%がこれらに従事しているにもかかわらず、推定10億ルピーの州内総生産に占めるその割合は44%でしかない。工業は家内工業的な銃器製造くらいで、鉱業も“鉱山資源の宝庫”といわれながらも未開発に近く、鉱工業は州内総生産の7.4%でしかない。あとは都市部での商業・サービス部門だが、これは彼らの重要な生計手段である“密輸業”はもちろん含まない。1人当たり粗所得は全国平均556ルピーに対して約400ルピーでしかない。諸設備、道路等の資本形成はネグリジブルであるという（5月12日付 *Dawn* 紙）。

同州人口は241万（71年）で、主要民族はバルーチーである。バルーチー人口は他州に居住する者も含めると170万（全パ人口の2.6%）と思われる。同州には封建的諸関係が最も根強く残存し、“サ



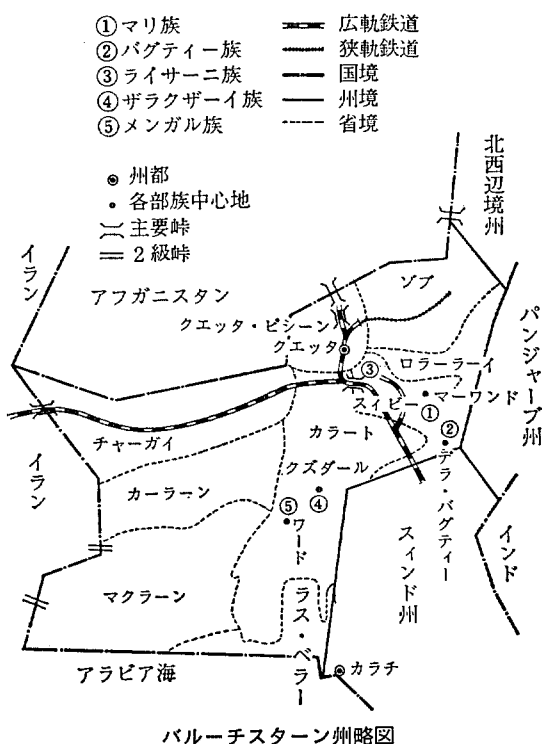
パンジャーブの大洪水

ルダール”と称される部族長は民兵を有し、その権力は絶大である。州政府は400名のサルダールに年金を、また、カラート等の旧土侯国藩主に内帑金を支払っている。

北辺州境州は地域によって貧富の差が激しいが、概して住民の生活は貧しい。一部に肥沃な地域もあるが、ほとんどはバ州同様、峻険な岩山と砂漠で、住民の主要生活手段もバ州と同様である。バ州ほどではないにしてもこの州にも豊かな鉱物資源があるというが、開発は遅れている。

同州地域の人口は中央政府直轄地域を含めると現在1200万と推測し得る。主要民族はパターン（またはパクトゥーン）で、その人口は他州に居住する者も含めると700万（全パ人口の10.8%）前後といわれる。この地域でも旧土侯国藩主、族長、回教徒長老の権力は強大である。

上述両州の旧土侯国および諸部族は幾世紀もの



間、互いに抗争に明け暮れてきた。とはいえ、外部勢力に対する彼らの敵意は彼ら相互間のそれより強いといわれる。英国は、英領インドの諸民族統一と社会的・経済的進歩を妨げるため、住民の生活圏を無視した分割統治策を適用し、現政府もそれを踏襲している。パターン民族居住地がパ州に入れられている(同州北東部)のはその例である。また、ムスリム連盟の中央政府は主にパンジャービー民族(パンジャープ州)の特権階級に都合のよい“単一民族国家論”を打出して多民族国家の現実を歪曲し、各民族の独自性を否定し、パターンとバルーチーの地域をパンジャービー上層役人によって統治してきた。この“単一民族国家論”は現在の PPP 政府にも受継がれている。

これに対し、パターンとバルーチーはすでにパ独立直後の1948年初頭に自治拡大を要求して政党を結成した(たとえば北西辺境州の Khidmatgar-i-Khuda—‘神のしもべ’の意、俗称‘赤シャツ党’、パ州の Khadim-i-Watan—‘祖国の下僕’の意)。その後も自治拡大、場合によっては独立の要求と運動は続けられた。そして1971年12月、ベンガル民族独立を契機として、“パンジャービーの牛耳る中央政

府”に対する既述両州の自治拡大要求が再び活発化した。混乱は、両州を基盤とする民族人民党(NAP)がイスラーム・ウラマー党(JUI)と連合し、パ人民党(PPP)中央政府系の州知事を選出せしめて両州で自らの知事を獲得し、また、連立州政府を形成することに成功し、さらに恒久憲法に関する与野党間の72年10月協定が結ばれるに及んで、一応おさまるかに見えた。だが、11月末から再びパ州で“反乱”が頻発し始めた。

これらの“反乱”に限らず、パ州におけるデモ・暴動・“反乱”の1つの原因は民衆の生活苦である。飢饉状態ともなれば彼らの不満は、遠い中央政府よりも、直接には州政府に向けられる。しかも、NAP-JUI 連立州政府要人が汚職にふけったり、“地代全廃”の公約に反して自分の土地に関しては地代をとりたて続けたのであるから、農民等の怒りを買うのは当然であった。また、一因は部族対立である。NAP-JUI 州政府は主にメンガル族、ビゼンジョー族、および彼らの系列部族の者で構成され、同じ NAP-JUI 系の他部族をも含む諸部族の不満を買っていた。さらに、PPP にいわしむれば“パ州独立を画策している”同州政府は、“実業家、大農、鉱山経営者、公務員でパ州出身でない者の州外追放”も公約していたが、教師を含む公務員5100名をパンジャープ州とスィンド州に送還し得たのみであった。そのため、マリ族のシェール・マリなど急進派の“反乱”を受けていた。彼はマリ族長カイル・バクシュ・マリの配下であり、パのバルーチーとイランにも住むバルーチーによる新国家(“大バルーチスタン構想”)を要求する“独立バルーチスタン運動(IBM または‘解放バルーチスタン Azad Baluchistan 運動’。本拠をイラクのバクダードに置くといわれ、ほとんど学生から成るという)”の“ゲリラ総指揮者”を自称している(3月2日、中央政府が逮捕)。

だが、73年1月25日にラスベラー旧土侯国で生じた対州政府“反乱”とその結末は、民族自治拡大運動を妨げるものであったという意味において、他の“反乱”とは性格を異にしていた。NAP-JUI 州政府は PPP 中央政府の指示の下に土地改革や石炭、大理石等の鉱山の経営権接収に着手したが、いくつかの鉱山の所有者でゼフリー族長であり、PPP の協力政党であるムスリム連盟カユ

ム派 (QML) の副委員長でもあるナビー・バクシュ・ゼフリーや大地主たちがこれに反対した。それは州政府が中央政府の指示に従ったからではなく、単に損するからであった。それに対し、彼と緊密な家族関係・経済関係を有するバグティー族長のアクバル・バクティーが支持を与えて事は複雑化した。

アクバル・バクティーは従来 NAP 支持で、“パは4民族から成る”として自治拡大を要求していたが、72年3月のブット大統領訪ソに随行してからは突然 PPP 支持に変わっていた。メンガル州首相はゼフリーとバグディーの民兵に対し、州兵でなく配下の民兵をもって応戦し、敗退した。ブット大統領が中央政府軍を派遣したのはこの時点のことであった。これに対し、ヒゼンジョー知事は、“この反乱はパ州に混乱を生ぜしめて大統領直轄とするためのカユーム内相 (QML 委員長。ブットと共にワリー・カーン NAP 委員長の政敵) の陰謀だ”と非難した。一方、内相は、“パ州政府が州議会野党制圧のために起こしたもの”と逆襲した。なお、この他にも NAP-JUI 州政府に反抗した部族長として、ドーダー・カーン・ザラクザイー、ガウス・バクシュ・ライサーニ (親 PPP) 等を挙げておく。

ラスベラー論争がまだ続き、新憲法をめぐる与野党の確執が激化していた時、折からイラク大使館でソ連製のゲリラ用武器が多数発見された (2月12日)。中央政府閣僚たちは一斉に“NAP による独立のための陰謀”を非難した。それが当たっているか、それともこの事件は野党弾圧のために PPP がねつ造したものかは定かでない。

それはともかく、ブット大統領はこの事件を最大限利用した。2月14日、同大統領はパ州内閣を解任、同州を大統領直轄とし、同州および北西辺境州の知事 (ともに NAP) も解任し、与党系知事を任命した。パ州の新知事になったのが先述のアクバル・バグティーであったのは興味深い。また、北西辺境州の NAP-JUI 政府の抗議の辞任をした (2月16日) ことは与党にとって朗報であった。さらに大統領は、NAP を“パ分裂を企図する悪玉”ときめつけ、様々の不満を抱いていたパンジャブ、スィンド両州の民衆の目を物価問題等から一時的にもそらし、“ブットこそがパの統

一を守り得る”と印象づけるのに成功した。しかも、要人の大量逮捕や上述の解任によって野党を決定的に弱体化することにより、一党独裁を可能にする“民主憲法”採択への道を広げた。そしてまた、パ州への派兵を、“東パの屠殺人”、また66年のパ州弾圧のために“バルーチスターンの屠殺人”とも呼ばれるティッカ・カーン陸軍参謀長を通じて増強することにより、反中央政府活動の弾圧を強化したのであった (増強された兵は主に北西辺境州から回されたパターン兵士であった。これはパターンとバルーチを分断する効果も狙ったものであろう)。

その後しばらく、NAP 勢力は見るべき反中央政府活動を展開し得なかったが、従来不和であったメンガル族とマリ族が提携して5月初旬からバグティー知事と中央政府への反抗を開始した。政府施設が襲われ、100名以上の政府軍兵士が次々に殺害され、ついには長くパ州のパターン民族指導者であったがいつの間にか親 PPP 中央政府になっていたアチャクザーイ NAP パクトゥーン派委員長が暗殺されるに至った (12月3日)。

一方、北西辺境州では NAP が“パクトゥーン民族青年隊 (Pakhtoon Zalma, 俗称‘赤帽隊’)”をすでに72年1月から組織していた。これは、パターン自治拡大運動指導者で8年間のアフガニスタン亡命を終えて帰国 (72年12月) したガッファール・カーン (ワリー・カーンの父) がかつて組織した“赤シャツ隊”を前身とする。

7月17日、アフガニスタンで対パ強硬論でしられるダウード元首相によるクーデターが生じ、パ政府はあわてた。1893年、英国はインドとアフガニスタンの間に、パターン民族を二分する国境を設定した (デュランド線)。そして1947年の印・パ分離独立以来、アフガニスタンは“パのパターンはわが國に帰属する”として、パのパターンと同國のパターン (現在およそ計1500万人と思われる) で一國を形成するという“パクトゥーンニスターン (‘パターン國’の意) 構想”を主張してきた。これは現実にはパのパターン地域とアフガニスタンの合併を意味する。

従来、ワリー・カーン NAP 委員長などは、“パクトゥーンニスターンとはパ国内にとどまるものである”として、それが単に“パターンノ地”

くらいの意味しか持たないことを示唆していた。すなわち、彼や NAP は自治拡大要求の域を出ていなかったのである。しかし、アフガニスタン政変のあと9月28日の彼の捕殺未遂事件(彼はブット政権になってから、前にも2〜3度狙われている)と父親の逮捕(10月1日)を直接の契機として、“アフガニスタンのいうパクトゥーニスタン構想はバにも受容し得る”と述べ、“武装も辞さない”と強硬発言に及ぶようになった。そしてその後、国営放送局爆破(11月28日)、親 PPP 州閣僚暗殺未遂(12月8日)等のテロ事件が度々生じるようになったのである。

だが、これらの動きをもってバルーチーとパターンの武力による民族独立闘争が本格化したと短絡することはできない。NAP は、自己の“中央政府の権限は国防、外交、通貨、運輸・通信のみとせよ”との主張とはかけ離れ、かつ、パターンの分割統治とバルーチーの分割統治を固定化した親憲法に対し、後述の理由から賛成票をやむなく投じることにより、自治拡大に関してさえみずからに足かせをはめてしまったのである。それゆえ、ワーリ・カーンの強硬発言もテロ事件も、むしろアフガニスタン政変を背景にして中央政府を牽制するためであるとともに、NAP のみずからに対するいらだちの反映と思われる。ここで、独立運動を云々するには政党の発言や行動だけでなく、いまま少し複雑な条件を考慮せねばならない。

バングラの場合は、ジュート輸出等で獲得した外貨をパンジャブおよびシンドに本拠を置く西パ特権階級(ただし、シンド州一主にカラチーに本拠を置く大実業家はすべてシンド土着民ではない)に収奪され、西パ商品の市場としても収奪され、経済的差別を通じて民族資本が抑圧され、労働力は買いたたかれた。政治的にも、人口の過半数を占めながらも正当な権利を抑圧されたし、文化的抹殺政策にも苦しめられた。

バ州および北西辺境州の場合、その住民にとっては“外国語”であり、かつ、全国人口の7%の母語にすぎないウルドゥー語が国語に指定されているとはいえ、現中央政府と新憲法の下では各自の言語・文化の促進は許容されている。だが、ウルドゥー語ができなければ中央政府官吏になったり、他州で良い職につくことは困難である。ま

た、パンジャービー民族(全人口の61.1%)に比して少数である彼らが中央政界の中樞を握ることはまず不可能である。

経済的なことは明確にはわからない。バ州のスイ天然ガスが主にシンド、パンジャブ両州のために用いられているが、国内総生産や外貨獲得におけるバ州と北西辺境州の役割は小さいし、他2州の商品の市場としても小さいと予想される。また、中央政府がパンジャブとシンドの大資本家に対して、これら両州への投資が遅れているとしてこれを奨励していることからすれば、他2州資本の進出は少なくともまだ大規模ではないと言えようし、他方、バ州前政府が非バルーチー実業家等の州外追放を公約したことを考えれば、若干の進出は推測し得る。しかし、総じて、他2州の資本がどの程度これら両州に進出して“収奪”しているかは不明である。NAP が“パンジャービーによる収奪”を非難する場合も、具体的数字を示し得ないでいる。

また、両州が貧困であるのは、長い間、外国帝国主義の支配を受け、バ独立後も主に外交上の戦略的観点からしか見られず、パンジャブおよびシンドの特権階級中心の政治・経済政策のために開発が軽視されてきたことも重要な原因である。とはいえ、厳しい自然条件、自己の封建的諸関係、それを温存しようとする英国と、一定程度ながら類似の策に出た中央政府の政策にのめり込んだこと等、必ずしも中央政府だけを責め得ない事情も大きい。

ひるがえって、独立は何をもたらし得るか。政治的・社会的・文化的分野ではかなりの程度は民族の独自性を追求・発展させ得よう。しかし、パターンの場合、単独で独立しても、あるいはアフガニスタンと合併しても、経済開発を可能にする自己資力はおそらくは大幅に不足するし、さらに、海への出口を失って貿易も不自由となろう。バルーチーの場合、外国援助に頼ってアラビア海での漁業を開発し得よう。また、両民族いずれも、外国援助によって豊かな鉱山資源を開発し得よう。(中央政府が両州の独立を望まない一大理由はここにあると思われる。とくに世界的資源不足の時代ともなるとこの点は重要であろう。)ただし、それにはパンジャブ資本やパ中央政府などより遥かに強大

な外国資本ないし外国勢力の直接・間接の支配を受けて、バングラのように真の独立を犠牲にすることを覚悟しなければならぬ。

このように見てきても、両州においてどれほどの人々が独立への内発的願望をどれほど有しているかを客観的かつ明確に知ることはできず、独立を望む人々がいるとしても、生命を賭してまでも独立を獲得しようとする者がどの程度存在するかはわからない。だが、諸々の“反乱”の性格、規模、また組織状況がさして整備されていないと思われることからすれば、“独立闘争”が一般にいわれるほど行なわれているとは思えない。また、近い将来、大規模な“独立闘争”が展開されるようになろうとは、これらの、および先述の国内的要因から見ると、現段階では考え得ない。

しかし、NAP等が民族自治拡大のための現憲法改正を達成し得ず、また現憲法の保証する程度の自治もPPP政権によって実質的に制限され、経済格差是正が遅れ、さらには同政権による一党独裁化と少数民族野党弾圧が一定限度を越えることになれば、現在すでに一部にはあると思われる独立への要求と運動が強まる可能性は否定できない。そうなれば、ワリー・カーン等の、“ブットはパターンをパから追い出そうとしている”等の発言も一定の重みを有し始めよう。ブット政権がNAP等に対して強硬手段をとっているのは、独立要求が“まだ草の根レベルに浸透していない”現段階でたいていおくべきだと判断に基づくものであろうが、“自治拡大”しか要求していなかった東パのベンガル民族を独立闘争にまで追い込んだのは、まさにヤヒア政権による大弾圧だったことが記憶に新しい。

かりに独立闘争(単なる要求でなくて、具体的闘争)が大規模に発生したとすれば、既述両州における独立闘争の指導権は上層の民族主義指導者が握り、農民大衆を闘争の基盤としよう。だが、民族解放闘争において重要な役割を担う民族資本の規模は不明である。中小商業資本家や前近代的金融資本家が都市部に存在し、民族自治拡大要求を持っていることは、NAPの許容する中央政府権限の中に貿易・州際交易が入っていないことや(パ独立直後の自治拡大運動においては、ガッファール・カーン等はこれを許容していた)、バ州政府公約からも

推察し得る。バ州には、紡績・織物、精粉、薬品、れん炭等の大・中規模8本社(うち6社はクエッタ)。なお、大規模工場は動力を用い、20人以上を雇用するものをいう)がある。このうち何社が同州出身者の所有であるかは不明だが、若干のバルーチ産業資本の存在は推察し得る。鉱山地帯にも産業資本家が見受けられるが、その中には同時に封建的族長である者(前出ゼフリー族長など)もいる。

両州における民族主義運動は大・小地主、民族資本家、貧農、職工、インテリ・学生に支えられてきたが、指導権を握ってきたのは大・小地主や封建的族長および彼らと結びついたインテリ層である。しかし、彼らの下では運動が復古的形態をとることや(ワリー・カーンが盛んにパシュト語の古い格言を引用するのは一例であろう)、封建的なものの復活・温存が予想され、彼らの指導には限界が生じてこよう。

それと並行して、従来より既述両州の経済開発に力を入れ始めた中央政府の経済政策等による経済構造変化の過程の中で民族資本が成長し(ただし、中央政府の経済政策が民族資本の成長を促進するもの、少なくとも抑制しないものであることが前提となる)、民族自治拡大運動ないし独立闘争の指導権が彼らに移っていくことになろうし、さらに労働者・農民に移ることも考えられる。すでに独立直後の民族自治拡大運動において、ガッファール・カーンとアチャクザーイの人民党(PP。後にパキスタン人民組織、POP)が労働者等の要求にそって地主財産の制限をうたったり、バルーチの民族運動の一部が農業における封建的関係の解体を要求せざるを得なかったこと、また、70年選挙において、バ州で最も影響力の強いカラート旧土侯国藩主の息子が2人も完敗して部族主義が衰退しつつあることを示したことからしても、民族解放闘争は封建的権力者や民族資本家の意のままにはなり得ないであろう。

このように、独立闘争は極めて複雑になると思われる。しかも、少年でさえ銃を肩にする両州ではかなりの武器の存在が推察されるとはいえ、バングラと違って人口の少ないことや、地理的に中央政府や軍に近いことが不利に作用するため、資金面のみならず兵力の面でも外国に依存せざるを得ない。とすると、両州の独立は外国とパの戦争

を通じてのみ可能となると言えるが、どういう性格の国が支援するかによって闘争の指導権の推移にも変化が生じ、問題はさらに複雑化しよう。

以上の所論からすれば、現段階ではバルーチーとパターンの独立への内発的願望の程度が判然としないため、一部にすでに存在するとされる独立運動を活発化せしめる国内的要因は、経済格差と政治的・社会的・文化的の差別是正の遅延、また、弾圧の強化であると言えぬ。だが、その場合もバルーチーあるいはパターンによる自力での独立達成は不可能であり、独立は独立闘争を支援する外国勢力とパとの戦争を待たねばならない。バングラでさえ、独立は印・パ戦争を待たねばならなかったのである。つまるところ、両民族の独立問題は、パ国内の内在的要因によるよりも、国際関係という外因によって具体化する可能性いかんの観点から検討した方が適切であろう。

ブット現首相は、東パに代わる投資場所を北西辺境州とバ州に見出すよう、民間資本に対して奨励している。とくに、鉱物資源開発には力を注いでいる。しかし、これはよほど細心に行なわないと、パンジャブやシンドの大資本による両州の収奪を招き、前政権までの東パ失政の二の舞を演じることになりかねない。

ブット首相が弾圧の一方ではこのような懐柔策ともとれる措置に出るのは、たとえ本気で両州での“民族解放闘争”を危惧しているからではなくとも、少なくとも自治拡大運動による混乱を恐れているからであろう。また、近隣諸国のみならず、それらと関係の深い諸国とも友好関係を維持ないし樹立しようと努めているのは、上述のような事情にもよると考えられる。

他方、シンド州の人口は現在1750万と推定し得る。そのうち土着シンディー民族は750万(全パ人口の11.6%)と思われる。州人口の57.1%は、印・パ分離独立前後にインド等から流入してきた者と他州から職を求めて流入してきた者であり、土着民にとっては“外国人”である。土着民が農村で封建的諸関係の中で生きているのに対し、これらの移住者はカラチの商・工業を支配し、カラチの労働者もそのほとんどが移住者といわれる。そのため、これらの移住者に対するシンド民族の敵意は鋭く、また、灌漑用水問題等でパンジャ

ーブ州住民との対立も激しい。これに、とくにカラチにおける階級対立が加わってシンド州の問題も複雑かつ興味深いのが、ここでは割愛する。

〔新憲法と与野党対立〕 72年12月31日、新憲法草案が発表され、憲法論議が本格化した。最大の争点は強大な首相権限であった。ブット大統領と側近は大統領制を望んでいたらしいが、大統領制の下で苦しんできた国民の感情と PPP 綱領に鑑み、これをあきらめ、代わりに、首相に強大な権限を与えることにした。

ために、与野党の関係は悪化した。一方、与野党の裏折衝は続けられ、1月29日の会談で、PPPは“首相罷免には国民議会(下院)定数の3分の2以上で”との規定の削除に同意し、代わりに、“首相不信任案が否決された場合、自分の政党の議員の過半数の意向に反して同案に賛成した議員は事実上表決権を失う”旨の提案を行ない、この線での妥協が成立した。だがその後、野党はこの日の協定をくつつがえした。激怒した大統領が、既述イラク大使館事件のあとバ州知事などを解任した真の理由はここにある。彼は、この措置によって野党、とくに NAP を弱体化すると同時に国民の危機感をあおり、一党独裁を可能にする憲法の採択を容易ならしめたのであった。

3月1日、NAP は他の野党との間に、以前に結成した JUI との連合以上に奇妙な“統一民主戦線(UDF)”を結成した。この UDF の真の統一目的はブットに対抗することだけであった。UDF の要求(参考資料参照)には、NAP の自治拡大と CENTO 脱退の要求が落とされた。NAP は自己の柱までも犠牲にして UDF を結成せねばならないほど追い込まれていたのである。

4月2～4日、ブット大統領は UDF を認めぬまま、憲法草案改訂を要求する UDF と会談を持った。その結果、UDF は若干の譲歩を獲得したが、71年11月以来の非常事態宣言の解除、“首相不信任案は後継者を指名せねば提案できない”との規定の削除(この規定は、後継者指名をめぐって野党を分断する効果を持つ)、等の重要な要求については何の成果もあげ得なかった。それゆえ、UDF は大統領の会談覚え書きを拒否し、政情はさらに混乱した。だが、同9日と10日午前中、与野党緊

急会談が開かれ、10日午後、新憲法が制憲議会を通過した。ところが緊急会談で決定されたのは憲法草案の若干の末梢的条項の変更でしかなかったため、圧倒的多数による憲法採択の裏には様々の取引と懐柔策があると思われた。これに加え、打続く弾圧にすでに恐れおののいていた NAP の場合、憲法に賛成しないことによって決定的弾圧を受けるリスクを冒すことはできないという事情があったのである。

新憲法は、野党陣の要求に沿って、場合によっては両院合同会議を開くという独特の規定を設け、従来行政府に従属していた司法府を3年以内に分離すると定めるなど、腐心の跡が見られる。また、社会正義実現をうたい、過去の教訓に立って州間また州と中央との調整のために利害調整評議会を新設する等、注目すべき民主的条項を含んでいる。他方、既述のもののほか、大統領(実質的には首相)は非常事態宣言下では基本的人権を停止し得る、大統領の命令は国会立法と同効果を持つ、軍統帥権は大統領でなく政府(実質的には首相)にある、首相選挙は秘密投票ではない等によって首相と与党の地位強化が図られ、また最高裁の違憲立法審査権や最高裁判事の国民審査に関する条項がないことによって、行政府と立法府の司法府に対する強い影響力が残されている。

かくして、憲法採択に成功した PPP は7月の上院選挙で45名中33名を制した。8月12日にはブット大統領が首相に選出され、同14日には新憲法が施行され、新体制が確立された。様々の問題はあるにしても、憲法採択にまでこぎつけたブット現首相の手腕と実績は高く評価し得よう。

この間、ブットは反政府系新聞の発禁や、NAP、また、とくにパンジャブおよびカラチの一部で台頭してきた国民権運動(TI。党首はアスガル・カーン元空軍総司令官)に対して制服の PPP 私兵によるいやがらせや軍・警察による弾圧を行なうことによって反対者をぎりぎりの状態にまで追い込み、その時点で弾圧強化をおおわせつつ懐柔策と裏取引を出し、彼らを分断するという策を基調としてきた。その好例として、NAP-JUI 連合支持だった北西辺境州統一戦線や、NAP-JUI 州議会議員に州閣僚ポストを約束したり、逮捕したりすることによって、NAP-JUI 連合を州議会野

党に転落せしめ、親 PPP 連立内閣をつくったことがあげられる(このため州閣僚ポストは倍増された)。パ州でも同様であった。また、中央レベルでも PPP は、同党議員88名中6名の“反乱分子”を出したとはいえ、他党議員をだきこんで146名中110名の支持を獲得した。

憲法発効後も、発効直後の基本的人権停止、非常事態宣言の74年3月までの延長、大逆罪法案可決、“複数民族論”等を禁ずる反国家活動予防律令公布など、厳しい措置を次々に打出した。ブット首相はいわば、非常事態宣言と英国統治時代の遺産である刑法144条(5人以上の集会・デモ禁止)によって政治を行なってきた。まさに同首相のワン・マン・ショーであり、ワーリ・カーンが“この国はパーキスターン(この国名は‘清浄な国’の意)ではなく、ブットスターンだ”と非難するゆえんである。複雑な国情から強硬手段が必要になるのかもしれないが、それでは抜本的解決にはならず、長期的には事態悪化が懸念される。

〔一般民衆の不满〕ブットは71年12月の政権担当直後からたて続けに一連の改革を発表した。これらは主に政治面での効果を狙ったものであり、あまりに短期間で計画されたこともあって、その長期的な政治的・経済的効果は疑わしい。

たとえば土地改革も表面的なものにすぎない。ハッサン蔵相自身、土地改革に備えて土地所有者による名義借りがあったことを認めているし、また、劣等地のみの供出、軍部実力者等で土地所有者である者には土地改革法の適用がゆるめられた、などのために骨抜きになっている。下層農民にとっては、土地再配分より重要なのは地主・小作関係の改善であろう。改革の結果、小作農は確かに以前より権利を拡大し得たようであるが、それも一定程度のことであって、とくに大地主の地位はいまだ堅固なようである。ブット首相が土地改革法を守らない大地主に度々警告せざるをえないこと、地主と小作の衝突が絶えないことなどはその証左であろう。

72年の労働政策は労働者の地位を大幅に引上げ得るものであるが、その実施をめぐる労使の対立が見られる。73年8月、ブット首相は政府職員の間階級制を廃止する等、大幅な行政改革を発表し

て政府関係労働者の期待にこたえた。3月23日付 *Times of India* 紙は“最近(パ)パンジャーブ州政府は、宅地を購入する権限を獲得した。これで都市部で30~40万の人々が利益を受ける”と伝えている。8月10日、蔵相は月収700ルピーまでのサラリーマンの一律35ルピー給与引上げを発表した。しかし、それも物価の狂騰に食われてしまった。

物価の高騰は後述のようにパでもすさまじく、しかも、8~9月の大洪水がこれに拍車をかけた。とくに食料品は数日の間に2~5倍値上がりしたという(9月2日付『朝日』)。政府は食料品の輸出禁止策や、売り惜しみに対して食用油の国有化等の措置をとった。

PPPはこの洪水をうまく利用した。物価は以前から狂騰していたが、政府首脳陣は物価高を洪水のせいにするとともに、憲法祝賀行事を中止して精神的に主要被災地であるパンジャーブとスィンドを訪問した。そして、首相を初めとする諸大臣が来訪しただけで感激している民衆に、“野党は復旧事業を何もやっていない”と宣伝してまわった。政府は何カ月も前から出ている各地測候所の洪水警告を無視して憲法祝賀の準備にうつつをぬかしていたのであるが、野党はこれを追及することさえできなかった。彼らは、被災者が食糧にも困っている時に、“バ州と北西辺境州の政治的自由を回復せよ”とか、“政府に対して市民不服従運動を展開しよう”などと、ピントの狂った訴えに重点を置いていた。バングラのアワミ連盟が70年大洪水を最大限に利用して反中央政府気運を一挙に高揚し得たのとは雲泥の差であった。

それはともかく、パの国家としての存続ではなく、ブット政権の存続いかなの観点からすれば、民族問題よりもこのような生活不安の方が大きな問題である。なぜなら、それはバ州や北西辺境州の民衆だけでなく、同政権の重要な支柱の一本であるパンジャーブとスィンドの民衆をも脅かすからである。政府は確かに生活の問題で色々の手を打ってはきた。しかし、それもさしたる効果を納めていない。そのため、民衆のブット政権への不満が醸成されつつあり、それはバス料金の値上げを直接の契機とするカラチでの暴動(11月26日~12月5日)となって現われた。生活苦がさらに厳し

くなれば、民衆のブット政権への失望と疑惑は深まるであろう。事実、その他の諸改革に関しても民衆は疑問を唱えるようになってきている。

たとえば、現政府は72年1月に主要10産業31企業を国家管理化した。まだ民衆の生活向上には結びついていない。これは経営陣に政府役人を入れただけで、所有権には手をつけなかった。12月8日付 *Business Recorder* 紙は政府が73年9月1日の大統領令に基づいて、“これらの企業の株式の一部または全部を取得した”と解説したが、カラチ財界を代表する同紙は一方的な解説に走ることもあるので、まだそれをうのみにすることはできない。それに接收された企業の大部分は、もともと半官半民の色彩が強いものであった。ともかく、財閥が健在であることは確かである。PPPは選挙資金を財閥から受けたためもあって、また、彼らを敵に回しては経済回復もままならぬため、一時の労働者寄りの姿勢を変えて大企業に傾斜している。その一例として、政府は73年初め、カラチのランディー工業地帯のストに関し、スト中の賃金を払わぬように使用者に指示した。従来なら強制的に払わせていたのである。それは労働者の一大デモを惹起し、死者、逮捕者を出すに至った。また、ブット首相の貴族趣味等が人々の疑惑を招いている例も報告されている(*Newsweek*, 10月1日号)。

このようなことから PPP 内部にも対立が表面化している。現在のところ、ブット首相とその右腕であり、ラホール近郊の大地主の出であるカール・パンジャーブ州首相、また、首相のいとこで同じくラールカーナ大地主の出である M. A. ブット(12月18日、スィンド州首相を辞任)を中心とする右派が支配的だが、パンジャーブ州農民運動指導者のラシード中央政府保健相やメーラージュ同州前首相(12月6日辞任)等の左派が機会を待っているのである。

また、3月30日、憲法問題で国内が荒れていた時、若手将校など40名によるクーデター計画が発覚するという事件が生じた。これは、彼らがインドに抑留中の戦争捕虜に関するブット首相の引延し作戦に業を煮やしたためのものといわれるが、カラチなどの都市部で強いジャマアテ・イスラーミ(JI, 狂信的回教政党)が民衆の生活苦などに鑑

み、軍部にクーデターを行なうよう訴えていたこととも無関係ではあるまい。

このように、社会の底辺にあえぐ民衆と特権階級との間で綱渡りを続けてきたブット政権は、どちらからも完全な信頼を得られぬまま、態度の明確化を双方からせまられているのである。

経 済

71年・印パ戦争と東パ喪失はパ経済に手痛い打撃を与え、それは71/72年度（71年7月1日～72年6月30日）を通じての停滞となって現われた。しかし、72/73年度は回復の年であった。それは国内総生産（GDP）が実質で対前年度比5.8%の成長率を記録したことにも示されている。

農業は3シーズン連続干ばつのため、69/70～71/72年度はゼロ成長に等しかったが、小麦と砂糖キビの増産によって対前年度3.1%の成長率を示した。なお、72年3月の土地改革が農業生産に及ぼす影響はまだ不明である。

工業成長率は前年度の-4.7%に対し、5.5%となった。大規模製造業については6.3%であった。だが、民間投資はかなり回復したといわれるものの、それは工業実業家による輸出業への投資が増大したからであり、工業部門での新規投資は手控えられた。その一因として、労使関係はかなり改善されたものの、与野党対立による内政混乱があげられる。また、実業界、ことに工業界のブット政権への不信感は根強い。

一方、輸出の伸びは目覚しく、前年度の34億ルピーに対し、一挙に87億ルピーとなった。その主要因は、72年5月のルピー切下げ、従来の東パ向け商品の国際市場への転換の成功、輸出商品の多様化、綿花国際価格の騰勢であった。この綿花国際価格は70年半ばから上昇し始め、今年は1ペール当り400ドルという空前の高値を記録した。輸出総額に占める原綿および綿製品の割合が大きいくだけに（66/67年度44.9%、71/72年度は58.6%）、国際価格急騰はパに有利に作用した。このような輸出急増は、71年12月には1.7億ドルまで落ち込んでいた金・ドル・外貨準備高を73年6月末には4.6億ドルに上げた。

しかし、一方では物価高騰で国民は苦しんだ。

72/73年度の一般卸売物価の平均指数は18.9%上昇した。カラチの工業労働者消費者物価指数の場合、同期で、一般指数は13.4%、食料品は18.3%上昇した。これらの数字は政府統計から算出したものであり、政府指定の“公正価格店”の“公正価格”も含んでいるが、現実にはこれらの店においてさえ商品は“公正価格”の倍値前後で売られている。これからしても、現実の物価高は政府統計よりはるかに厳しいと思われる。事実、政府の代弁者の役割を果たしている *Pakistan Times* 紙でさえ、8月初め、“本社独自の調査によると食料品は1年で100%、野菜の場合は100～500%上昇した”としている。

物価狂騰の1要因には生産コスト上昇がある。IMF方式で56.7%というルピー大幅切下げは輸入資本財・原材料の価格騰貴を招き、生産費を上昇せしめた。また、労賃上昇や増税分も製品価格に転嫁された。第2に品不足がある。これは企業の低操業率、一部業者の売り惜しみ、パ州などの“ゲリラ”による交通網遮断、密輸出等による。また、ルピー切下げによる輸出増により、内需分までが輸出に回され、国内の製造品不足に拍車をかけたのみか、原綿等の国内での不足と価格上昇を招いて生産費まで引上げてしまった。

これらに加え、流動性増大も重要である。72/73年度経済白書によれば、金融資産は72年6月末にはまだ東パ分を含めて265.6億ルピーであったが、73年3月末には37.9億ルピー増大して西パだけで303.5億ルピーになった。このうち、通貨供給は201.6億ルピー（66.4%）であった。このような金融資産増大の最大因は民間部門にある。同部門での増大は主に輸出関係の銀行信用増である。政府の大規模な赤字財政も大きなインフレ要因となった。さらに、輸入が目標に達しなかった一方、輸出が目標を大幅に上回ったことなどのため、外国部門でも金融資産が増大した。しかも上記の37.9億ルピーは、東パ分を含んでの金融資産に対する増大分であるから、純粹に西パだけの金融資産を算出し得たとすれば、西パの増大分がこの数字をはるかに上回ることは間違いない。

政府は“目覚しい”回復を自賛するが、厳しいインフレと物価高は否定できないし、1人当り粗所得も69/70年度レベルに戻っただけでしかない。

GDPの増大分18.98億ルピーにしても、そのうち生活必需品の生産に直接結びついた第1次産業および鉱工業によってもたらされたのは6.71億ルピー(35.4%)にすぎず、他は建設、電気・ガス・給水、および第3次産業によるものである。また、経済全体が国際市場動向に大きく左右される輸出(とくに原綿と綿製品、別の観点では、主に第1次産品)に強く依存している。このように、パ経済の回復は根の浅いものでしかない。

6月9日、政府は以上の背景に立って73/74年度予算案を発表した。経常予算では、歳入は経済回復を反映して前年改訂予算より11.8%拡大し、94.159億ルピー(以下、単位1億ルピー)となった。予算総額のうち税収入が76.5%を占め、72.018となっている。税収入のうち、関税、消費税、売上税等の間接税で90.7%を占める。これは、直接税である所得税の増税がなかったこととも相まって、“間接税をできるだけ減らす”という現政府の昨年度の言明に反するといえよう。また、関税(31.292)が税収入44.6%、歳入総額の33.2%を占めることは、経常予算の貿易への依存度の高さを示している。さらに、前年度の貿易の急増にたよって、増税分6.2のうち、79.0%を関税(輸出税3.4、輸入税1.5)に求めている。これでは、不安定な経常予算といわねばなるまい。

経常予算の歳出(87.748)中、国防費が51.2%(42.330)、対外債務返済が26.3%(21.756)を占める。また、失業対策として民政・公共事業拡大が重視され、9.0%(74.91)がそれに回された。わずかの剰余金(2.266)が年度開発計画の資金調達を担当する資本予算にふりむけられた。

資本予算は前年度に比して34%拡大し、55.75になった。73/74年度計画については、9月2日付 *Financial Times* 紙によると GDP 目標成長率は7.0%というが、詳細は不明である。農業にはかなりの重点が置かれ、綿花は430(昨年395)万バールを、主要食糧穀物は1300(1100)万英トンを生産目標としている。

73/74年度予算は、福祉関係を前年度より重視したほか、輸入制限緩和、内需を検討しつつ輸出をチェックすること、公共部門での生産重視など、明らかにインフレ対策を打出している。とはいえ、その効果も、開発予算の34%拡大、開発予

算の59.1%(33.050)を外国援助に求めていること、予想される赤字財政(6.5と思われる)、輸入品売上税の増大、電力料金引上げ等によってかなりの程度は相殺されてしまう公算が強い。

現政府登場以来、その経済政策には、輸出重視、政府の役割増大、赤字財政および外国援助への依存が一貫して見られる。

西パの東パ商品への依存度は低かったが、ジュート、茶、マッチなど特定商品については異常に高い依存度を示していた。西パは東パ喪失により、これらの商品の輸入のために乏しい外貨の使用を余儀なくされた。それ以上に、西パ貿易収支の赤字に対する補填源としての東パを失ったのは大きな痛手であった。また、西パの東パ市場依存度——東パへの移出÷(東パへの移出+西パからの全輸出)×100——は非常に高かった(59/60~68/69年度平均、46.7%)。このような事情のため現政権は登場以来、輸出拡大に非常な力を注いだ。その一つの大きな節となったのが72年5月のルピー切下げと複数为替レートの廃止であった。

これが急激な輸出増と外貨増をもたらしたことはすでに述べた。また政府はルピー切下げとともに輸入制限緩和措置をとり、同時に、輸入税を引上げた。この輸入税増大と輸出増による輸出税増大は政府の税収入増に大きく貢献し、ついには、政府は73/74年度予算に見られるようにこれらの関税に大きく依存するようになった。しかも、輸入品売上税まで引上げられたのである。

このような、予算源を貿易に大きく頼る政策はインフレ抑制策とはうまく両立し得なかった。政府はこの政策でインフレが進み、一般大衆の購買力と貯蓄欲が減退すること、民間部門での工業投資は進まないこと等は熟知していたようである。73/74年度予算において消費税による税収入増がさして期待されず(関税の18.7%増に対し、4.2%増)、所得税による増大がまったく考えられていないこと等はそれを示している。

民間の生産部門での不況が続くとの見通しに立ってきたと思われる現政権は、不況打開のために貿易部門に力を注ぐとともに、公共部門の役割増大を図ってきた(民間からは、これらの政策がかえって不況を招くと批判が強い)。72年1月の31企業の経営権接収はその1例である。また、同年3月に

固有化された生命保険会社における貯蓄の大半は公共部門に回されている。さらに73年に入っても、食油工業国有化(9月)、綿花輸出国有化(10月)等の措置がとられた。政府の公共部門投資は赤字財政と外国援助依存によるインフレで不況を脱しようというものだが、大きな危険をはらんでいることも否定し得ない。今後、最大の課題である物価高と民間工業投資にブット政権がいかに対処していくか、興味深いところである。

なお、8～9月の洪水の被害は当初いわれたほどではなかったようであるが、それでも大きな打撃であったことは事実である。しかし、9月15日、洪水の結果、機械類を除く全輸入品に25%の追加税、所得税に10%増税が課せられたことだけを挙げておくにとどめる。

対外関係

〔インド、バングラデシュ〕 72年7月の印・パ間のシムラ協定はカシミール以外での両軍撤退を決めたものの、重要な問題に関しては決意表明にすぎなかった。その後の交渉は、捕虜の即時送還を要求するパと、パのバングラ承認をその条件とするバングラおよびインドの対立のため、なかなか進展しなかった。カシミールの停戦ラインと印・パ両軍撤退が取決められたのも、すでに12月に入っていたことであった。

73年に入り、印・パ間に書簡交換等の局面打開



ホワイト・ハウスを訪問したブット首相夫妻

の動きがあったが、ロンドンのインド高等弁務官府がパ人に襲撃されたり、パに有利な対印・パ武器禁輸の一部解除が米国によって行なわれたりしたため、困難が予想された。

4月17日、インドとバングラによる共同宣言が出され、3国間の問題がクローズ・アップされた。宣言は、“戦犯裁判に必要な者(195名)を除く捕虜(9万2000)、パに抑留中のベンガル人(16～40万)、バングラにいるパ人(旧インドから東パに移住したビハリー26万が主)の同時送還”を骨子とする。宣言は、バングラ承認要求の立場はくずしていないが、承認を捕虜送還の条件とはせず、事前のインド・バングラ会談によってバングラの態度が軟化したことを示唆し、注目された。

これに対し、パは引伸ばし作戦に出た。ブット大統領は終戦直後からこの作戦をとっていた。それは対インド交渉にあたって少しでも有利な状況をつくり出すための時間かせぎであった。共同宣言に対しては、パのベンガル人に対する報道裁判をおわせ、また、ビハリー引受けを拒否した。5月6日、パ警察はイスラマバードのベンガル人をいずこかに強制収容、同11日には捕虜裁判問題で国際司法裁判所に提訴し、インドとバングラを刺激した。同11日、宣言に関して詳しい説明を求めるパの印・パ会議をインドが拒否したのはパにとってはむしろ好ましいことであっただろう。ブット大統領としては、その間、バングラ承認を示唆しつつインド・バングラに期待を抱かせ、他方、会談を伸ばすことによって国民の目を外にそらし、また、バングラのあせりを引出し、捕虜抑留による経済的負担をインドに負わせてインド国民の不満を醸成し、両国の意見対立を待ち、しかも国際社会にインドを“非人道的”と印象づけて孤立化させることによって有利な条件をつくるのが目的であった。それが達成できれば、捕虜送還の遅延に対する国内の不満もそれによる混乱も、結局はささいなことにすぎなかった。

交渉を引き伸ばす一方で、ブット大統領は、他の外国との友好関係を深めつつあった。北京への航空機乗入れを実現し、ティッカ・カーン陸軍参謀長などの軍人が盛んに訪中して武器援助をとりつける一方、米からも武器禁輸緩和をとりつけた。

CENTO との関係も強化し、とくに、インド洋をめぐってインドと激しく拮抗するイランとの間に防衛協力関係を深めた。アラブ諸国との関係も深まった。他方、労相の訪ソ(4月末)によってインドとソ連の分断を試みた。パターンとバルーチーの問題で同国との関係は一時悪化した。それでもソ連援助によるカラチ製鋼所の調査団が最終調査を行ない(7月。12月着工)、東パ使用分の経済援助帳消しも獲得した(3月。東欧諸国からも)。“アジア安保”のためにはソ連としてもいつまでもパとの関係を悪くしておくことはできなかったのである。イラクとは大使館事件で断交にまで至ったが、6月には国交を回復した。さらに、インドにおいてさえ、ブット大統領は友人であるスワタントラ党委員長(同党は反共のために印・パは協力すべしとしている)を通じてパキスタン・ロビーを築くのに成功したという。

これらの動きは7～8月の印・パ会談に微妙かつパに有利な影響を与えた。両国は7月24～30日、特使会談を行ない、8月18日から第2次会談を行なった。その結果シムラ協定がパに不利であったのに対し、8月28日のデリー協定では、パは捕虜送還を獲得、公務員や技術者の不足するバングラはベンガル人送還を獲得した。一方、パによる非ベンガル人受入れは、全員でなく“相当数”とされた。これによってパは、棚上げにされた戦犯問題に関するバングラの出方しだいで非ベンガル人受入数を操作し得ることとなった。この問題が今後どう展開し、パのバングラ承認がいつになるかは世界が注目するところであるが、この協定は敗戦国とは思えぬほどの結果をパにもたらし、ブット大統領の外交手腕が内外で高く評価されることとなった。

だが、パとバングラとの今後の問題に加え、印・パ間にはまだカシミールの帰属問題が残されている。インド側カシミールがすでに州となり、近代化も進められてきているのに比べ、パ側カシミールではブット大統領が72年8月に封建制の遺物を根絶すると発表するまでは何もなされてこなかった。カシミールでのインドに対する立遅れを認識していたブット現首相はさらに73年11月、カシミールで遊説した同地域をパの州にしたい意向を明らかにした。今後、戦犯問題などが解決してい

くにつれ、ブット首相はカシミールのパ帰属の主張を強めていくであろう。印・パ和解の道はまだ遠い。

〔アフガニスタン〕 アフガニスタンはかねてからパクトゥーニスタン構想を主張していた。アフガニスタンのパターンとしては民族統一を望むだけではない。同国人口は1500万というが、うちパターンは53.5%を占めるものの、36.7%を占めるタジキ民族に対する優位は圧倒的というわけではない。だが、パのパターンを加えれば、同国のパターンは68%を超えるのである。しかし、パはデュランド線(前出)を国際的に認められた国境として同国の主張をしりぞけてきた。1955年、カーブルのパ大使館が襲撃され、両国は断交した。同年11月、ダウード首相は対ソ接近策によってパに圧力を加える決定をした。1961年、再度の断交となり、貿易のためカラチ港を利用していたアフガニスタンはその輸送脈を断たれて経済悪化に直面した。ザーヒル国王はついに63年にダウード首相を解任し、対パ強硬路線を修正した。

しかし、73年7月17日、ダウード元首相がクーデターによって大統領となり、両国関係はまたしても緊張した。同大統領はクーデター直後、“パはわが国が問題を解決し得なかった唯一の国”と表現し、微妙な影を西南アジアに投げかけた。しかも、同国への経済援助でも圧倒的に第1位のソ連が背後にあるだけに、事は複雑である。現在のところ、アフガニスタンはパとの戦争にまで踏切って主張を貫くことは考え得ないが、ソ連の援助によって十分な軍事力を持つに至れば、パとイランとの不和およびパ国内の危機を待って軍事行動をおこす可能性は否定し得ない。

それだけに同国はパにとって頭痛の種である。ブットが大統領就任後、最初に訪問した(72年1月11日)のが同国であったこと、クーデター後、ソ連とインドに続いてすぐにダウード政権を承認したこと、11月に北西辺境州で遊説し、“援助の用意がある”とする一方で同国を“貧乏だ、言論の自由もない”とけなししたもの、パの苦悩を物語っている。両国関係は今後も不安定なものであると予想されるのである。

〔ペルシャ湾、インド洋〕 アフガニスタンのクーデターは孤立した事件ではない。それは、今や石油問題で騒然たる中東と、インド亜大陸の間で生じたことなのである。

ソ連は、伝統的南下政策や“アジア安保”に示されるソ連体制強化のために、また、現在年間1億トンの石油を輸出しているとはいえ、70年代末には国内で不足してくるといわれる石油を求めて、ペルシャ湾からベンガル湾に至る地域での勢力圏拡大に力を注いできた。アフガニスタンのクーデターの背景にソ連があったといわれるのもゆえなきことではない。

現在、この地域での主要親ソ国家としては南イエメン、イラク、アフガニスタン、インド、バングラがある。一方、パの他、米石油資本が経済を牛耳るイラン、クエート、サウジアラビア、北イエメンは米に近い。ソ連による包囲網拡大を恐れ、やはり石油も望む中国もこれらの国々に接近している。この構造の中には、この地域内での“大国”であるイランとインドの拮抗が見られ、印・パ対立もますますこの構造の中でとらえる必要がでてきている。イランのパーレビ皇帝はすでに65年印・パ戦争に鑑み、軍備増強を開始、71年の英国のスエズ以東からの撤退までこの地域での軍事大国を築くべく急速に軍備を拡張した。そして、73年2月には20~30億ドルにのぼる武器を米に発注した。インドは一部がパに回されると非難したが、それよりもイラン自体の軍備膨張を恐れている。というのも、パーレビ皇帝の軍拡の理由づけが、“国家統一のため→地域的責任→インド洋もイランの国防圏に含める必要→石油供給源を守る世界的責任の必要”というようにエスカレートしてきたからであり、インド洋以西での優位を確立したいインドにとっては、イランの軍拡は見過ごし得ないからである。

米がペルシャ湾に進出したのは割に最近のことである。今や米はCENTOを強化、バハレーンに海軍基地を設け、インド洋でもディエゴガルシャ、モーリシャス等に根拠地を有し、ベンガル湾にも第7艦隊を遊よくさせている。ソ連もバングラのチッタゴンやインドのヴィンジャーカパトナムに根拠地を設けてベンガル湾をにらむとともに、主にイラクを通じてペルシャ湾沿岸諸国の左傾化

を図り、またアラビア湾やインド洋で活動を強化している。パが自国沿岸の“怪しげなソ連漁船群”を警戒するのもこのためである。中国もパとの友好関係堅持の他、71年にイランと国交を樹立し、73年6月にもイランやパに外相を派遣、イランのペルシャ湾政策やイランとパの共同声明(5月14日)を支持する等、米・ソに遅れまいと努めている。

インドはイラクでソ連製ミグ戦闘機のパイロット訓練を行なっているといわれ(*Washington Post*, 6月23日)、一方、73年1月、対パ交渉中心人物であるハクサールがイランを訪問し、印・パ交渉を自己に有利にしようとした。また同1月、シン外相がオマーンを訪問するなどして、ペルシャ湾沿岸諸国でイランおよびパとの競争に負けまいとしている。だが、イランとパの分断もできず、ペルシャ湾諸国での競争で両国に勝つこともできずにいる。

東パ喪失によって南アジアというより西南アジアの一部となったパは急速に中近東に接近した。とくにイランとの関係はさらに緊密化された。ブットは頻繁な人事交流に加え、72~73年にみずから4度のイラン訪問をしている。ブットは5月10日、イランを訪問し、防衛協力を強化した。パーレビ皇帝は度々、“インドがパを攻撃すればインドに対して武器を用いる”と警告している。イランがこのようなパを支持するのはインドとの対抗上でもあるし、“大バルーチスターン”構想に関し、パと利害が一致するからでもある。この構想は、パと同数といわれるバルーチを抱え、他の民族問題でも悩んでいるイランにとっても由々しきことなのである。しかも、これを支援してパと対立するイラクとの間に、また、アフガニスタンとの間にも、国境問題等を抱えているし、ソ連への不信も根強いからである。

トルーシャル諸国を含むアラブ圏とパの人事交流もブット自身を含めて活発である。パは、ブット訪米(9月18~24日)によっても、米の武器禁輸完全解除がなされなかったため、フランス等から武器を調達しており、その資金をクエートを初めとするペルシャ湾沿岸諸国や他のアラブ諸国に求め、その見返りとして軍事・経済協力を行なっているのである。

イランの場合、オマーン南部の左翼反乱の鎮圧のために同国に軍を派遣して首長に協力する等、この地域の旧体制維持に力を注いでいる。これは反乱が自国に波及するのを予防するためでもある。しかし、その他のペルシャ湾沿岸諸国にしても、イランの軍拡を恐れているし、イランが71年にホルムズ海峡付近の3島を武力占領したこともあって、イランとこれら諸国との関係は必ずしも良好ではない。とくにサウジアラビアはイスラエルだけでなくイランにも対抗して軍拡を進めており、クエートもイラクに対してだけでなく、やはりイランに対する軍拡を行なっている。

そしてまたパにしてみても、インドとの関係に関してはイランは重要であるが、内心はやはり不安であろう。かりに諸国がパの分割をめざして侵

略すれば、イランは間違いなく“自衛のために”パ州を占領するであろう。とくに鉱山資源の宝庫といわれるパ州はイランにとっても大きな魅力であるからだ。パ政府首脳が大げさなほどイランとの友好を協調したり、“イランはパに対して領土的野心は持たない”と力説するのも、イランを牽制するためともしり得るのである。

このようにペルシャ湾からベンガル湾までの問題は極めて複雑で簡単には把握できないし、今後も流動的である。現在この地域は一見平穏であるが、とくにペルシャ湾を中心としていつパルカン化するかわからない状態である。印・パ関係も今後は必ずこの背景に照らしつつ分析していくことが必要となるゆえんである。

重 要 日 誌

1 月

3日 ▶野党、国民議会ボイコット——民族人民党(NAP)を初めとする諸野党は、パキスタン(以下、パ)人民党(PPP)の国民議会運営が非民主的であるとして、国民議会をボイコット。

▶大統領、バングラデシュについて——ブット大統領はカラチで演説、バングラデシュ(以下、バングラ)承認に反対する民衆の声に押され、“諸君があくまで反対なら、私もバングラ承認は反対だ”と述べた。さらに“パと回教徒ベンガルとの関係について、インドが内政干渉をするのは不当だ。パは南アジアにおいてインドが主導権を握るのは容認しない”とインドを非難した。

5日 ▶大統領、憲法について——ブット大統領は、“野党陣が国民議会ボイコットを続け、昨年10月の恒久憲法に関する協定に違反すれば、PPPだけで憲法採択に踏み切る”と述べた。6日、ワーリ・カーンNAP委員長は、“そのような憲法は北西辺境州とバルーチスタン州では無効である”と非難。

6日 ▶司法部独立へ——司法部を行政部から漸次独立させる法案が国民議会でも採択された。

7日 ▶北京との航空路——パ国際航空(PIA)当局は、1月20日から、イスラマバード経由北方ルートによる北京乗入れが開始されると発表。従来、北京乗入れをじていたのはソ連と北朝鮮のみ。

9日 ▶ルーマニアと国交樹立——8日、ブット大統領の招請によりチャウシェスク・ルーマニア国家評議会議長が来訪(～12日)。9日、国交樹立の調印、航空協定等調印、また、3月31日までに経済・技術協力協定を結ぶことで合意。10日、共同声明。

▶大統領、米国に不満——9日付ジャパン・タイムズ紙によれば、ブット大統領は以下の理由により米国に対する不満を公式・非公式に明らかにしているという。“(1)昨年6月フェーランド駐パ・米大使がイラン大使に転任して以来、駐パ米大使が欠員のままである。(2)米国の対パ経済援助は対バングラ経済援助の5分の1にすぎない。(3)兵器供給要請に対する米国の反応が冷淡である”。

10日 ▶アフガニスタン、バングラ承認を決定(正式承認は2月18日)。

11日 ▶軍事友好代表团、訪中(～1月21日)——ティッカ・カーン陸軍参謀長を団長とする。国防省によれば、この訪中は友好諸国への代表团派遣シリーズ第1弾とい

う。12日、ティッカ・カーン参謀長は張才千中国人民解放軍副総参謀長と会談、同夕、葉劍英中国軍事委員会副主席と会談。15日、周恩来首相、張才千、李達の両副総参謀長、韓念龍外交副部長が代表团と会見。

12日 ▶憲法で最高裁見解——最高裁は、“国民議会は東パ議員欠席のままでも憲法を採択し得る”旨の見解を満場一致で採択した。

15日 ▶“単一民族”説を否定——NAPバルーチスタン州支部のK.B.マリ委員長はクエッタで演説、“わが国は単一民族国家ではない。各民族は自らの決定を下す権利を有する”と強調した。

▶綿花輸出政策再検討の要求——全パ織物工場協会は、“原綿価格が朝鮮戦争ブーム以来の高値を記録、1マウンド205ルピーに達しており、国内の加工業者が困っている”として輸出政策再検討を要求している。

16日 ▶パーレビ・イラン皇帝、来訪(～18日)——ブット大統領の招請による。

17日 ▶非常事態宣言について——ハッサン蔵相は記者会見で71年11月23日以来の国家非常事態宣言に触れ、次のように言明。“憲法が制定され、国家の安全と民主主義が保証されるまで宣言解除はない。解除を要求する人々は、解除のあかつきには、接収された自分たちの財産を裁判にかけてとり戻せると考えているようだが、接収されたものが再び彼らの所有物になることはない”。

19日 ▶英国、対パ貿易協定失効通告——英政府はEC加盟に伴い、パとの1951年貿易協定の2月1日終結を通告。これにより、パとの関税特惠措置等が無効となる。

▶PIAの北京—西独航空路——PIAは4月1日からフランクフルト—イズタンブール—イスラマバード—北京路線を開通すると明らかにした。

21日 ▶大統領、バングラ承認の必要性を強調。

23日 ▶野党、国民議会ボイコット継続——ワーリ・カーンNAP委員長を座長とする諸野党調整委員会は、通常の立法府としての国民議会のボイコット継続を決定。2月17日開始の制憲議会としての国民議会に関しては未定。

24日 ▶“憲法協定は失効”——諸野党スポークスマンのハヤット・カサンは、“昨年10月の憲法協定は憲法草案作成のためのものであり、草案が出来た現在、効力はない”と述べた。これは、同協定は“最終的なもの”とした23日の大統領発言に対するもの。

25日 ▶バルーチスタン州で反乱——同州ラスベラー地域で、鉦山公営化、土地改革等に反対しているという諸部族の武装反乱が生じ、30日、中央政府は軍を派遣して鎮圧に当たった。同州では昨年12月頃から部族反乱が多く、武器密輸入や反 PPP 政治家逮捕が頻繁である。ビゼンジョー州知事(NAP)は、この反乱は同州に混乱を生ぜしめて大統領直轄令を布告し、同州政権を崩壊せしめるために中央政府のカユーム・カーン内相(QML、ムスリム連盟カユーム派)がたくらんだものと主張、中央政府に軍派遣を要請したことはないとしている。2月22日、政府筋はこの事件で57名が死亡したと発表。

▶シアヌーク政権承認——政府はカンボジア王国民族連合政府を承認した(パ政府はロン・ノル政権を認めていなかった)。27日、シアヌーク殿下は、“アジアの非共産国による承認は初めてで、極めて重大な意義を持つ”と語った。

28日 ▶大統領、野党と緊急会談——ブット大統領はワリー・カーン NAP 委員長およびビゼンジョー・バルーチスタン州知事と憲法問題で会談。翌日、ワリー・カーン NAP 委員長は記者会見で、“会談によって問題解決の糸口がつかめた”と語った。

29日 ▶ソ連船舶を警戒——最近のパ各紙は、スパイ活動設備を備えたソ連漁船がパ沿海に出没していると報じ、インド海軍と情報交換を行なっているとして警戒の色を強めている。また、ソ連船による近代的トロール漁法のため、パ近海の魚類は一掃されつつあるという。

30日 ▶パンジャブ州議会副議長によれば、70年7月1日の西パ統一州廃止以来、3,725名のパンジャブ出身役人がバルーチスタン州から戻った。

▶アタイ・イラン海軍最高司令官、来訪(～2月6日)。

2月

2日 ▶憲法草案提出——制憲議会としての国民議会が開かれ、憲法草案が法案の形で正式に提出された。その後、国民議会は休会となり、2月17日から憲法草案の審議の運び。なお、野党は1日、制憲議会ボイコットを中止、本日の国民議会に出席した。

3日 ▶ラスベラーの反乱活動停止——4日、政府と反徒側の会談。7日、反徒側、政府に武器提出。

4日 ▶ワリー・カーン、記者会見——ワリー・カーン NAP 委員長は席上、“憲法は個人または特定政党を強化するものであってはならない。中央政府のバルーチスタン、北西辺境両州に対する態度は敵対的だ”と語り、さらに、ヤヒア前大統領公判を要求。

▶法相、訪ソ(～8日)——ソ連の招請でピールザーダ法相がブット大統領特使として訪ソ。5日、グロムイコ

外相と会談。7日、コスイギン首相および同外相と会談。消息筋によるとパ側はインドに抑留中の捕虜送還に協力を要請したが、ソ連側はパのバングラ承認が先決と回答したという。この後、ピールザーダ法相は15日まで訪英。

5日 ▶“ドーン”紙のガウファル編集長、釈放(18ヵ月ぶり)。14日、再逮捕。言論の自由を求めて各紙、政府非難。4月17日、大統領命令で釈放。

▶ラハマーナ・イラン首相特別顧問、来訪(～9日)。

6日 ▶内相、ラスベラー事件について——カユーム・カーン内相は記者会見で、“中央政府のバルーチスタン派兵はブローヒ、メンガル、ビゼンジョー等の諸部族の民兵とラスベラー住民の衝突を防ぐためだった。バルーチスタン州政府はラスベラー事件を“反乱”としているが、同州の NAP 政権が州議会野党を制圧するためにおこしたものだ”と語った。

7日 ▶ワルトハイム国連事務総長、来訪——滞在中、アハマッド新国防・外務担当国務相(7日就任)、ブット大統領と会談。9日、バングラ訪問直前のあいさつで、“印・パ・バングラ3国会談の機は熟していない”と語った。

9日 ▶バルーチスタン州首相、民兵動員を認む——カラチで入院中のメンガル首相は記者会見で、中央政府のラスベラー派兵に対応して数千人の部族民兵に州政府を守らせたことを明らかにした。これらの民兵はメンガル、ビゼンジョー、スマラーリ、ギルグナリー、ムハマッド・ハースニ、バングルザイー、ザラクザイー、シャールワニ、ミルワリー、カーカルの諸部族の者という。

10日 ▶イラク大使館で武器発見——イラク大使館で軽機関銃30丁、手榴弾40個、弾薬等が発見され、押収された。また同日、イスラマバード空港でイラク外務省マーク入りの武器3袋が押収された。これらの武器のほとんどはソ連製。外務省によれば、政府がある種の情報に基づいて共同捜査をイラク大使に申し入れたが拒否されたため、パ警察が一方的に手入れを行なった。政府はヒクマット大使等、駐パ・イラク大使館員に国外退去を命令。

12日 ▶ビゼンジョー・バルーチスタン州知事、中央政府を非難——同知事は、NAP-JUI 連立州政権に反対する分子が同州政府および北西辺境州政府を崩壊せしめ、大統領制による新政府を樹立する工作を進めていると非難した。(JUI=イスラーム・ウラマー党)

13日 ▶スインド州知事、辞任——R. B. タールプル州知事(PPP)は、彼の実兄で国会議員の M. A. A. タールプルが“反国家的活動をしている”との M. A. ブット同州首相の非難に抗議して辞任。ブット大統領は後任と

してリアーカット・アリ・カーン元首相夫人を任命（15日就任）。

▶全銀行・外為取扱機関、閉鎖（～15日）——13日の米ドル10%切下げに伴う措置。米ドル切下げにより、1米ドル=9.90ルピーとなったが、政府当局は、米ドル切下げでパに不利益はないとしている。

▶イラク政府、駐イラク・パ大使館員に国外退去を命令——テヘラン筋によれば、イラク政府は同日、イラン人2名、パ人3名をスパイ容疑で逮捕するとともに、在イラクのパ人全員にも国外退去を命令した。

14日 ▶州知事など解任——ブット大統領はバルーチスターン州のメンガル首相（NAP）以下全閣僚を解任、同州に30日間の大統領直轄令を布告するとともに、同州のビゼンジョー知事および北西辺境州知事（ともにNAP）も解任し、S.アクバル・カーン・バグティ（バグティ一族長）およびM. A. K. カッタク（PPP、パターン人）をそれぞれ新知事に任命した（15日就任）。16日、北西辺境州のM. M. マハムード（JUI）内閣はこの措置に抗議して辞任。

▶この日のBBC放送がバルーチスターン指導者の言として伝えるところによると、同州の反徒2万人がイラク大使館で発見されたものと同種の武器で武装しているという。これに加え、彼らはアユーブ大統領時代のバルーチスターン反乱（1966年）に用いられたライフル303丁等も所有しているという。

▶北朝鮮外相、来訪（～20日）——許談北朝鮮外相は中国訪問の後、金日成首相特使として来訪。16日、アハマッド国防・外務担当國務相と、18日にはブット大統領と会談。

16日 ▶M. M. A. カスリ前法相、PPP から除名さる。

17日 ▶PIA 1番機、北京着——カラチイスラマバード—北京—上海航空路開設に伴い、PIAの1番機でブット大統領夫人、ニアーズィ情報相等が訪中（～22日）。19日、周恩来首相による盛大な宴会。席上、同首相はパ支持を改めて強調するとともに、“諸勢力が軽覆活動によってパの安全と南アジアの平和に脅威を与えている”と述べ、暗にソ連を非難した。22日、インドのジュクラ国防生産相は、“ブット夫人とティッカ・カーン陸軍参謀長（パ紙は彼の名を公表しなかった）の訪中は、武器購入が目的であつたと述べた。

20日 ▶パ人、インド高等弁務官府を襲撃——ロンドンのインド高等弁務官府が“黒い12月”と称する組織のパ人3名によって襲撃された（2名、射殺）。名乗り出た男によると、今回の襲撃は、“パの失った威信を回復し、捕虜問題に世界の目を向けさせるため”であり、さらには、今後もインドおよびソ連の外交官と施設を攻撃する

という。

21日 ▶ブット大統領、武器・弾薬不法所持者に7年の懲役刑を課す法令を公布。

23日 ▶イラン、大量の武器購入——イランは20億ドルにのぼる武器を米國に発注した（向う7年払い）。米国防省によると従来にない大量の武器供与であるという。これに対しインドは、これらの武器の一部がパに回されるとして警戒している。5月21日、米政府は従来500人だった米國のイラン駐在軍事委員を夏までに1,100人にする と決定。

24日 ▶R. J. ハンクス米海軍少将（中東艦隊司令官）来訪——H. H. アハマッド海軍中將（海軍参謀長）等と会見。

25日 ▶上位22財閥、自己資産は8億5270万ルピーと承認。現実にはこれよりさらに多額といわれる。

3月

1日 ▶野党、統一戦線結成——イスラマバードで8政党と無所属政治家グループが“統一民主戦線（UDF）”と称する統一戦線を結成した（正式発足は13日）。同戦線は、各グループ4名ずつの代表で構成され、10名編成の行動委員会が統一戦線中央委員会としての機能を果たす。行動委員長はピール・オブ・バガロー・シキリフ（QML ピール・バガロー派、反主流）。参加者は無所属政治家のほか、NAP, JUI, パキスタン・ハウラマニ党（JUP）、パキスタン民主党（PDP）、ジャマアト・イスラミ（JI）、ムスリム連盟大会派（PML Con.）、同連盟評議会派（CML）、カークサール運動（KT）である。国民民主権運動（TI）は参加していない。なお、新結成のUDFは1日、“イスラマバード宣言”と称し、以下の12項目を採択した。①愛と協力、②統一の擁護、③連邦制、議会議制を保障する回教的民主憲法、④基本的人権、所有権擁護、⑤独裁根絶、⑥州自治擁護、⑦インド抑留中の捕虜送還の努力、⑧非常事態宣言解除の要求、等。

2日 ▶ゲリラ指導者、逮捕——バルーチスターン州マリ族ゲリラ（2万人）指揮者のS. M. マリ等が逮捕された。“ドーン”紙によれば、S. M. マリは昨年、アフガニスタン、イラク、英国等を歴訪、秘密裡に武器を調達するとともに、帰國後、同州NAP政権の協力でゲリラを養成していたという。

▶ファン・ヤン・ポプ北朝鮮最高人民会議常任委員長、来訪（～3日）。

▶編集長逮捕——4日、反政府“ジャサラット”紙編集長が逮捕され、11日、同紙は2ヵ月の発禁処分。また、9日、“フロンティア・ガデーティアン”紙編集長は6ヵ月の禁固刑。

6日 ▶外務担当相、訪米（～10日）——アハマッド国防・外務担当国務相とカール・パンジャブ州知事が訪米。7日、ニクソン大統領と会談。9日、軍事援助問題で米当局者と会談。

7日 ▶ソ連経済代表团、来訪（～18日）——団長、I. K. ミネエフ。10日、パ政府との間にバングラ分債務の返済義務免除の協定に調印。

▶陸軍参謀長、回教2カ国歴訪（～20日）——ティッカ・カーン陸軍参謀長はヨルダン、サウディ・アラビアへ計2週間の親善訪問に出発。

8日 ▶チェコ経済代表团、来訪——10日、パ政府との間にバングラ分債務の免除協定に調印。

14日 ▶米、対印・パ武器禁輸を緩和——米政府は71年印・パ戦争以来、両国への武器輸出を全面禁止していたが、今回、印・パ戦争以前に契約していた“非殺傷用”武器1410万ドル分をパに供給し、一方、インドには数年前供給したレーダーの部品のみを輸出する旨、発表。

15日 ▶UDF、憲法草案改訂要求——UDFは計31カ条から成る11項目の憲法草案改訂要求を大統領に提出すると発表（17日、提出。24日、要求書公表）。（参考資料、“野党へのブット大統領覚書き”参照。）

▶大統領、インドに呼びかけ——ブット大統領は、武器禁輸緩和の米政府決定に“大げさに反応せず”パに来て会談を行なうよう、ガンディー首相に呼びかけ。

16日 ▶バルーチスタン州の州知事直轄、1カ月延長——2月14日の大統領直轄はいつの間にか州知事直轄に変えられていたが、この日、1カ月間延長された。なおこの日、同州各地で抗議行動が行なわれた。

17日 ▶国防学院研究代表团、訪中（～24日）——団長はラヒームッディーン・カーン准将。

18日 ▶バングラ首相、パを非難——ラーマン・バングラ首相は、パのバングラ未承認を非難、また、在バングラのビハール人25万を引受けず、在パ・ベンガル人30万を送還せねば紛争を招くことになると警告。さらに同首相は、“大国は武器を売るべきではない”と3月14日の米政府発表を非難した。

▶中国、対パ武器供与——英紙“サンデー・テレグラフ”によると中国はこのほどパ・T-59型戦車約100輛、ミグ21型戦闘機約30機を供与することに同意。

20日 ▶大統領、野党非難——ブット大統領は19日のUDFの制憲議会ポイコット示唆を非難すると共に協力を呼びかけた。なお、この日までに憲法草案の4分の1が議会通过している。

21日 ▶漁業専管水域50カイリに——ブット大統領は沿海でのソ連トロール船操業に鑑み、漁業専管水域を12カイリから50カイリに拡大すると布告。

22日 ▶対パ債権国会議、パリで開催（～23日）——パは同会議諸国に対し、①対外債務（総計約34億ドルが累積）返済の30年間繰延べ、②対外債務中、バングラ分（全体の33%と推定）の免除、③6億ドルの新規援助を求めた。しかし、上記主題に関する決定は延期された。

23日 ▶UDF 集会で発砲——ラーワルピンディで開かれていたUDF集会で発砲事件が生じ、政府発表で7名死亡、75名負傷。同発表では、警官の規制に対しNAP労働者が発砲したという。一方、UDFによれば、PPP過激派が発砲したもので、13名死亡、100名負傷。

26日 ▶UDF、制憲議会ポイコット——UDFは憲法草案改訂を要求して制憲議会ポイコットを開始。一方ブット大統領は、野党がポイコットをやめれば協議に応じるとしている。

27日 ▶与党議員、制憲議会ポイコット——6名のPPP議員が、最近PPPから追放されて無所属となっているA. R. K. カスリおよびM. M. A. カスリ前法相（後者は2月16日追放）とともに、“非回教的、非民主的、非道徳的憲法の国民への押しつけに加担し得ない”としてポイコットを開始した。

▶CENTO 会議（～28日）——ワシントンで第24回軍事委員会が開かれた。パ代表団長はティッカ・カーン陸軍参謀長。

29日 ▶大統領、野党に協議を呼びかけ——ブット大統領は全国放送を行ない、次のように述べた。(1)野党指導者と4月2日に話し合う用意がある。しかし、協議はこれが最後で、その成否に関係なく憲法はPPPだけでも採択する。(2)選挙管理内閣をつかって総選挙を行なうなどということ憲法の条項にせよなどは気遣いざた。(3)州自治問題はすでに解決した。(4)UDFなるものは政府を脅迫するために結成された組織であり、認められない。

30日 ▶クーデター計画——国防省はクーデター計画をたてた軍人グループを逮捕。5月12日、同省は同計画の内容を明らかにした。それによると、3月末以来の逮捕者40名には、准将2名、退役准将1名、退役大佐1名、中佐4名、少佐17名等（以上、全員陸軍）が含まれる。彼らは、憲法が採択されないうちに、4月11～21日の間を狙って政権を奪取することを企図した。この時期は高級将校たちが会議で首都に赴く時期でもあったという。

4月

2日 ▶大統領、野党と会談——ブット大統領は憲法草案について野党代表团と会談したが結論なく、4日に再会談。4日、大統領は野党に覚書き（参考資料参照）を提出、“覚書き中の譲歩は野党が4月7日から制憲議会

に出席することを条件とする”とし、ボイコットが停止されなければ与党だけで憲法採択を強行するとした。

3日 ▶インド、“ラザカール”をバングラに引渡し——インド政府は、バングラからネパール経由でパに逃亡しようとし、インド情報局員に逮捕されたラザカール（71年にパ陸軍が組織した民兵。主にビハール人から成る）300人中162名（25日、さらに99名）を裁判のためバングラ政府に引渡した。（彼らはバングラで捕われたいわゆる“戦争捕虜”とは別扱いのもよう。）

▶ソ連漁船、引揚げ——ロジョノフ駐パソ連大使は、3月21日のブット大統領布告に対し、ソ連トロール船をパ沿海から引揚げたとパ政府に通告。パ政府は、この措置を“友好的”として高く評価；“パ漁民の苦悩は緩和されよう”と述べた。

6日 ▶UDF、大統領提案を拒否——UDFは4日の大統領覚書き（4月2日参照）中の提案は“欺瞞に満ちており、首相に権限を集中する憲法は独裁的でしかない”としてこれを拒否、制憲議会ボイコット継続を発表。

▶大統領、バルーチスタン州および北西辺境州の対中央政府債務の免除を発表。

9日 ▶与野党代表緊急会談——この日、制憲議会は憲法草案第2回審議を完了し、第3回審議を開始。夜、ピールザダ法相は明10日の憲法草案採択に備え、野党に会談を申し入れ、同法相とガッフル・アハマッドUDF書記長の会談が実現した。会談内容は不明。

10日 ▶新憲法採択さる（参考資料参照）——午前中、ブット大統領と野党指導層との会談が行なわれ、会談後、野党陣は制憲議会ボイコット打切りを発表。午後、出席128国民議会議員中、賛成125、反対3で新憲法が可決された。採択直前に、9～10日の与野党緊急会談に従って憲法案に8ヵ所の末梢的改訂が加えられた。12日、ブット大統領は新憲法承認の署名を行なった。同日、NAPのK.B.マリとA.H.バルーチー、PPP“反乱分子（3月27日参照）”等、計8名を除く137名が新憲法に署名した。

▶アハマッド海軍参謀長、スリランカ訪問——スリランカ海軍最高司令官の招請による。

14日 ▶ポーランド、“東パ”のため使用の対パ借款債務を免除。

▶マリル・アルバニア副外相、来訪（～18日）——14日、記者会見で、カシミールおよびバングラ問題でパへの支持を表明。

15日 ▶人口統計——カヌーム・カーン内相発表によれば、パ人口は72年9月現在で6489万（男性3441万7000、女性3047万3000）人。61～72年の人口増加率は51～61年の27.1%に対し、51.33%にも及ぶという。

▶大統領、インドに呼びかけ——ブット大統領はガンディー・インド首相に、会談のためパを訪問するよう招待の意を表明。

17日 ▶捕虜問題でインド・バングラ共同宣言——インド、バングラ両政府は、“戦犯裁判に必要な者（バングラ政府によると195名）を除くパ軍人捕虜および文民捕虜（前者7万5000、後者1万7000名といわれる）、パに抑留中のベンガル人（バングラ政府は40万、国際赤十字は16万としている）、バングラにいるパ人（ビハール人26万およびパ文民若干をさす）の同時送還”を骨子とする共同宣言を発表した。同宣言は、“バングラ政府は対等の主権を基盤にしない限り、パと交渉することはできない”として、バングラ承認要求の立場をくずしてはいないが、文面では、これまでパ人捕虜送還の条件となっていたパのバングラ承認が落とされている。

19日 ▶イラク教育相、来訪（～23日）——A.S.ジャワリ・イラク教育相が来訪。滞在中、アハマッド国防・外務担当相等と会談、23日付共同声明（25日発表）は、両国代表団が“両国関係を損じた遺憾な状況”を検討し、国交正常化を強く希望したことを明らかにしている。

20日 ▶政府、インド・バングラ宣言に回答——以下要旨。(1)インドは1949年ジュネーブ協定に基づき、パ捕虜を早急に一方的かつ無条件に送還すべきだ。(2)ダッカ当局はパ戦犯裁判を行なう法的根拠を持たない。いわゆる戦争犯罪はパ領土内で生じたものであり（当時バングラが東パだったことを指す）、裁判権はパにある。(3)パはパ在住ベンガル人のうち反逆罪等で裁かれるべき者の裁判を差し控えてきたが、デリー宣言の諸条件はこのわれわれの自己抑制の継続を不可能にするであろう。(4)“バングラにいるパ人”という少数民族を彼らの居住地から追放してパに引受けさせようという主義は途方もないことだ。(5)これらの問題にもかかわらず、パ政府はデリー宣言を、パによる印・パ間対話の呼びかけにこたえたものと考え、さらに話を詰めるためにインド政府代表をパに招待することに決定した。これに対し、25日の全インド放送によるとインド政府筋は、“パはパ人捕虜送還とパのベンガル人送還という2方向の送還しか受け入れていない。パが在バングラ・パ人の受け入れも含む3方向送還の原則に同意せぬ限り、代表をパに送るのは問題外だ”と語った。

21日 ▶バングラ市民権剥奪——バングラ政府は、パ政府のヌールル・アミン副大統領、R.T.ロイ観光相、マハムード・アリ監獄長など39名のベンガル人政治家のバングラ市民権を剥奪した（25日、さらに4名）。

25日 ▶アスガル・カーンTI委員長；PPPの“反乱分子”と会談。5月2日、これらの“反乱分子”は“PPP

綱領派”を自称し、TI および UDF 支持を表明した。

▶米国務次官、来訪（～27日）——南アジア諸国およびアフガニスタン歴訪中のラッシュミ国務次官は21日ニューデリーで、“パへの武器供与をしないと約束はしない”と語った。25日、パに来訪。26日、まずアハマッド外務・国防担当相と会談、続いてブット大統領等と会談。

27日 ▶バルーチスタン州首相等、就任（参考資料参照）。

29日 ▶北西辺境州首相等、就任（参考資料参照）。

▶労相、訪ソ（～5月6日）——ハニーフ労相はメーデー参加のため訪ソ。帰国後、ソ連は石油・鉱物資源開発について技術協力の意向を示していると語った。

▶アッサル・CENTO 事務局長、来訪（～5月4日）。

30日 ▶自動車公社設立決定——J. A. ラヒーム商業・生産相は、自動車産業の合理的成長のため、“パ自動車公社（P. A. C.）”の設立を決定したと発表、資本金10億ルピー。5月10日、発足。

▶石油探査協定——政府は米国 AMOCO 社およびフランスの TOTAL 社との間に、8年間の石油探査協定を結んだ。

5月

3日 ▶ニクソン米大統領外交教書——同大統領はこの中で南アジアに関し次のように述べた。(1)パが国家としての統一を固め、経済を回復し、世界の民主陣営に位置を占めることを望む。ブット大統領は同国民の自信を大胆な改革によって回復した。(2)印・パに対して非殺傷武器供与を続けるが、両国の軍備拡大競争に参画しているわけではない。(3)南アジアの中小国を米の影響圏とは考えない。米は南アジアにおいて経済的・戦略的特権を持つことに関心はないが、他の大国もそれを求めないでほしい。(4)インド、パ、バングラの正常化は、インドによるパ捕虜送還、パとバングラの外交関係樹立と貿易再開にかかっている。ブット大統領は捕虜送還を要求し続けてきたが、インドはバングラの同意なくして送還することを拒否してきた。ラーマン首相は最近までパのバングラ承認が先決としていた。しかし先月、難局打開への新たな努力がなされた。(5)インドが、主要諸国との間に持つ連帯関係で米国に敵対的なものに束縛されないよう望む。インドは南アジアの安定に関し重要な決定要因であり、わが国はそのことに関心を有する。インドが国内論争で米国をスケープゴートに使うことは米・印関係改善に役立たない。

6日 ▶ベンガル人を収容——パ警察はイスラマバードの低所得者住宅に、1戸あたり3家族ずつの居住を命

じられていたベンガル人6,000人のうち数百ないし数千人を強制収容所に移した。政府筋によると、彼らは最終的にはバングラに送還するために検束・収容されたという。また、7日付“タイムズ”紙によると、71年印パ戦争前後に反国家活動をしたと目されるベンガル人たちは、パンジャーブ州や北西辺境州の収容所に移送されつつあり、いずれ裁判にかけられるという。

▶UDF、イラン皇帝発言に反ばつ——パーレビ・イラン皇帝は今週の“ニューヨーク・タイムズ”紙との記者会見で次のように述べた。“イランは西においては中東問題とイラクとの対立に面し、東側にはバラバラになる兆しを見せているバがある。だからこそ自衛力達成に努めているのだ。CENTOは飲談のためのクラブにすぎなかった。…イラクはペルシヤ湾沿岸のアラブ諸国における転覆活動を奨励し、イラン東南部とパ西南部のバルーチ民族の間に混乱を起こそうと努めている。…基本的問題は、バが完全に崩壊するのを防ぐことだ。私はインドに対し、パの不安定な政府が北西辺境州とバルーチスタン州の自治運動をコントロールするのを手助けするよう要求している。もしバが分裂すればベトナムの再現となってしまう。…もしそうならば、わが国がやれる最低のことはバルーチスタンにおける自衛的対応であろう”。この発言に対し、UDFは6日、“内政干渉である”と反ばつし、“にもかかわらず政府はイランに何の釈明も求めていない”と非難、この件で特別国会を要求。7日、イラン各紙は、“パの最大の友人であるイラン皇帝の言は内政干渉ではあり得ない”と反論。

▶スインド州首相、訪欧——M. A. ブット・スィンド州首相は大統領特使としてイタリア、フランス、西独を歴訪。インド亜大陸問題でパの立場を説明。

8日 ▶UDF、13項目要求——4日から行動委を開いていたUDFは会議終了に際し、政府に13項目を要求したことを明らかにした。以下、主要項目。①憲法のすみやかな実施、②非常事態宣言解除、③政府消費抑制を含む段階的インフレ・チェック、④バルーチスタン、北西辺境両州のNAP-JUI連合政権回復、⑤新たな総選挙、⑥全政治犯釈放。なお、NAP決議（5日）が要求するCENTO脱退は入っていない。

▶政府、イランの友好を強調——政府は、野党のイラン皇帝非難キャンペーンに鑑み、要旨以下の声明を発表。“パの隣接5カ国のうち一貫してパを支持してくれたのはイランと中国だけだ。イランは（インドから見ると）奥行きが浅いバにとって戦略的後背地を提供してくれている。わが国の航空機は戦時下ではイランに避難しなければ容易に敵のえじきになるし、カラチ湾も攻撃されやすいため、海の防衛にしてもイランからの物資供給

が不可欠だ。イランは65年と71年の印・パ戦争中、他のどの回教国よりも多くの物的援助をしてくれた。イランは領土的野心を持っておらず、皇帝発言はパを心配してのことだ。パの敵はこのようなパとイランの友好に水をさすのを目的としている。”

9日 ▶UDF, “民主主義回復闘争”を開始——この日、スインド州ハイダラバードで大集会が開かれ、闘争が開始された。

▶イラン、鉄道網拡張計画——イランは4億2000万ドルをかけて数年内にイラン鉄道網を外国のものと同様接続し、ロンドン—イスタンブール—テヘラン—ラホール—ニューデリー—カルカッタを結ぶ鉄道にしたい希望であるという。これは、今週開催された第13回中近東鉄道会議でイラン代表が明らかにしたものだ。なお、同会議出席国はトルコ、レバノン、シリア、ヨルダン、イラン、イラク。

10日 ▶UDF 指導者、逮捕——10日から13日にかけて国民議会議員を含む UDF 指導層14名がパ国防法によって逮捕された。

▶大統領、イラン訪問（～14日）——ブット大統領はパーレビ・イラン皇帝の招待で、ラヒーム大統領府担当相、アハマッド国防・外務担当國務相、カール・パンジャブ州知事等53名を随員としてイランを公式訪問（大統領就任以来3度目）。この訪問は4月7～11日に予定されていたが、3月のクーデター計画発覚事件のため延期されていた。滞在中、パーレビ皇帝等と会談。

▶国防学院代表团、訪中（～19日）——中国の招請により N. A. チョードリ少将以下14名。

▶カユーム・カーン内相、サウジアラビアへ1週間の公式訪問。

11日 ▶連邦保安隊——ブット大統領は、法と秩序維持のため内閣と警察に助力することを目的とした連邦保安隊 (FSF) 設立のための大統領令を布告。6月1日、国民議会で法案可決。

▶パ捕虜裁判問題で提訴——政府は、バングラによるパ捕虜裁判のためインドがパ捕虜をバングラに引き渡そうとしているが、これは1949年ジュネーブ協定違反だとして国際司法裁判所に提訴した。政府は、これらの捕虜の裁判権はパにのみ属するとしている。この提訴に関し、インドは、“パはシムラ協定から逸脱しつつある”と非難している。6月18日、国際司法裁判所、審議延期発表。

▶インド、対パ代表团派遣を拒否（4月20日参照）。

▶イラン皇帝発言——パーレビ皇帝はブット大統領との宴席で、“われわれはバングラと称される国をパより先に承認することはない”と述べ、さらに、“パ国内の分離運動はわれわれにとっても重荷である”と語った。

また同国王は、12日発行の *The Point* 誌上で、“イランはパを崩壊せしめようとの企図は受容できない。諸大国とインドはそのことを知っておくべきだ。…諸大国は私と友好関係を持つことが私にかなうことを知っている。…独立国とは武装国だ。…私は諸大国に対し、私がペルシヤ湾地域の安全をつかさどることにしたことを理解させておいた”と述べた。

14日 ▶イラン・パ共同コミュニケ——ブット大統領の訪問終了に際し、インドにパ捕虜無条件釈放を、バングラに戦犯裁判計画取りやめを要求する共同コミュニケが採択された。同コミュニケはまた、相互の独立と領土防衛のために協力し合うこと、RCD (“地域開発協力機構”——イラン、トルコ、パで構成) の機能促進のために両国間に閣僚委員会 (年1回以上会合) を設置すること等を明らかにしている。

15日 ▶ベシャーワルで武器発見——北西辺境州ベシャーワル近郊でライフル61丁など、大量の未登録武器が押収された。これらは、ソ連、ベルギー、チェコ、イタリア製のマーク入りだが、国内で製造されたものとみられている。

16日 ▶バルーチスターン州ラスベラー付近に武装集団出没。

18日 ▶ゲリラ、政府兵を殺傷——バルーチスターン州スイビー近郊でマリ族ゲリラに政府兵が銃撃され、8名が死亡した。同日、同州カラートでも地方官吏一行がメンガル族ゲリラに狙撃された。

▶暫定憲法修正——ブット大統領は、1人で同時に国民議会と州議会で議席を有することを禁じた暫定憲法246条の廃止命令を布告。恩恵を受けるのは北西辺境州のワーリ・カーンとアミールザード・カーンおよびバルーチスターン州の K. B. K. マリ (3人とも NAP)。

22日 ▶バルーチスターン州に派兵——このところ、同州では再び諸部族による反乱事件が頻発しており、中央政府は武装民兵と政府軍の派遣を決定した。これに対し、野党陣から、“派兵はヤヒア前大統領の東パ派兵と同じだ。政府はバルーチスターンと北西辺境州をパから締め出すつもりか”との非難が出ている。

▶アフガニスタン、“パクトゥーンニスターン”支持——ザーヒル・アフガニスタン国王は来訪中のポドゴルヌイ・ソ連最高会議幹部会議長に対し、夕食会の席上、“パクトゥーン人の闘争を支持し続ける”と語った。“パクトゥーンニスターン”とはパに住むパターン人が自分たちの居住地域に与えた名称で、“パクトゥーン人 (パターン人) 地域”の意。これを、パターン人の独立への志向を表徴する名称と見なす人々も多い。とくにアフガニスタンは常日頃、“パクトゥーン人の独立運動を支持す

る”としている。

23日 ▶**テイッカ・カーン陸軍参謀長、イラン訪問**（～31日）。

24日 ▶**大統領、イランとの防衛協力について**——24日付“ドーン”紙によるとブット大統領はイラン訪問中、同国の *Kayhan International* 紙記者に対し、“イランとの防衛協力拡張は正式な同盟より意味がある。…パが軍増強を続けることは絶対的に必要である”と語った。

25日 ▶**国民議会、荒れる**——国民議会で野党ならびに“PPP 綱領派”議員は、政府軍がバルーチスターン州で機銃掃射などを行っており、同州は第2の東パになってしまうとして政府・PPP を非難、国民議会は大荒れとなった。一方、政府は野党の非難を否定。

▶**アスガル・カーン TI 委員長**（元空軍最高司令官）、中国との防衛条約を要求。

▶**カンボジア王国民族連合政府と大使交換**——新華社電によると、同政府外務省は25日、パと大使級の外交関係を樹立する決定を発表。

27日 ▶**カシミール大統領辞任を要求**——カシミール議会の23議員中12人が支持するにすぎないといわれる S. A. カユーム・カーン大統領に対する辞任要求が相次いでいる。27日、ジャム・カシミール解放連盟 (JKLL) の K. H. クールシード委員長は、“同大統領は腐敗しており、カシミール解放に無能だ”として辞任を要求。

▶**“アジア安保”批判**——27日付け“パ・タイムズ”紙社説はソ連の“アジア安保”構想を次のように批判した。“ポドゴルヌイ議長は最近アフガニスタンを訪問し、アジア安保の原則として“武力不行使、国境不可侵、内政不干涉”等をあげたが、アジアではこれらの原則は破壊されている。それは印・ソ条約後のインドによるパ侵略をみてもわかる。アジア諸国は、アジアを諸大国の争奪の場にすする安保体制にひきずりこまればしない”。

29日 ▶**ヤヒア裁判について**——政府がヤヒア前大統領の公判を差し控えていることに対し、野党陣から非難が続いていたが、ピールザーダ法相は国民議会で、“裁判は約束するが、時期については国際的にかわりあいからして延期している”と述べた。

▶**ベンガル人を裁判か**——ブット大統領は、“バンガラがパ捕虜を裁判にかければ、パにいるベンガル人について同様の措置をとる”と警告。

30日 ▶**ブット大統領、カシミール大統領と会談**——パ側カシミール政府は、“この会談によってカシミールの危機は去った”との声明を発表。両大統領は翌31日にも会談を行なった。この日の会談にはピールザーダ法相、K. A. カユーム・カーン内相なども出席した。会談後、

S. A. カユーム・カーン大統領は記者会見で K. A. カユーム・カーン内相、K. ハッサン・ミール無任所相、ユースフ・バッチ大統領特別顧問を、“自分に敵対行動をとってきた”と非難し、その原因について、“私がワリー・カーン NAP 委員長に会ったのが気に入らないからと人は言っている”と語った。なお、30日の国民議会でアハマッド国防・外務担当国務相は、“パの解放カシミール（パ側カシミールのこと）に対する権限（パはカシミールの国防・外交権を持つ）はパ憲法ではなく、70年解放カシミール法に基づく”と説明した。

6月

4日 ▶**“ジャーサーラット”紙編集長、逮捕**——8日、同紙編集長代行および“パキスタン・ヘラルド”紙印刷責任者も逮捕された。

7日 ▶**前法相、TI に入党**——PPP から除名されていた M. M. A. カスリ前法相および A. R. カスリが TI に入党。これで TI は2名の国民議会議員を有することとなった。

▶72/73年度経済白書出来（参考資料参照）。

9日 ▶73/74 年度予算案、国会に提出（参考資料参照）——27日、可決。28日、20.6億ルピーの補正予算を可決。

10日 ▶**CENTO 会議**（～11日）——イランのテヘランで第20回閣僚理事会が開かれた。会議の冒頭、パーレビ・イラン皇帝から“印・パ戦争におけるパの例からみて、国家主権、領土保全を保証する国際的秩序が生まれない限り、防衛力増強をせざるを得ない”との趣旨のメッセージがあった。11日、最終会議が開かれ、アラブとイスラエルの対立、インド亜大陸問題、ソ連のベルシヤ湾への関心増大とインド亜大陸への進出およびイラクへの武器援助等が議題となったもよう。同日、共同コミュニケ。なお、パはアハマッド国防・外務担当国務相を代表団長とした。パが CENTO 会議に外務担当相を派遣したのは60年代後半以来はじめて。また、米（オブザーバー）代表団長はロジャーズ国務長官。

13日 ▶**イラクと国交正常化**——政府は、イラクとの間に再び大使を交換すると発表。両国はそれぞれ新大使を任命した。

15日 ▶**北西辺境州議長、辞任**——M. A. K. カッタク同州知事兼州議会議長は、NAP 等に、両職兼任は違法だと追及され、議長ポスト辞任を発表。18日、後任に M. ハニーフ・カーン (PPP) が選出された (NAP 候補が辞退)。

17日 ▶**姫鵬飛中国外交部長夫妻、来訪**——（～19日）——パ政府の招請。18日、ブット大統領と会談の後、敏

迎宴において同外交部長はインド亜大陸問題でパ支持の立場を確認，“南アジアにおいてある拡張主義者の勢力があらゆる手段で侵略を試みている”と非難した。共同声明はなかったが、同外交部長の来訪は米・ソ首脳会談と時を同じくしている。なお同外交部長は去る15日、テヘランにおいて5月のイラン・パ共同声明とイランのペルシャ湾政策を支持した。

17日 ▶米のアプロ17号飛行士3名、来訪（～22日）。18日、ブット大統領と会見。

20日 ▶パルーチスターン州に派遣中の中央政府軍は新たな作戦行動のためジャラーワル地方に入った。クズダールーベラー間の道路は封鎖中。これはビゼンジョー前州知事が発表したもの。

▶ハッサン蔵相、国会で米輸出国有化の決定を発表——同蔵相はまた、政府による全綿花買い上げも検討中と発表。

22日 ▶軍部批判禁止の法案——政府は、軍部批判を禁止する法案を予定している。違反者は14年以下の禁固。

25日 ▶外務省スポークスマンによれば、インド政府はパ政府との会談を強く望んでいるという。このところ、両国外務担当相間で書簡交換が行なわれている。

27日 ▶新輸入政策発表（参考資料参照）。

28日 ▶大統領、野党指導層と会談（～29日）——ブット大統領は28日、ワーリ・カーン NAP 委員長等4名のNAP 指導者と会談。29日には NAP の他、諸野党指導者とも会談を行なった。ただし、決定事項は何もなかったもよう。

29日 ▶イラン皇帝、インドに警告——ピーレビ・イラン皇帝は29日付“タイムズ・オブ・インディア”紙との記者会見で、“インドがパを攻撃すればインドに対してイランの武器を用いる”と述べた。

7 月

1日 ▶ニコラエ・ルーマニア外国貿易担当国務相が来訪（～4日）。

4日 ▶“ソ連論文”を没収——パルーチスターン州政府は、“パ、インドおよびバングラの複雑な問題におけるわれわれの役割”と題するウルドゥ語パンフレットを不適当として没収を命じた。これはソ連情報局発行という。5日、同情報局はそのようなものは作成していないと発表。

6日 ▶米、武器援助について——米国防務省は印・パ両国に対する殺傷武器の輸出禁止を続行するが、政策変更は無しとしないと発表。これは、米からの武器援助を望むブット大統領の訪米（7月17～22日の予定）に先立っての発表。

7日 ▶国民登録法——身分証明書の取得と携行を義務づける1973年国民登録法が、野党陣が抗議の退場をした後、国民議会で強硬採択された。同法は7人編成の委員会が野党委員2名、与党 PPP 委員1名の反対に会い、議長票によりかろうじて採択されたいわくつきのもの。

▶バングラ承認問題で最高裁意見——72年4月17日採択の暫定憲法が、パは同憲法発効時（同21日）の諸州から成るとし、また、来たる8月14日発行の恒久憲法が、“外国の侵略が根絶されたあかつきに東パの人々が国政に参加し得るように憲法を改正する”としていることなどに鑑み、去る3日、ブット大統領は最高裁に対し、バングラ承認権限を政府に与える決議を国民議会で採行することの合憲性について検討するよう依頼した。これに対し、最高裁は7日、“バングラを正式に承認する前にとらねばならないと思われる法的・行政的措置の合憲性については意見を控えるが、そのような決議は立法府の意見表明にすぎないから、違憲とはならず、採択を法的に阻止するものはない”旨の意見を全員一致で採択・答申した。

10日 ▶上院議員選挙結果、出揃う——8月発効予定の新憲法に基づくパ史上初の上院議員選挙が7月4日から行なわれていたが、10日、全結果が出揃い、45名中33名を PPP が制した（参考資料参照）。

▶特別国民議会、政府のバングラ承認権限を承認——国民議会は10日早朝、政府に適切な時期にバングラを承認する権限を与える決議案を採択した。野党は“審議の時間が不十分”等を理由に退席した。ブット大統領は9日夜、同決議案審議に先立って演説、“インドに抑留されているパ捕虜の送還が行なわれ、バングラがバ戦犯裁判を取りやめない限り、適切な時期が来たとは言えない”と強調した。

▶政府、織布、織糸の輸出税を引上げ。

12日 ▶援助——パ放送によれば、対パ債権国会議が現会計年度に約1億8000万ドルの商品援助を行なうことが確実になった。この額は未定の日本、イタリア、フランスの約束額を含んでいない。

▶大統領、訪米に出発——アハマッド国防・外務担当国務相、ラザ、ジャフリ両将軍等を随員として、トルコに立寄った後まずイタリア訪問。ブット大統領は同国滞在中レオーネ大統領と会談。なお13日、16日から1週間の訪米予定がニクソン大統領の病気で、9月に延期された。16～23日、スイス非公式訪問。

▶中国報道——北京12日発新華社電は、パ国民議会在政府にバングラ承認権を与える決議を行なったことを初めて報道。“南アジア、亜大陸正常化の見通しを新たに開いたパの主体的行動を関係当事者たちが真剣に考慮する

よう期待する”としている。

13日 ▶モロッコ政府、バングラを承認。17日、アルジェリア、チュニジアもバングラを承認。

15日 ▶ソ連調査団、来訪——8人編成のソ連鉄鋼専門家チームが、カラチ鉄鋼工場建設調査の残り50%完了のため約2カ月の予定で来訪。

16日 ▶国際司法裁判、捕虜問題審理を中止——国際司法裁判は、パの仮処分申請に関し（5月11日参照）審理中止を決定。17日、パは同申請を撤回。

17日 ▶原皮輸出禁止。

18日 ▶政府、食用油9万トンの大量緊急輸入を決定。

19日 ▶秘密放送——ラジオ・パクトウニスタンと称する秘密放送局が開始され、英語でテスト放送を2時間半行なったとベシヤールから報道された。

21日 ▶蔵相、綿花について——ハッサン蔵相は記者会見で次のように語った。(1)現在パは世界綿花輸出高の35~40%を占め、世界最大の綿花輸出国である。(2)本年9月から来年9月までは、綿花価格が1マウンド70~200ルピーの間にある限り、政府は綿花・綿糸の取引に介入しない。(3)しかし、綿花産業は100億ルピーにのぼる大産業であり、来年9月までには国有化準備を完了するであろう。

22日 ▶アフガニスタン新政権を承認——政府は、去る17日クーデターで成立したダウード・アフガニスタン新政権を承認し、新政権が同国在住の全パ人を追放したとの報道を否定。

23日 ▶大統領、訪英（～25日）——スイスに招致されて合流したピールザーダ法相、カール・パンジャブ州知事、バグティール・バルーチスターン州知事を随員に加え、大統領就任後初の訪英。24日、ブット大統領とヒース首相の会談で、在英・パ移民問題、英のEC加盟、アフガニスタン政変、ペルシヤ湾沿岸諸国情勢等を討議。なお23日、訪米の途中ロンドンに寄ったパーレビ・イラン皇帝とも会談。

○24日 ▶印・パ特使会談開催（～30日）——7月3日に開催が原則的に合意された印・パ特使会談がイスラマバードおよびラーワルピンディで開かれた。インドは、“パで開くとバングラが出席できない”としてニューデリーを主張していた。なお、これは72年8月のニューデリー会談以来、初の公式会談である。パ側代表は19日にスイスから帰還したアハマッド国防・外務担当國務相を、インド側は P. N. ハクサル特使をそれぞれ団長とする。議題は捕虜交換、パのバングラ承認、在パ・ベンガル人と在バングラ・ビハール人交換、バングラによるパ戦犯裁判の問題を中心とする。24日、第1～2回会談。シムラ協定後の情勢および4月17日のインド・バングラ

共同宣言を討議。この日、印・パ間テレックス開設。26日、双方譲歩なく第3回会談終了。27日、ブット大統領帰国、ハクサル・インド代表団長と会談。同団長、会談後の記者会見で、“私は現在も希望を失っていない”と語る。28日、3時間会談。29日、会談続行。インド代表団、滞在を2日延長。30日、ブット・ハクサル会談。31日、共同声明。以下要旨。“双方は、シムラ協定の実施に関してこれまでになされた進展を検討した。双方は亜大陸正常化に関し、4月17日のインド・バングラ宣言に示された人道上の問題、すなわち、インド在住のパ捕虜、パ在住ベンガル人ならびにバングラ在住パ人の本国帰還の問題を討議した。会議の途中、さらに考慮せねばならぬ問題が若干発生した。そのため、双方は73年8月18日ニューデリーでの討議再開に合意した”。

25日 ▶大統領、訪仏（～26日）——同日、ポンピドゥー大統領と両国関係、その他の国際問題で会談。ジョベール外相、ガレー国防相とも会談、経済援助、対潜攻撃機3機、ミラージュ戦闘機12～18機購入などの問題が話し合われたと推測されるが、ブット大統領は記者会見で武器問題では回答を避けた。なお、この訪仏はブット大統領訪米が延期となったため、フランスが申し出たもの。

▶イラン皇帝、印・パ関係について——訪米中のパーレビ皇帝はワシントンで、“パが攻撃されればイランはパを援護する。しかし、印・パ共存のためにいかなる努力も惜しまない”と語った。

28日 ▶TI と PPP 衝突——北西辺境州リアーカタバードで開所式を待っていた TI (党首、アスガル・カーン) の事務所が、PPP 支持者と目される 100 名によって襲われ、同党リアーカタバード支部長が狙撃されて重傷。カラチでも同党員 8 名が襲われて重軽傷。一方、リアーカタバードの PPP の 2 事務所が群衆の焼打ちにあった。駆ぎは両地域で拡大、31日まで続いた。

29日 ▶マリ族反乱——バグティール・バルーチスターン州知事が29日発表したところでは、過去4日間に同州マリ族地域とカラートにおいて、それぞれゲリラの待伏せで政府軍兵士8名が死亡したという。

30日 ▶UDF 会議——28日からラホールで開かれていた UDF 行動委員会終了に際し、“8月24日までに国民の基本的権利が回復されず、恒久憲法発効後も刑法 144 条（5人以上の集会・デモを禁止するもので、乱発されている）による表現の自由の拘束が撤廃されなければ、適切な全国民規模の運動を実施する”と発表。さらに同委は、以下の7項目を8月14日までに実施するよう政府に要求した。①71年印・パ戦争以来の非常事態宣言の撤廃、②政治犯釈放、③報道の自由の回復、④新聞用紙輸入制限解除、⑤71年水準までの物価引下げ、⑥バルーチ

スターンに出動中の軍の引揚げ、⑦バルーチスターン州および北西辺境州前政権の回復。

8月

1日 ▶輸出目標——政府筋は、今会計年度輸出目標は昨年度の目標を2.25億ドル上回る9億ドルにすると発表。

2日 ▶外務省スポークスマンは、カラチ発行某紙がメソガル前バルーチスターン州知事の言として、“イラン軍がバルーチスターンに入っている”と報道したことに関し、“全く根拠がない”と否定した。

4日 ▶国産トラクター——自国で設計・製造された最初のトラクターがブット大統領に贈呈された。

6日 ▶上院議長選挙——この日、上院議員就任式が開かれ、第1回上院会議で議長等の選挙が行なわれた。議長にはカーン・ハビブッラー・カーン (PPP) が、副議長にはミルザ・ムハマッド・タヒール (同) が、それぞれ32対13で K. M. サフダル (CML) と Z. ハック (NAP) を破って当選した (参考資料参照)。

9日 ▶新国民議会議長——大統領選出馬のため国民議会議長を辞任したエラーヒ氏に代わり、サーヒブザード・ファルーク・アリ (PPP) が満場一致で選出された。また、後進に道を譲ってこの日副議長を辞任した M. ハニーフ・カーン氏に代わり、11日、A. K. アップーサイ博士 (PPP) が J. J. ムーサ博士 (NAP, 女性) を98対26で破って初の女性副議長となった (参考資料参照)。

▶ゲリラ活動で警告——バグティーン・バルーチスターン州知事は記者会見で次のように語った。“バルーチスターンのゲリラ活動は悪化している。過去3日間だけでもマリ、ジャーラワーン両地域で政府軍兵士4名が殺され、ゲリラ活動は今やサラワンおよびボラーン地域にまで拡大している。これは NAP の仕業である”。なお、11日政府発表では過去1週間に政府軍兵士6名死亡、12名負傷で、ゲリラ側死者は5名、逮捕者50名。

10日 ▶大統領選挙——国民議会(下院)および上院の合同会議で新憲法による大統領選挙が行なわれ、チョードリ・フサイサル・エラーヒ前国民議会議長(PPP) がアミールザード・カーン (NAP) を139対45で破って選出された (参考資料参照)。

▶市民軍法案、可決——国民議会は市民軍 (National Guards) 法案を可決。同軍は、聖戦軍、ジャーンパーズ (“勇猛”の意) 軍、学生軍事教練隊、婦人軍から成り、パ陸軍が統轄する。アハマッド国防・外務担当國務相によると、同市民軍は戦争ないし非常事態に際し、正規軍に代わって副次的役割を担当する。野党陣は、同軍は州自治と野党の言動を抑圧するためのものだとして反

対、国民議会から退場した。

▶給与引上げ——ハッサン蔵相は、給与物価一括政策の一部として、月700ルピーまでの政府・民間サラリーマンの給与を一率35ルピー上げると発表。9月17日、立法措置。11日には政府職員・軍人の給与体系の単純化を発表。

12日 ▶首相選挙——この日、国民議会で首相選挙が行なわれ、ブット大統領が野党統一候補の M. S. A. ヌーラーニ (JUP) を108対28で破って選出された。

▶トルコ外相、立寄り——バユールキン・トルコ外相はインドネシア訪問の途次カラチに立寄り、記者会見で、“パが CENTO に再び関心を持つに至ったため、CENTO は強力になった”と語った。

13日 ▶産業開発5公社設立——政府は、従来西パ産業開発公社 (WPIDC) が担当してきたプロジェクトを、公共部門の効率化のために新設の5公社の権限下に置くことに決定した。WPIDC 管理職組合委員長は、“政府はこの決定を国民議会にはかりもせず秘密裡に行なった。撤回せねば集団辞職する”と警告した。17日、Heavy Engineering and Machine Tool Corporation, Federal Chemical and Ceramics Corporation, State Cement Corporation of Pakistan, State Electrical Corporation of Pakistan, National Fertilizers Corporation of Pakistan 5公社の名称が報道され、25プロジェクトがこれらの公社の権限下に置かれ、17プロジェクトが WPIDC に残されることが明らかになった。

▶ベンガル人とビハール人交換で合意——インド、バングラ、パ3国はこのほど、パに抑留中のベンガル人5,000人とバングラおよびネパールに抑留中のビハール人5,000人の相互交換で合意に達した。28日から交換が実施された。

14日 ▶新憲法発効——独立記念日のこの日、4月12日の国会で反対0で可決された新憲法が発効し、新大統領、首相、閣僚等の就任式が挙行された (参考資料参照)。なお、新憲法発効に伴い、ヌールル・アミン (ベンガル人) は自動的に副大統領職を免じられた。この日、新国家元首となったエラーヒ大統領は全国放送で、ブット首相を、“カーイデ・アーザム (‘偉大なる指導者’の意。‘建国の父’と英訳されている)”と称されるジンナー初代総督に対置してか、“カーイデ・アワーム (‘人民の指導者’の意)”と呼んでその業績を称えるとともに、野党などに強く協力を訴えた。一方、ブット首相は演説で次のように述べた。“われわれは本日をもって宮廷革命やクーデターと決別する。決定は合意または多数の見解に基づいて民主的に行なわれよう。政治的少数者が少数者としての立場を拒絶したり、院外の者が軍人などを

利用して権力を奪取しようとしたり、分離主義的傾向を奨励すれば、民主主義は実現できないのであり、破壊的傾向は許さない。PPP および協力者の政権は遂に州自治問題などを解決したとはいえ、まだ全公約を果たしていない。それには国民の協力と時間が必要だ。野党が対話を望めば私は常に譲歩してきた。しかし、彼らが対決を望むなら、いかなる点でも対応することを断言する”。

16日 ▶基本的人権停止令——エラーヒ大統領は新憲法第233条に基づき、非常事態宣言が存続する限り基本的人権を停止する旨の大統領令を発令した。71年11月23日の非常事態宣言は新憲法第280条によって効力を保っている。

▶NAP 政治家逮捕——バルーチスタン州で、政治的腐敗、扇動などの科により、以下の人々が逮捕された。ピゼンジョー前州知事、メンガル前州首相、S. K. バクシュ・マリ（マリ族指導者、NAP バルーチスタン州支部委員長）、前州政府が構成したといわれ、現在は消滅している“地方治安 (Dehi Mohafiz) 軍”の司令官 S. ムハマッド退役大佐（以上、NAP）、等。さらに、17～18日に上院議員2名等が逮捕され、同州での NAP 逮捕者はこの3日間で9名になった。ブット首相は17日、“これらの逮捕はやむを得なかった。また、戦争捕虜問題も解決せず、国内にも陰謀が存在する現在、非常事態宣言解除はできない”と語った。

▶公定歩合引上げ——中央銀行はインフレ対策として公定歩合を6%から8%に上げた。また、指定銀行が維持すべき流動性比率も現行の30%から35%に上げられた。

18日 ▶印・パ特使会談（～28日）——7月の会談の続きがニューデリーで開かれた。パ代表団長はアハマッド国防・外務担当國務相、インド側団長はハクサル特使。この日、パ側はパ捕虜送還の最優先を主張したもよう。20日、アハマッド特使はインドのシン外相およびダール計画相と予定外の会談。午後の特使会談後、アハマッド特使は“バングラのバ戦犯裁判棚上げを確認した”と発表。21日、特使会談なく、アハマッド特使とガンディー・インド首相の会談。22日、インドから文書による提案があったもよう。23日、アハマッド特使、ギリ・インド大統領を訪問。午後の特使会談ではパの提案を文書で行なったという。24日、アガ・シャーヒ外務次官、ブット首相と協議のため帰国。この日までに、バングラによるバ戦犯裁判の問題では一定の合意が成立しているもよう。ただ、バングラの非ベンガル人については、インドはパが26万人全員を引受けるべきだとし、かつ、この問題を9万人のバ捕虜送還問題と切離していないようすであり、一方、

パは西パ出身の非ベンガル人しか引受け得ないとしているようす。25日、アガ・シャーヒ外務次官、アハマッド特使とともにダール・インド計画相と会談。午後、特使会談。26日、アハマッド特使、ガンディー首相会談ののち、シン外相と会談を兼ねて昼食。同特使、会談の28日終了を発表するとともに、“インド報道陣は不公正”と強く非難。27日、会談続行。かなりの合意成立のようす。

20日 ▶行政改革——ブット首相は行政改革委員会答申に基づき、大幅な行政改革を発表。①従来4階級に分かれていた政府職員の階級制廃止、②従来用いられていたPSP（高等文官）等の肩書き廃止、③民間企業の有能な者にも公務員への道を開く、等を骨子とする。

23日 ▶UDF、市民不服従運動——UDF 行動委は11項目要求を採択、不服従運動を開始。これに対し、カウム・カーン内相は“強硬手段をとる”と警告。以下、UDF 11項目要求。①物価引下げ、②国家統一を乱す政策の放棄、③基本的人権回復、④政治犯釈放、⑤報道の自由、⑥野党へのデマ停止、⑦労働者、学生、農民の要求を満たせ、⑧憲法の回教に関する条項を守れ、⑨北西辺境州とバルーチスタン州に民主的代表による政府を回復せよ、⑩洪水被災者に補償、⑪アルコール、かけごとの禁止。

26日 ▶UDF 指導者逮捕——UDF 副委員長 N. N. カーン、PML 書記長 M. M. カースィム等、UDF 指導者6名がラホールで逮捕された。27日～9月7日に、さらに95名以上が各地で逮捕。

27日 ▶大洪水、綿花輸出禁止——8月初旬からのカシミール豪雨のためインダス川が氾濫、24日現在で死者1,500名、9月4日現在の被害見積りは4億7000万ドル（スィンド州の農作物と工業の損害を含まず）という。綿花は430万ベールが見込まれていたが、作付け面積の4分の1が被災、27日、輸出禁止となった（10月解除）。日用必需品も大幅に不足、すでに牛肉、羊肉、野菜等（8月9日）、穀物、ミルク製品、砂糖等々（同16日）も輸出禁止となっていた。政府は、憲法祝賀行事をパンジャブ、スィンド両州で全面中止し、救済活動にあたっている。なお、洪水は9月中旬にほぼおさまった。

28日 ▶印・パ、協定調印——協定文は29日発表（インドの項、参考資料参照）。

30日 ▶“バングラ承認は時期尚早”——ブット首相は記者会見で、“バングラとの間には裁判問題、非ベンガル人問題、対外債務問題が残っているため、すぐ承認というわけにはいかない”と語った。

▶アハマッド国防・外務担当國務相、訪中（～9月2日）——31日、姫鸚飛外交部長と会談。9月1日、周恩来首相と会談。

9月

1日 ▶73年経済改革(修正)令——エラーヒ大統領は72年経済改革令を修正する73年経済改革(修正)令を発表。これは72年改革令によって国家管理化された企業の株式の全部ないし一部を90日以内に取得する権限を中央政府に与える(有償)ことを骨子としている。

2日 ▶食油国有化——政府は、植物油工業国有化を発表。食油は洪水前から不足していたが、洪水に乗じて売り惜しみがひどかったといわれる。3日、国有化対象は24社と発表。9月10日、国民議会(以下、“下院”とする)で国有化法案可決。

3日 ▶3紙、30日の発行停止——編集長など逮捕。この3紙はカラチの“フリーヤット”および“ジャサーラット”両紙、ハイダラバードの“ヌフラーン”紙。

5日 ▶非常事態宣言延長——下院・上院合同会議で非常事態宣言を74年3月13日まで延長する法案が可決された。野党はS.S. ハヤート・カーン(CML)を中心とする7名を除き全員が退場、国会ボイコットを開始。

9日 ▶72/73年度中央銀行年次報告(参考資料参照)。

12日 ▶キッシンジャー、印・パについて——キッシンジャー米大統領補佐官は米上院外交委員会で次のように語った。“米はパが新たな役割を見出し、新たな現実に対応するのに助力する。インドには、同国のいくつかの隣国が突然の攻撃におびえないよう、南アジアの安定に寄与することを望む。イランへの武器売却はイランの自衛のためであり、パを強化するためではない”。

14日 ▶“バングラ国連加盟はまだ”——アハマッド国防・外務担当国務相は記者会見で、“いわゆる戦犯裁判をバングラが放棄せぬ限り、また、パ捕虜全員が送還されてしまうまで、パはバングラの国連加盟に反対する。中国もパの立場を支持している”と語った。

▶パはアブ・ダビ初の精油所建設のため技術援助を行なう協定を結んだ。

15日 ▶大逆罪処罰法——国会は野党欠席のまま、憲法の廃棄・転覆を企図する者を死刑ないし終身刑に処す大逆罪処罰法案を可決。

▶首相、演説——ブット首相はこの日の訪米に先立ち全国放送で、洪水復旧に協力を訴えるとともに、次のように野党に警告した。“西パの諸言語グループは様々の共通点で結ばれており、第2のバングラは生じないと確信する。パの再度の分裂の懸念をもてあそぶ者は自らに災いを呼ぶ者である。また、野党が国境の外側に支援を求めるのは不毛であり、反逆的である”。

▶租税追加——エラーヒ大統領は、洪水のため歳入追加が必要になったとし、25%の追加税を機械を除く全輸入品に課税、所得税を10%増税する等の措置を発令。

▶首相、訪米に出発——ブット首相は、ピールザーダ法相、アハマッド国防・外務担当国務相、イムティアーズ陸軍准将(軍事担当首相秘書)、サイド海軍准将等41名を随員として訪米の途についた。17日までオランダを非公式訪問。18日、ニクソン米大統領と会談。なお、同日、ニクソン大統領は新駐パ大使としてヘンリー・パイロード氏を任命する意図を明らかにした(11月22日着任。駐パ米大使は72年6月以来欠員となっていた)。19日、第2回ブット・ニクソン会談。21日、共同声明。声明においてニクソン大統領はパへの強力な支持を約束すると共に洪水救済を含む経済援助を保証、さらに南アジア和平の進展を歓迎した。同日、ブット首相はワルトハイム国連総長およびベネテス新国連総会議長と別個に会談、午後、国連総会で、バングラが戦犯とする195名のパ軍将校を含む捕虜の送還が完了するまでバングラの国連加盟は容認できない旨の演説。24日、離米に際し、“武器入手ができなかったことだけが残念だ”と語った。25~26日、オーストラリア非公式訪問。27日、帰国。

19日 ▶被抑留者送還開始——デリー協定に基づき、パとバングラの間で被抑留者相互交換が開始された。まずラホールから168名のベンガル人がダッカに空輸され、折り返し135名のパ人が帰国した。

21日 ▶アフガニスタン、パの“内政干渉”非難——BBC放送によれば、アフガニスタンでダウード新政権に対するクーデター計画が発覚し、カブール放送は、裏には“パの隠れた手がある”と非難したという。22日、パ政府は“根拠がない”としてアフガニスタン政府に強く抗議。

26日 ▶UDF、乱れる——JI中央委員会は、同党がUDFの一員であることを再確認はしたものの、“市民不服従運動や情勢悪化を助長するその他の運動には参加しない”と決定。

28日 ▶NAP委員長暗殺未遂——ワリー・カーン委員長のジープが北西辺境州マルダンで何者かに狙撃され、同委員長は無事だったが1名死亡、1名負傷。

▶捕虜第1陣、帰還——デリー協定に基づき、捕虜および被抑留市民842名が国境のワガ町を通して帰国した。前日、捕虜福祉委員長ミルザ陸軍少将は、“捕虜の抑留期間中、市民1名のほか軍人捕虜48名がインド兵に殺された。その他、自然死した者が96名、行方不明6,000名”と明らかにした。

29日 ▶インド、軍縮に反対——ガンディー・インド首相は記者会見で、最近のブット首相の印・パ軍備縮小の希望に対し、“インドはある1国だけでなく別の1国からの侵略にも直面しており、軍備を強化せねばならない”と述べた。

10月

3日 ▶“バクトゥーニスターン”問題——国連総会でアフガニスタン代表は、“わが国とパの間のバクトゥーニスターン問題は未解決である。パのバクトゥーン民族は植民地主義者の軍事力によって祖国アフガニスタンから切離されている”と演説した。

▶中国、ソ連を非難——国連総会で中国代表は、“ソ連はインドのバ分割を支持した”と強く非難した。

7日 ▶ブット首相は、6日勃発した中東戦争に関し、エジプト、シリア両政府に連帯のメッセージを送った。

11日 ▶首相、中東戦争で軍幹部と会談——ブット首相は3軍各参謀長、蔵相、内相、情報相等を招集し、中東戦争に関する会談を行なった。なおこの日、政府はエジプトとシリアへの医療団即時派遣を決定（各15人編成）。

12日 ▶陸軍参謀長、演説——ティッカ・カーン陸軍参謀長はインドからの帰還兵との会合で演説、“国内の反乱を制圧するのも軍の役割だ。最近の敵の手は、外国の指示に頼る連中を使って国内に混乱を生ぜしめるというものだ。バルーチスターンには国の統一を乱す分子がいるが、同州には軍が派遣されており、彼らの意図を粉碎した”と述べた。

16日 ▶首相、イラン等訪問——ブット首相はアハマッド国防・外務担当国務相、アガ・シャーヒ外務次官等を随員として、イラン、トルコ、サウジアラビアを緊急歴訪。16～17日、パーレビ・イラン皇帝と2度の会談。ブット首相は記者会見で、“イスラエルは占領地域から完全撤退すべきだという点で両者は一致している”と述べた。17～18日、タルー・トルコ首相代理と会談。18日、共同声明でアラブ支持、および問題解決への努力を表明。同月、サウジアラビア訪問、ファイサル国王と会談。19日、帰国。20日、記者会見で、“確実で組織的な援助をエジプトとシリアに行なっている”と述べ、さらに、“CENTO は中東危機にとっては適切ではないが、中東問題解決の障害にはなっていない。しかし、アラブがCENTO を障害とみなすことがあればパはCENTO に関する立場を再検討するだろう”と声明した。

24日 ▶綿花輸出公社設立——政府は、今後綿花輸出はすべて公共部門で取扱うと決定、同公社を設立した。本部、カラチ。

25日 ▶政府、綿糸輸出税を40%（従価）+ポンド当り40ペイサに引上げ。

30日 ▶水利・電力開発公社（WAPDA）に警告——ブット首相はラールカーナ近郊の農村で演説、“WAPDA は浸水と塩害の問題で何もしていない。農耕地はわが国の命だ。効果的にこれらの問題を解決せねば解体する”

と警告、さらに、“土地改革法を守らない地主からはさらに土地を没収する”と警告した。

31日 ▶州知事、辞意表明——バグティール・バルーチスターン州知事はブット首相に辞表を手交した。これは11月11日に発表されたが、辞意の理由は不明。消息筋によると新憲法で知事の権限が大幅に縮小したためという。同11日、ブット首相は辞任の正式了承を発表したが、バグティール氏と会談を重ねた結果、同27日、同氏の一切の辞意撤回が明らかにされた。74年1月1日、正式辞任。

11月

1日 ▶学生軍事教練——他州ではすでに10月から開始されていたカレッジ学生軍事教練がスィンド州でも開始された。期間は2年間で、優秀な者は軍部だけでなく公務員試験、大学入試等においても優遇される。

▶国有化否定と輸出目標——ブット首相はカラチの輸出振興協議会会議で演説、①従来以上の国有化はしない、②民間部門と公共部門の役割を明確化する憲章をつくる、③その前に政府・労・使3者会談を開く、④平価変更はしないと表明。2日、同協議会は今年度輸出目標を9億ドルから11億ドルに修正。内訳（単位1億ドル）は、綿花・綿製品6.58、米2.18、皮革・同製品0.6723、羊毛・同製品0.3480、魚類0.2214、その他0.9983。

2日 ▶“二重議席”を禁止——エラーヒ大統領は下院州議会の双方に議席を持つ者は11月10日までに一方を放棄するよう命じた大統領令を布告。

4日 ▶14労組連合が結合——ラホールで全国労働者の会議が開かれ、14の労組連合が“パキスタン統一労働協議会（ULCP）”を結成した。

▶鉱山接収——バグティール・バルーチスターン州知事は、クローム鉄鉱と大理石を手始めに若干の鉱山の州管化を漸次すすめると発表。

5日 ▶首相、カシミール遊説（～9日）——ブット首相は5日、解放カシミール（パ側カシミール）首都ムザッファラバードで次のように演説。(1)カシミール独立は望まない。そのようなことは国際的謀略を引起こしてしまう。(2)解放カシミールはその住民の意思によってはパの1州としての地位と議会制州政府を有してもよく、また、最終的地位の確定を待って暫定的にジャム・カシミール全体をパの連邦枠組に入れてもよい。(3)2月ないし3月までにインドからの捕虜送還が完了すれば、ただちにインドと会談を行なう。カシミールに関しての会談はその後、いずれ行なう。その際カシミール住民の自決原則を堅持する。8日、ブット首相はインド側カシミール学生に対し、カシミール問題が未解決であることを示すストを行なうよう訴えた。

▶ケヤカン・トルコ海軍司令官、来訪——7日、ブット首相と会見。

7日▶ピールザダ法相、イラン訪問（～8日）——中東問題に関してマレーシアのトゥンク・アブドゥル・ラーマンが提唱し、パで開かれる予定の回教諸国首脳会議に関して協議のためという。

8日▶SEATOを正式脱退——昨年11月にブット現首相が脱退を表明して以来、1年間の予告期間が切れ、パは正式にSEATOを脱退した。

9日▶キッシンジャー氏、来訪——キッシンジャー米國務長官は中東問題等討議のためイランから到着、ブット首相と会談を行なった。10日、北京へ出発。

10日▶新州知事、州首相——6日辞任したメーラージュパンジャーブ前州首相に代わり、9日、カール前州知事が州首相に選出され、新知事に任命されたクレシ前州農相とともにこの日就任した。（参考資料参照）なお、メーラージュ氏はいずれ連邦政府入閣の予定。

12日▶首相、遊説（～18日）——ブット首相は北西辺境州に点在する部族地域を歴訪。期間中、次のように述べた。(1)アフガニスタンと友好・協力関係を樹立したく援助の用意もある。(2)パは今や堅固な要塞であり、自己の統一と安全を守る決意だ。諸君はパを弱体化させるための外国からの宣伝に、野党政治家のようにまどわされてはならない。(3)アフガニスタンは水も教育施設も病院も不足する貧しい国だ。わが国のような言論の自由もない。(4)クーデターのためアフガニスタンに戻れないザール国王がパに在住したければそれを拒否し得ない。これは政治的策謀のためではない。

15日▶イランと初の閣僚会議（～16日）——イスラマバードで。17日発表の共同声明によると、両国は合弁により、パで織布、セメント生産、畜産物加工、イランで合成ゴム生産、ジュート栽培加工を行なう協定に調印した。（5月14日参照）

16日▶ピールザダ法相、諸国歴訪（～25日）——首相特使としてリビア、エジプト、シリア、サウジアラビア歴訪（目的は11月7日に同じ）。

17日▶ケールシード無任所相、諸国歴訪——首相特使としてトルコ、ヨルダン、レバノンへ出発（目的は11月16日のピールザダ法相に同じ）。

▶ライサーニ農相、諸国歴訪（～27日）——首相特使としてマレーシアおよびインドネシア歴訪（同上）。

19日▶政府・労・使3者会談開始——開会に際し、ブット首相が演説、労働側には労働者の生活向上のために公約を守ると約束し、使用者側には脱法行為などをせぬよう訴え、これ以上の国有化については現段階では何も言えないと述べた。また双方に対し、生産向上を訴え。

20日▶シェールバオ天然資源相、諸国歴訪（～12月8日）——アブ・ダビ、クエート、サウジアラビア、イラン、イラクを歴訪。

22日▶反国家活動予防律令——エラーヒ大統領が布告。これは、パ領土の分離を企図したり、パの主権および領土の統一に疑問を唱えたりすること、また、宗派的ないし地域的対立をおおったり、パ国民は複数民族で構成されていると説くことを目的として、人種的、言語的もしくは類似の基盤に基づいて地域的統一戦線を結成することを一切禁止するもので、違反者は7年以上の禁固刑。

▶新米大使、着任——Henry A. Byroade 駐パ米大使が着任（9月15日参照）。

23日▶首相、米紙記者と会見——“ドーン”紙によるとブット首相は部族地域遊説中に米の“クリスチャン・サイエンス・モニター”紙記者と会見、“米が対パ武器供与を拒否し続けるなら、武器調達資金をアラブ諸国におおぐことになると語った。

25日▶国营放送局にダイナマイト——北西辺境州のパキスタン放送ペシャーワル支局にダイナマイトが投げ込まれた。被害は微小。28日、5名の“バクトゥーン・ザルマ司令官”が逮捕された。これは、“パターン民族青年隊”の意で、72年1月頃からNAPが組織した民兵。

26日▶バス料金引上げで暴動——スィンド州政府は68年以來1マイル2.5パイサに据えおかれていた市内バス料金を“1マイルあたりわずか2.5パイサ引上げる”（すなわち倍増）と発表。このためカラチを中心に暴動が発生、30日には警官発砲で1名死亡、集會が禁止された。同日、ブット首相はラルカーナで演説、“バス料金引上げは石油価格上昇のため政府の責任ではない。しかし、わが国はすべての点でアラブを支持しているのであり、バス代引上げくらいでストをやらないでほしい”と訴えた。騒ぎは、M. A. ブット・スィンド州首相による最高料金（13マイル以上は70パイサ）の15パイサ引下げ発表（12月1日）後も続き、12月5日におさまった。この間、逮捕者は400名近くになった。

▶政府、綿布7種の価格を凍結。

▶ズィアーウッディーン首相特使（弁護士）、アフリカ諸国に出発——訪問国はソマリア、スーダン、モーリタニア、セネガル、ギニア、マリ、ニジェール。

29日▶蔵相、国会答弁——ハッサン蔵相は下院での答弁で次のように述べた。(1)パは対パ債権国会議諸国に対し、73/74年度に5～6億ドルの新規援助を要請したが、現在までの約束額は1.2億ドル。しかし、年度内の約束額は3.73億ドルに達しよう。(2)73年6月30日現在で対外債務残高累計は46.79億ドル（うち6.01億ドル分がルビ

一払い)。(3)東パで使用されたもので明確な分については74年6月30日以降は債務返済をしなくてよいことになっている。非債権国会議諸国ではユーゴ、チェコ、ポーランド、ソ連が東パ分の債権を取消し、中国は昨年1月のブット大統領訪中に際し、それまでの対パ借款1.1億ドルをすべて贈与に変更してくれた。

▶フランス海軍参謀長、来訪——ド・ジョイバール大将が6日間の親善訪問のため到着。

12月

2日▶首相、海外へ——ブット首相は3日までクエートを訪問、シャイフ・サバーッサラーム首長 (Emir) およびシャイフ・ジャーベル・アハマッド皇太子、シャイフ・アハマドゥル・ジャヴァール首相等と会談。議題は中東問題とパで開催予定の回教諸国首脳会議、ムルターン精油所設立計画 (1.2億ドル) へのクエートの参画問題を含む経済協力等と発表されたが、消息筋によると、ブット首相の訪問はパのフランスからのミラージュ戦闘機購入資金をクエートにあおぐためともいう。3日、ブット首相はオマーン王国の国王、スルターン・カールブス・ビン・サイードと会談。同日帰国。

▶バルーチスタン州で官吏肅正——バグティール州知事は同州官吏肅正を開始、手始めに16名に退職を命令。

▶暗殺——A. S. K. アチャクザイ NAP パクトゥーン派 (現在親 PPP) 委員長が、クエッタの自宅に投げ込まれた手榴弾によって死亡。8日、実子の Mahmud Khan Achakzai が委員長に選出された。

3日▶アガ・シャーヒ外務次官、諸国歴訪 (～12日) ——パで開催予定の回教諸国首脳会議の打合わせのため、首相特使としてサウジアラビア、アルジェリア、チュニジア、モロッコ歴訪。

4日▶投資低調——“ドーン”紙によると、過去2年間と同じく今年度も民間部門の投資状況は悪く、目標の32億ルピーに対し、現在までの投資額はその4分の1に達していない。投資家達は長期的計画と企業“接収”をしないとの政府の確約等を望んでいるという。

5日▶第5次5カ年計画案——75年7月1日実施予定の第5次5カ年計画作業案が計画委の手でまとめられた。詳細は不明だが、公共部門は第4次計画よりはるかに拡大され、民間部門については現実的アプローチがとられるという。公式表明はないが、従来のように経済的進歩を成長率で計るのではなく、今後は物価安定、失業問題、公正な所得分配に重点が置かれるものと一般に考えられている。

▶政府、回教諸国首脳会議は来年1月15日頃と発表。

6日▶インドのパ非難キャンペーン——アハマッド国

防・外務担当国務相は国会の答弁で、インドは全インド放送およびアムリッツァル・テレビを通じ、このところパ非難を強めていると述べた。

7日▶接収企業について——“ビジネス・レコーダー”紙によると、政府が接収した企業の取締役会 (Board of Directors) が復活されるかもしれないという。政府による接収の際、これらの取締役会は廃止され、代わりに、政府任命の専務取締役 (Managing Directors) が経営をつかさどり、経営管理委員会 (Board of Industrial Management) がこれに側面から助力を与えて接収企業を管理している。しかし、政府はより綿密な経営のために取締役会を復活する意向という。政府はこれの企業の株式の一部または全部をすでに取得しており、政府指名の取締役を出し得るが、小株主たちも自分たちの取締役を出し得ることになるという。

▶フランス外務次官、来訪 (～9日) ——リプコフスキー外務次官はこの日、ブット首相と会談。9日、帰国に際し記者会見で次のように述べた。“ソ連のアジア安保はこの地域の平和に役立たない。また、米の対印・パ武器禁輸および英の事実上の武器禁輸は公正でない。武力均衡が破れたら正すべきだ。亜大陸正常化に関し、パのインドに対する軍縮提案は注目されるべきだ。私は滞在中、パ政府代表とフランスの従来の対パ武器供与を検討したが、今後のことは専門家にまかせるべきだ”。同9日、共同声明発表。

8日▶北西辺境州大臣宅に爆弾——バンヌーのサイフラー公共事業相宅に爆弾が投げ込まれたが、被害者はなかった。バンヌーおよびコハート地域では、過去1週間で3度目の爆弾騒ぎ。

10日▶首相、ペルシャ湾諸国歴訪 (～12日) ——ブット首相は、アハマッド国防・外務担当国務相、パッチ首相特別顧問等を随員としてペルシャ湾沿岸諸国を歴訪。議題は諸分野での協力と回教諸国首脳会議。“ビジネス・レコーダー”紙によると、パはペルシャ湾沿岸諸国およびアラブ諸国からかなりの経済援助を獲得し得るであろうという。10日、ブット首相一行はまずバハレーンを訪問、同国のシャイフ・イッサー・ビン・サルマヌル・ハリーフア首長、シャイフ・ハリーフア・ビン・サルマヌル・ハリーフア首相、シャイフ・ムハマッド・ビン・ムバラクル・ハリーフア外相と会談。会談後、ブット首相は記者会見で、“ムルターン精油所計画に関し、ペルシャ湾沿岸諸国との間にすでに協定が締結されている (11月23日)。現在、多数の国々がインド洋に関心を抱いているが、パはこの地域の静穏を望む”と語った。同日、一行はカタールを訪問、シャイフ・ハリーフア・ビン・ハマドゥッサーニ首長等と会談を行なった。11日、

一行はアブ・ダビに到着、アラブ首長国連邦 (UAE) 大統領でもあるシャイフ・サイード・ビン・スルターン・アン・ニフヤーン首長、シャイフ・ハリーフ・ビン・ザイド首相、アハマッドウッソワイディ UAE 外相等と会談。12日、ドバー (ドバイ) を訪問、UAE 副大統領シャイフ・ラシード・ビン・サイードゥル・マクトゥーム首長と会談。同日、帰国。

11日 ▶洪水被害額——政府筋発表によると、8～9月洪水による被害額は総計40億ルピーに達する。被災者は480万人で、うち死亡者はパンジャブ州449名、スインド州25名。冠水面積計1036万エーカー。うち耕作地は373万エーカー。栽培中の綿花、小麦、米の被害額は国内価格で20億ルピー、国際価格で50億ルピー。貯蔵穀物被害額は国内価格で4億2500万ルピー、国際価格で15億ルピー。その他の農業部門損害は国内・国際価格いずれにおいても3100万ルピー。その他、住宅は9億ルピー；工業資産は5000万ルピー；灌漑設備、電力、運輸・通信は3億3100万ルピー；等。しかし復旧は目覚しい。

14日 ▶捕虜送還——政府筋によれば、現在インドは1カ月に1万2000人の割合でパ軍捕虜および文民被抑留者を送還している。この割合では送還完了は来年4月末になる。一方、パは13日までに6万3229人のベンガル人をバングラに送還し、バングラから非ベンガル人2万7067人を引受けたが、これらは来年2月までに完了予定。

15日 ▶回教圏開発銀行——サウジアラビアのジェッダで回教諸国29カ国蔵相会議が開かれ、回教圏開発銀行 (IDB) 設立が決定された。これは72年に提唱され、マレーシアが立案を担当してきたもの。資本金10億ドル。

16日 ▶公共部門、株式市場に進出か——ハッサン蔵相は、政府金融機関に対し、株式市場での株式取得を指示する決定を行なったことを明らかにするとともに、“株式市場低迷の報道はデマだ”と述べた。

▶ジャトイ政治問題相、イラン訪問 (～18日) ——ブット首相特使としてパーレビ皇帝と会談。

17日 ▶ラヒーム生産相は国会で、米の政府による輸出は続けると言明した。

▶ブット首相、インド首相に会談を呼びかけ。

18日 ▶州首相、辞任——M. A. ブット・スインド州首相は、疲労を理由に辞任。代理にカイク・アリ法相。

▶4大銀行に規制——政府は4大銀行に対し7大都市での新支店開設を禁ずるとともに、中小都市で1支店を開設するには農村に3支店を開設せねばならないという厳しい規制を発表した。

20日 ▶宅地を無料配分——ブット首相はラーワルピンディで演説、“農村地域の貧民に宅地を無料で与える”と発表した。

21日 ▶回教諸国首脳会議は2月22日からラホールで開催——ブット首相発表。

▶政府金融機関等、移転予定——以下の機関の本部が近くカラチからイスラマバードに移転されるという。これらは、中央銀行、パ産業開発公社 (PIDC)、パ貿易公社 (TCP)、国家生命保険公社 (SLIC)、パ投資公社 (ICP) と国民投資トラスト (NIT) は合併後移転。パ工業開発銀行 (IDBP、半官半民)、パ保険会社 (PIC)、パ工業信用投資会社 (PICIC)、パ国民銀行 (NBP、以上民間)。

24日 ▶新州首相——連邦政府のジャトイ運輸通信・政治問題相がスインド州首相に選出され、就任した。

26日 ▶州閣僚——カール・パンジャブ州首相はサーヒブザダ・カーンを州閣僚に任命した (担当不明)。

27日 ▶自動車生産計画——ラヒーム生産相は政府が自動車生産7カ年計画 (1.2億ルピー) を開始したことを明らかにした。

▶輸出——73年7～10月の輸出は2.495億ドルで前年同期 (1.736億ドル) に対し43.7%増大した。

30日 ▶PPP 党大会 (～31日) ——カラチで。

▶カラチ近郊ピプリのカラチ製鋼所 (ソ連援助) 着工。

31日 ▶首相、カラチで実業家に演説——以下、要旨。(1)政府が接収した企業の出資者には妥当な補償を算定する。(2)今まで以上の国有化については現段階では何も言えない。(3)民間部門の役割に関する憲章の作成に際しては実業界に公正でありたいと思う。

▶インド首相、来訪の意向なし——ガンディー・インド首相は“雰囲気改善されるまで”パを訪問する意向はないと述べた。しかし、貿易、通信については会談を望んでおり、この件に関してブット首相に書簡を送付、回答を待っていることを明らかにした。

▶74年1月1日銀行国有化。

参 考 資 料

I 政治・社会

1. 野党へのブット大統領覚書き要旨
2. パキスタン回教共和国憲法
3. 新憲法下の政治体制

II 経 済

1. 1972/73年度経済白書要旨
2. 1973/74年度予算
3. 新輸入政策要旨
4. 1972/73年度中央銀行年次報告要旨

I 政治・社会

1. 野党へのブット大統領覚書き要旨

(4月4日)

ブット大統領は4月2日、憲法草案改訂を要求する野党陣と会談を行ない、同4日、回答として覚書きを手交した。以下、野党陣の主要要求と大統領の回答要旨。

回答要旨は←→等の後、←→は対立、——は承認。

①回教に反する法律は最高裁で審査し得るようにせよ←→議会優越の否定であり、認めない。②“回教社会主義”の削除——法的に解釈の相違を生じやすいから削除する。③外国からの侵略の際、基本的人権を停止し得るのは国会の決議によってのみとせよ←→侵略の場合、そのような悠長なことはできない。④パキスタン国民には予防拘禁条項を適用するな←→国家の崩壊を企図するのは外国人だけではない。東パキスタンの教訓を忘れるな。⑤現在の非常事態宣言の解除←→内外にパキスタン崩壊をたくらむ敵が存在し、インドに捕虜が抑留されている状態では解除できない。⑥首相ないし州首相の当該議会解散権などを民主的にせよ——憲法に関する72年10月の与党会談以来やってきたことだ。それに加え、首相ないし州首相は、自分への不信任決議案が提出されて議決されるまでの間は、議会解散権を有しないことにするという一大譲歩をする。⑦最高裁長官は大統領が自由裁量で任命するとせよ←→議会に責任を負うのは首相であり、大統領は首相の助言に従って最高裁長官を任命すべきだ。議会主義を主張する諸君の要求とも思えない。⑧連邦立法権目録第II部および競合立法権目録に関連する立法で両院の意見が相違する場合、両院合同会議に付すとせよ——大幅に譲歩してこれを認める。なお、“国会と州議会の立法権範囲に関して改訂を望まない”との諸君の声明は、州自治の範囲に関する論争が解決した証左

としてこれを歓迎する。⑨国内的要因による非常事態宣言は当該州政府の要請なくしては布告し得ぬものとせよ←→連邦構成単位に関する最終責任は連邦政府にあり、この要求は連邦制に反する。⑩非常事態宣言は上院の合意を得た上でのみとせよ←→直接選挙による国民議会(下院)を上院より下位に置くことになってしまう。⑪憲法採択から6ヵ月以内に総選挙を行なえ。そのための選挙管理内閣をつくれ←→憲法の問題ではない。政治的問題だ。⑫選挙権年齢を18歳にせよ——21歳にしたのは諸君の要求に基づくが、18歳は与党の主張でもあり、77年8月14日以降は18歳とする。⑬大統領命令は首相の連署を要するとの条項の削除←→⑦と同理由で認めない。⑭首相不信任決議案には後継者の指名を要するとの条項の削除←→政府安定のために必要な条項だ。西ドイツもやっている。

2. パキスタン回教共和国憲法(抜粋・要旨)

(4月10日採択、8月14日施行)

前文(以下、()内は訳注)

全宇宙の主権は全能の神にのみ存し、(中略)回教の定めるとき、自由、平等、寛容、社会正義の諸原理を、完全に遵守するものとし、(以下略)。

第I編 序文(第1~6条)

1. (1)国名はパキスタン回教共和国。連邦共和制。
(3)外国の東パキスタン州侵略が根絶されれば、同州住民の国政参画のため憲法を改正する。(4略)
2. 回教を国教とする。

第II編 基本的人権ならびに政策原理(7~40)

第1章 基本的人権(7~28)

19. 言論・表現・報道の自由。ただし、回教の栄光、国家の統一・安全・防衛、諸外国との友好、公序良俗

- (中略)のため法により制限。
 24. (2)財産は公のため以外には強制的に収用されず、収用の際には補償する。(3)~(4)略

第2章 政策原理 (29~40)

37. (a)遅れた階級・地域の教育・経済的関心の向上。
 ((b)~(i)略)
 38. (a)富・生配手段・分配の少数者への集中の防止。
 ((b)~(f)略)

第III編 パキスタン連邦政府 (41~100)

第1章 大統領 (41~49)

41. (1)大統領は國家元首で共和国の統一を代表する。
 (2)45歳以上の回教徒で、國民議會 (National Assembly. 以下、下院) 議員被選挙資格を有する者。
 (3)第2付録 (Schedule) に従い、国会 (Parliament) 両院の合同会議で選出。(4)~(6)略
 44. (1)任期5年。(2)~(3)略
 45. いかなる種類の裁判所のいかなる判決も停止・軽減する権限を有する。
 47. (8)罷免は両院総定数の3分の2以上で行なう。
 48. (1)大統領は総理大臣 (Prime Minister; 以下、首相) の助言に基づいて職務を遂行し、助言に拘束される。

第2章 国会 (50~89)

50. 国会は下院および上院 (Senate) の両院で構成。
 51. (1)下院の定数は200。直接選挙。
 (2)選挙権者は、(b)18歳以上。ただし、第1次総選挙に関しては21歳以上。((c)~(d)略)
 (3)議席は人口に比例して、各州 (Province)、連邦直轄部族諸地域、連邦首都に配分する。
 (4)向う10年間、(1)に加えて婦人用10議席を設け、憲法および法律によって各州に配分する。
 (5)第(4)項の議員は当該州の下院議員が選出。(6)略

52. 下院議員の任期は5年。
 55. (1)下院の議事は、憲法に特別の定めのある場合を除いて、すべて出席議員の過半数でこれを決する。
 (2)下院の定足数は定数の4分の1。

58. 下院の解散は首相の助言により大統領が行なう。
 59. (1)上院の定数は63。(a)うち14名は各州議會 (Provincial Assembly) 議員が選出、(b)5名は下院の連邦直轄部族地域議員が選出。(c)2名は大統領命令 (Order) で指示する方法により連邦首都から選出。
 (3)上院議員の任期は4年とし、2年ごとに議員の半数を改選。連邦直轄部族地域の議員については、3名を最初の2年で改選し、次の2年で2名を改選。

61. 第55条は上院にも適用。

62. 国会議員被選挙有資格者は、(a)パキスタン国民、(b)下院は25歳以上、(c)上院は30歳以上。((d)略)

70. (1)連邦立法権目録 (Federal Legislative List) 第I部 (第4附録参照) に関連する法案については下院が先議権を有し、同議院がこれを可決した場合は、これを上院に送付する。

- (2)上院がこれを90日以内に可決も否決もしない時は、上院はこれを可決したものとする。

- (4)上院がこれを修正して可決、または否決した時は、下院で再審議し、下院が修正の有無にかかわらず再可決した時は、大統領に承認を求める。

73. (1)財政法案に関しては、下院が先議権を有し、同議院がこれを可決した時は、上院に送付することなく、大統領に提出して承認を求める。(2)~(5)略

¶71(1)~(3) その他の法案に関しては甲・乙議院の先議権は定めず、甲議院の可決した法案は乙議院に送付され、乙議院がこれを否決し、もしくは90日以内に可決せず、もしくは修正して可決した場合は、甲議院の要請によって両院合同会議に付され、両院総定数の過半数で議決される。]

89. (1)下院の会期中を除き、大統領は律令 (Ordinance) を公布することができる。〔(2)国会による立法と同じ効力を有する。〕(3)略

第3章 連邦政府 (90~100)

90. (1)憲法に特別の定めのある場合を除き、連邦の行政権は大統領の名において連邦政府がこれを執行する。連邦政府は、連邦政府の首長たる首相ならびに連邦大臣 (Federal Ministers) から成る。

- (3)首相と連邦大臣は下院に連帯して責任を負う。

91. (3)首相は下院議員の中から下院定数の過半数をもって選出する。(4)略

92. (1)首相は国会議員の中から連邦大臣ならびに國務大臣 (Ministers of State) を任命する (以下略)。

〔(3)首相は罷免権も有する。〕

96. (2)下院は、首相不信任決議案を提出するには、同案中において後継者を指名しておかねばならない。

- (5)同案は下院定数の過半数で可決 (以下略)。ただし、ある政党から下院に当選した議員が同案に賛成し、その政党の下院議員の過半数が同案に反対した場合、憲法施行日および第2次下院総選挙のうちいずれか後に生じた方から向う10年間、同案に賛成した当該議員の表決は無視される。(6)略

第IV編 州 (101~140)

第1章 知事 (Governor, 101~105)

101. (1)大統領任命の知事を各州に置く。(2)~(4)略

105. (1)知事は首席大臣 (Chief Minister; 以下、州首相) の助言に基づいて職務を遂行し、その助言に拘束される。(2)略

第2章 州議会 (106~128)

106. (1)各州に以下の定数の州議会を置く (+α分は第(3)項による少数宗教信者と諸指定カーストのための議席。)パルーチスターン州, 40+1; 北西辺境州, 80+1; パンジャーブ州, 240+3; スィンド州, 100+2。直接選挙。

(4)向う10年間, (1)による議席数の5%に相当する婦人用議席を各州に設ける。(5)略)

第3章 州政府 (106~140)

129. (1)憲法に特別の定めのある場合を除き, 州の行政権は知事の名において州政府がこれを執行する。州政府は州首相と州大臣から成る。(2)~(3)略(第136条に第96条と同種の定めがある。)

第V編 連邦と州の関係 (141~159)

第1章 立法権の配分 (第4附録参照)

第2章 連邦と州の行政的關係 (145~152)

146. (1)連邦政府はその職務を州政府に委任し得る。(第147条により, 逆も可。)(2)~(3)略)

第3章 特別規定 (153~159)

153. (1)大統領任命による利害調整評議会 (Council of Common Interests) を設ける。

(2)成員は, (a)各州首相, (b)首相任命による同数の連邦政府成員。((3)議長は首相が原則。)(4)略)

第VI編 財政, 財産, 契約, 訴訟 (160~174)

第1章 財政

第2章 借入および監査

第VII編 司法 (175~191)

第1章 裁判所 (175)

175. (3)司法府は憲法施行日から3年以内に行政府から漸進的に分離される。

第2章 パキスタン最高裁判所 (176~191)

177. (1)長官は大統領が任命。他の裁判官は長官と協議ののち, 大統領が任命。(2)略)

第3章 高等裁判所 (192~203)

第4章 司法に関する一般の規定 (204~212)

209. (1)パキスタン最高司法評議会を置く。
(2)この成員は, (a)最高裁長官, (b)最高裁の次席判事2名, (c)高裁の最古参判事2名とする。
(5)~(7)大統領は, 最高裁ないし高裁の判事が肉体的・精神的に職能を遂行し得ない場合あるいは非行を行なった場合, 最高司法評議会が調査に基づいて当該判事を解任すべき旨の報告を出せば, これを解任することができる。最高裁ないし高裁の判事は他の方法では解任し得ない。(8)略)

(第68条および第114条により, 最高裁および高裁の判事の職務行為に関する論議は国会でも州議会でも禁じら

れている。なお, 憲法のいづこにも, 裁判の公開, 最高裁の違憲立法審査権, 最高裁判事の国民審査に関する条項はない。)

第VIII編 選挙 (213~226)

第1章 選挙管理委員長および選挙管理委員会

第2章 選挙法および選挙実施 (222~226)

223. (1)(a)~(d)何人も下院, 上院, 州議会のいかなる組合わせでも複数の議席を有し得ない。(2)~(4)略)

226. 憲法による選挙は, 首相および州首相の選挙を除いては, すべて秘密投票による。

第IX編 回教に関する規定 (227~231)

第X編 非常事態に関する規定 (232~237)

232. (1)大統領は, 戦争または外国からの侵略, あるいは州政府の統制を越える国内混乱に際し, 非常事態宣言を公布することができる。(2)~(8)略)

233. (2)同宣言下では, 大統領は基本的人権を停止することができる。(3)略)

234. (1)同宣言下では, 大統領は, (a)州政府の職務をみずから執行し, もしくは知事にこれを執行するよう指示でき, (b)州議会の権限を国会が行使し得る旨を宣言できる((c)略)。(2)~(6)略)

第XI編 憲法の修正 (238~239)

第XII編 補則 (240~280)

第1章 公職

第2章 軍部 (243~245)

第3章 部族地域 (246~247)

第4章 一般 (248~259)

251. (1)~(3)国語はウルドゥー語。公用語は15年以内にウルドゥー語によって置換されるまでは英語。各州は各州の言語の使用を促進してもよい。

256. 軍事組織として機能し得る組織を民間で形成することは禁じる。

257. ジャム・カシミールの住民がパキスタンへの合併を決定した時には, パキスタンと同国 (State) の関係は同国住民の意思に従って決定する。

第5章 用語の解釈 (260~266)

第6章 (暫定憲法から新憲法への) 過渡的措置

271. (1)(a)第1次下院は, 本憲法施行直前に存在していた下院議員をもって構成し, 解散なき限り, 1977年8月14日まで存続するものとする(以下略)((b)略)。(2)~(4)略)

272. (1)(a)第1次下院の存続する間, 上院の定数は45議席とし, 第59条第(1)項の第(a)および(b)号の数字はそれぞれ10, 3と読むものとする。((b)~(g)略)

280. 1971年12月23日公布の非常事態宣言は継続する。

第2附録 大統領の選挙 (1~26)

第4附録 立法権目録

〔連邦立法権目録〕

第I部 1~2. 国防 3. 外交 7. 郵便・電信・放送
8. 通貨 18. 原子力 19~24. 航空・海運 27.
海外貿易・州際交易 43~53. 関税・租税関係。
農業所得税を除く。(54~59, 略)

第II部 1. 鉄道 2. 石油・天然ガス等 3. 連邦管轄
産業の開発, 等。(4~8, 略)

〔競合立法権目録〕(Concurrent Legislative List.
これは国会・州議会双方の立法権が及ぶもの——第142
条(b)項。しかし、州議会の立法が国会の立法と対立す
れば後者が優先——第143条。上記の二つの目録のいず
れにもない事項については国会は立法権を有しない——
第142条(c)項。)

1. 刑法——連邦立法権目録による法律に関する
犯罪を除く。2. 刑事訴訟 3. 民事訴訟 11. 農
用地を除く財産の譲渡 14~15. 予防拘禁 17~
18. 武器, 火器, 爆薬 26~27. 労働福祉, 労
組。(28~47, 略)

第6附録 あらかじめ大統領の認可がなければ変
更・修正・廃止できない法律

3. 表見的資力を越えた生活(処罰)規則, 1969
年 8. ペンジャール州・部族諸地域(紛争解決)
規則, 1971年 9. ムスリム連盟大会派およびア
ワミ連盟(資金検査)規則, 1971年 10. 外貨本
国送還規則, 1972年(以下, 同年) 11. 在外資産
(申告)規則 12. 公職解任(特別規定)規則
13. 土地改革規則 14. 公職解任(請願再検討)
規則 16. 私立学校・カレッジ(接收)規則
21. 経済改革(産業保護)規則 11. 全国新聞ト
ラスト(管財人・理事会停止)規則。(23~24, 略)

3. 新憲法下の政治体制

—凡例—

- PPP——パキスタン人民党
- QML——パキスタン・ムスリム連盟カユーム派
- CML—— “ 評議会派
- PML (Con.)—— “ 大会派
- NAP——民族人民党
- PNAP——民族人民党パクトウーン派
- JUI——イスラーム・ウラマー党
- JUP——パキスタン・ウラマー党
- JI——ジャマター・イスラーム
- TI——国民主権運動
- UDF——統一民主戦線
- Sar. UF——北西辺境州統一戦線
- BUF——バルーチスタン統一戦線
- SKMPPM——スィンド=カラチ地域難民・パンジ
ャービー・パターン統一戦線

1) 連邦レベル

〈国会〉

《国民議会(下院)》——議員数 146*

議長——Sahibzada Farooq Ali (PPP)
副議長——Dr. A. K. Abbasi (PPP, 女性)

①ブット政権支持者		②同政権反対者および不明	
PPP	82	PPP	6
QML	10	NAP	7
JUP	3	JUP	4
CML	3	CML	4
諸派・無所属	12	JUI	7
小計	110	JI	4
		TI	2
		諸派・無所属	2
		小計	35

* 婦人用6議席を含む。また、①の無所属は東パキスタン選
出議員2名を含む。70年総選挙では、婦人用13議席を含
め、東・西パキスタンから計313名が選出された(東169,
西144)。また、①と②の内訳は各紙報道から算出した6月
7日までの推計。さらに、憲法第56条第(1)項および第271
条第(1)項参照。

《上院》——定数45 (77年8月14日まで*)。

議長——Khan Habibullah Khan (PPP)
副議長——Muhammad Hanif Khan (PPP)

地域**→	P	S	F	B	部	首	計	
UDF	PPP	9	8	6	4	3	2	33○
	NAP	—	—	3	5	—	—	8×
	JUI	—	—	1	1	—	—	2×
	JUP	—	1	—	—	—	—	1×
	QML***	—	1	—	—	—	—	1×
	不明	1	—	—	—	—	—	1×
計	10	10	10	10	3	2	45	

* 憲法第59条第(1)項および第272条第(1)項参照。

** P=パンジャール州選出, S=スィンド州, F=北西辺
境州, B=バルーチスタン州, 部=連邦政府直轄部族
地域, 首=連邦首都。

*** QML ピール・バガール派(反主流)。
○親PPP, ×反PPP。

〈大統領, 閣僚等〉

—8月14日現在。以後, 日誌参照。

- 大統領——Chaudhry Fazal Elahi (PPP)
——(以下, 閣僚。《 》内特記以外は PPP)——
- 首相 兼 官房長官 兼 国防相 兼 外相 兼 工
業相 兼 原子力委員会長——Zulfikar Ali Bhutto
- 生産・計画・農村相 兼 商業相——Jalaluddin Ab-
dur Rahim*
- 内務・土候国・辺境地域・カシミール問題相——Ab-
dul Qayyum Khan (QML)

- 財政・計画・開発相—Dr. Mubashir Hasan
- 燃料・電力・天然資源相—Hayat Muhammad Khan of Sherpao**
- 保健・社会福祉・家族計画相—Sheikh Muhammad Rashid
- 運輸通信・政治問題相—Ghulam Mustafa Khan Jatoi
- 教育・州際調整相 兼 法務・議会問題相—Abdul Hafiz Pirzada
- 情報・放送・慈善事業・聖地参拝相—Maulana Kausar Niazi
- 食糧・農業・低開発地域相—Sardar Ghaus Bakhsh Raisani (BUF)**
- 労働・公共事業相—Rana Muhammad Hanif
- 少数民族問題・観光事業相—Raja Tridev Roy
- 無任所相 (公職局《無所属, ベンガル人》および科学・技術省担当)—Khurshid Hasan Mir
—(以下, 閣外相, () 内特記以外は PPP)—
- 国民問題・在外邦人・監獄担当國務相—Mahmud Ali 《所属不明, ベンガル人》**
- 公共問題担当國務相—Jamal Dar 《無所属》
- 国防・外交問題担当國務相—Aziz Ahmad*
—(以下, 首相特別顧問)—
Feroze Qaisar**, Malik Khuda Bakhsh**, Muhammad Yusuf Bach**.

*上院議員。他は**を除き国民議会(下院)議員。
**国会議員ではない。憲法第92条第(1)項参照。ただし, 新憲法への移行のための過渡的措置として, 憲法施行日直前に大臣であった者は向う6ヵ月間, 引続きその任務にとどまってよい(第275条第(3)項)。なお, 大統領となったエラーヒ氏は第43条第(2)項により, 国民議会議席を失うはずであるが, 他の条項からすると, やはり同議席を当面は保持し得ると思われる。

〈その他〉

- 最高裁長官—Hamoodur Rahman
- 最高裁判事—Muhammad Yaqoob Ali, Waheeduddin, Salahuddin Ahmad, Muhammad Gul
- 法務長官 (Attorney-General for Pakistan)*—Yahya Bakhtiar
- 選挙管理委員長—Sajjad Ahmad Jan 元最高裁判事
*連邦政府に法務上の助言を行なう(憲法第100条)。

2) 州レベル

〈州議会*〉—() 内は定数。

*各政党の議員数は7月15日までの推計。

《パンジャブ州 (186)》 《スィンド州 (62)》

議長—Sheikh Rafiq Ahmad (PPP) 議長—Ghulam Rasool Kehar (PPP)

PPP	119	PPP	34以上
CML	15	QML	5△
QML	6	JUP	7×
PML (Con.)	6	CML	2×
諸派・無所属・不明	40	JI	1×
計(含6婦人議席) 186●		SKMPPM	1△
● うち21名が反 PPP.		諸派・無所・属不明	14以下▽

計(含2婦人議席) 62●

△—うち4名はピール・バガロー派で反反 PPP。
×—反 PPP。 ▽—うち1名が反 PPP。 ●—うち15名が反 PPP。

《北西辺境州 (42)》

議長—Muhammad Hanif Khan (PPP)

PPP	5	} Sar. UF	} 連合 ↑ 支持
QML	10○		
PML (Con.)	2○		
CML	1○		
諸派・無所属・不明	4○		
NAP	15△	} 連合。一部	} 支持
JUI	4△		
JI	1×		

計(含2婦人議席) 42●

○—親 PPP。 △それぞれ, うち1名が親 PPP。
×—反 PPP。 ●このうち18名が反 PPP。

《バルーチスタン州 (21)》

議長—Sardar Muhammad Khan Barozai (NAP)

QML	2○	} 連合 ↑ 支持
BUF	1○	
諸派・無所属・不明*	6○	
NAP	9△	} 連合。一部
JUI	3▽	

計(含1婦人議席) 21●

*この州では QML, BUF のほか, PPP と PNAP 等で連合を組んでおり, しかも, 州議会議員が選出する上院議員に PPP から4名を出していることからしても, 所属不明者の中にも PPP 議員が最低1人はいると思われる(70年選挙の時は0名)。○—親 PPP。△—このうち8名が反 PPP。▽—うち1名が反 PPP。●—うち9名が反 PPP。

〈州知事, 州閣僚*〉

*《() 内特記以外は PPP。また, (下) は国民議会議員。(×) は国会議員でも州議会議員でもない者。(△) は不明。他は州議会議員。新憲法では州閣僚は州議会議員でなければならないが, 過渡的措置として, 憲法施行日直前に州大臣であった者は州議会議席の有無にかかわらず, 向う6ヵ月間, 当該ポストに留任してよい(第275条第(3)項)。

《パンジャブ州》—73年11月20日現在。

- 知事—Nawab Sadiq Qureshi (×)

- 首相 兼 内務相 兼 公職・一般行政相 兼 計画・開発相 兼 食糧・協同組合相—Malik Ghulam Mustafa Khan Khar (下)
- 通信・公共事業・税務—Mian Muhammad Afzal Wattoo (×)
- 財務・運輸—Muhammad Hanif Ramay
- 工業・灌漑・電力—Dr. Abdul Khaliq
- 労働・社会復帰・職安—Malik Mukhtar Ahmad Awan
- 法務・議会問題・情報—Chauhry Mumtaz Ahmad Kahloon 《所属不明》
- 監獄・慈善事業—Malik Hakmeen Khan 《所属不明》
- 農業—Chaudhry Muhammad Irshad 《所属不明》
- 教育・歳入—Abdul Hafiz Karder
- 住宅・地方自治体—Chaudhry Talib Hussain
- 保健—Shankat Mahmood
《スインド州》—8月14日現在 (12月日誌参照)
- 知事—Ra'ana Liaquat Ali Khan 夫人 (△)
- 首相 兼 内務相 兼 情報相 兼 公職・一般行政相—Mumtaz Ali Bhutto (下)
- 法務・議会問題・歳入—Syed Qaim Ali Shah (下)
- 保健・社会福祉・人口計画・監獄—Abdul Waheed Katpar 《所属不明》 (△)
- 工業・鉱物資源・税務—Kassim Haji Abbas Patel 《所属不明》
- 労働—Abdus Sattar Gabol (下)
- 住宅・都市計画・地方自治体—Jam Sadiq Ali 《無所属》
- 灌漑・電力・運輸通信・公共事業—Mir Aijaz Ali Khan Talpur (下)
- 教育—Dur Muhammad Usto 《無所属》
- 財政・計画・開発—Kamaluddin Azfar 《所属不明》
- 農業・食糧・協同組合—Syed Abdullah Shah
《北西辺境州》—8月14日現在
- 知事—Muhammad Aslam Khan Khattak (△)
- 首相 兼 内務相 兼 計画・開発相 兼 公職・一般行政相 兼 市民防衛相 兼 慈善事業相—Sardar Inayatullah Khan Gandapur 《Sar UF》
- 財政・自治公社—Iqbal Khan Jadoon 《Sar. UF》
- 工業・労働・商業—Abdus Samad Khan
- 教育—Raja George Sikandar Zaman Khan 《QML》
- 法務・議会問題—Haq Nawaz Khan 《JUI》
- 森林・鉱山資源開発・住宅—Nawabzada Azmat Ali Khan 《Sar. UF》
- 農業・牧畜・漁業—Haroon Badshah Khan 《QML》

- 地方自治体・スポーツ—Qadir Nawaz
- 食糧・観光事業・運輸—Haji Muhammad Rehman 《Sar. UF》
- 税務—Abdul Mastan Khan 《QML》
- 情報・歳入—Syed Muzammil Shah 《Sar. UF》
- 協同組合・監獄—Amanullah Khan 《QML》
- 公共事業・PWD・灌漑—Humayun Khan Saifulah 《Sar. UF》
- 農村開発・家族計画—Sardar Gul Zaman Khan 《Sar. UF》
《バルーチスタン州》—8月14日現在
- 知事—Sardar Nawab Muhammad Akbar Khan Bugti 《所属不明》 (△)
- 首相—Jam Mir Ghulam Qadir Khan of Lasbela 《QML》□
- 担当不明—Mir Yousuf Ali Khan Magsi 《PPP》□
- 担当不明—Syed Muhammad Hassan Shah 《JUI》■
- 担当不明—Maulvi Saleh Muhammad 《JUI》■
- 担当不明—不明 《NAP》

□バルーチ人。■パタン人。

〈州知事・州首相の変化〉—特記以外は就任日。

	州知事	州首相
パ ン ジ ヤ ー ブ 州	M. G. M. K. Khar (PPP, 71. 12. 23)	
	同上 (72. 4. 22)	M. Meraj Khalid (PPP, 72. 5. 1)
	N. S. Qureshi (PPP, 73. 11. 10)	M. G. M. K. Khar (73. 11. 10)
北 西 辺 境 州	H. M. Khan of Sherpao (PPP, 71. 12. 25)	
	A. Sikandar K. Khalil (NAP, 72. 4. 29, 反 PPP)	M. Mufti Mahmud (JUI, 72. 5. 2, 反 PPP)
	↓ 73. 2. 14 解任	↓ 73. 2. 16 辞任
	M. Aslam K. Khattak (PPP, 73. 2. 15)	S. I. Khan Gandapur (Sar. UF, 74. 4. 29, 親 PPP)
パ ル ー チ ス タ ン 州	S. G. B. Raisani (BUF, 71. 12. 29, 親 PPP)	
	↓	
	M. G. B. K. Bizenjo (NAP, 72. 4. 9, 反 PPP)	S. A. K. Mengal (NAP, 72. 5. 1, 反 PPP)
	↓ 73. 2. 14 解任	↓ 73. 2. 14 解任
	S. M. Akbar K. Bugti (バグティ族長, 73. 2. 15, 親 PPP)	Jam G. Qadir (QML, 73. 4. 27, 親 PPP)

II 経 済

1. 1972/73年度経済白書要旨—72/73年度の数字は暫定。()内は71/72年度。

(6月7日)

①1959/60年度要素費用ベースでの(以下、同)国内総生産の対前年度成長率は5.8%(1.4%)。国民総生産のそれは6.5%(1.4%)。この相違は、在外パキスタン人の本国送金が従来よりはるかに多額に上ったこと、および、対外債務返済に関する部分的救済措置がとられたことによる。②1人当たり粗所得は550ルピー(69/60年度—552; 70/71—537; 71/72—530)。③農業生産は66/70年度以来、実質的にゼロ成長であったが、対前年度3.1%の成長率を記録した(69/70—71/72年度成長率は0.3%弱)。これは小麦と砂糖キビの生産高増大(それぞれ8.9%, 7.2%増)によるところが大きい。④工業生産は71/72年度に初のマイナス成長率を記録(-4.7%)したが、72/73年度下半期(73年1~6月)に入って回復し始め、5.5%の成長が見込まれる。大規模製造業については成長率6.3%(-6.8%)。⑤民間部門の投資も明確に回復のきざしを見せている。パキスタン工業信用投資会社(PICIC)は72年7月~73年3月までに、計1億2570万ルピー(11件)の貸付を認可した(1億90万ルピー、7件)。⑥公共部門の開発支出は41億5000万ルピーに引上げられた。これは前年度実績に対し59%の増である。ルピー切下げ(72年5月)後の機械類価格の上昇を算定して調整すれば、20%以上の改善となる。⑦72/73年度輸出目標は7億5000万ドル、輸入目標は8億5000万ドルで、貿易収支赤字はわずか1億ドルとなろう。

(現実には、ルピー表示だが、87億ルピーの輸出、83億ルピーの輸入で、約3億ルピーの黒字になった——主要統計第7表参照。)⑧外国援助ネット使用額は約2億ドルで、前年度よりかなり減少。金・ドル・外貨保有高は71年12月の1億7090万ドルに対し、73年3月には3億4170万ドルとなった。⑨輸出増大と外貨保有高増大はインフレの表面化に大きな役割を果たし、物価上昇要因の一つとなった。前政権の赤字財政と経済政策の誤ちによって上昇していた物価は、ルピー切下げと金融的要因のためにさらに上昇した。政府は主要8商品(小麦、米および雑穀、砂糖、植物油、布、茶、マッチ、灯油)について、補助金・配給制など適切な措置をとった。

2. 1973/74年度予算

6月9日、73/74年度予算案が国民議会議に提出され、同27日に採択された。翌28日に補正予算採択が報道されたが、性格も詳細も不明であるため、以下の3)には6月9日の本予算案のみを記載しておく。

1) 蔵相予算演説前半要旨 ①現政権の任務は経済回復だけでなく、経済制度の根本的改革をもたらすことであった。現政権登場後わずか4ヵ月の間に、経済・社

会生活を左右する15もの基本的法律が公布された。また、ルピー切下げと複数為替レート廃止は輸出入業務を公正なものにした。②72/73年度予算は以上の背景に立って組まれ、経済停滞からの離脱を目指すものであった。③その結果、経済は様々の分野において回復した。④しかし、一方では物価は上昇を続けた。政府は月収300ルピー以下の家族の生計費中45%を占める主要8商品(参考資料II, 1の⑨参照)の価格をおさえるよう努めた。⑤物価対策として、生産増大、自由主義的輸入政策の維持、国内供給を圧迫するような輸出の是正、主要消費物資の分配制度の適正化、貯蓄奨励策と生命保険促進の措置をとる。

2) 税率改正要旨 ①国内価格引下げのために、輸出税を、グレイ綿布については1平方ヤード15パイサから25パイサに、綿糸は20%から25%に、綿花は35%から45%に、それぞれ引上げる。一方、国内における実綿からの綿織りを奨励するために繰綿屑の輸出税は15%に引下げる。②レーヨンの輸入税は1ポンド当たり3ルピーに、ナイロンおよびその他の人造糸は同じく4ルピーに、それぞれ引下げる。人造糸の輸入は自由化する。人造繊維の輸入税も75%から50%に引下げる。これにより、東パキスタンからの紡績糸の入荷停止で困っていた動力織機業界は回復しよう。これは労働集約的産業であり、多くの人々に雇用機会を与えよう。③原毛輸出税を1ポンド当たり1.30パイサから2.20パイサに引上げる。④糖蜜の国際価格高騰で業者は法外な利益を得た。糖蜜に30%の従価輸出税を課する。⑤印刷用紙・筆記用紙の輸入税を50%から30%に下げる。⑥自動車の輸入税は、1台2万5000ルピーまでのものは従来通りとし、これを越え3万5000ルピーまでのものは150%、それ以上は200%とする。⑦パアーン(きんまの葉)の密輸入に鑑み、輸入禁止を解いて1ポンド当たり10ルピーの輸入税を課する。⑧ルピー切下げ後、ほとんどの輸入品の売上税は10%に引下げられたが、国産品のそれは一般に20%で、不公正である。従って、前者の売上税を20%に引上げ、従来20%の売上税を課せられていた輸入品については30%にする。ただし、原材料と中間材には影響はない。⑨電気料金を、商・工業用消費者の場合20%、公共用照明および大量消費者の場合10%、それぞれ引上げる。⑩低所得層救済のため、現在年収6000ルピーまでの者は所得税を免除されているが、これを9000ルピーまでの者に適用する。⑪年収5万ルピー以上の者には財産明細書提出を義務づけ、虚偽の申告または脱税は刑事訴訟の対象とし、罰を重くする。⑫海外出稼ぎ者の本国送金は今後無税とする。⑬法人所得税は引上げない。

3) 1973/74年度予算表概略 完全な予算表は今年

も紙上発表されなかった。以下は、予算演説と税率改正演説から作成し得た範囲である。ただし、Dawn 紙および Business Recorder 紙による。

経常収支 (単位 1億ルピー)

歳入	1972/73 (予算)		1972/73 (改訂)		1973/74 (予算案)	
	額	%	額	%	額	%
歳入額計	87.727	100	84.240	100	94.159	100
州への交付金	11.476		8.736		9.145	
純歳入額計	76.251		75.504		85.014	

歳出	1972/73 (予算)		1972/73 (改訂)		1973/74 (予算案)	
	額	%	額	%	額	%
非開発費	74.344	100	73.303	100	82.748	100
(うち、国防費)	不明		(44.396)	61	(42.330)	(51)
開発費	0	0	0	0	0	0
歳出計	74.344	100	73.303	100	82.748	100
剰余金	1.907		2.201		2.266	

資本収支 (単位 1億ルピー)

開発支出	1972/73 (予算)	1972/73 (改訂)	1973/74 (予算案)
計	41.500	43.089	55.750

収入	1972/73 (予算)		1972/73 (改訂)	1973/74 (予算案)	
	額	%		額	%
経常収支剰余金	6.9	16.6	不	2.266	4.1
国内調達金				約6.4	約11.5
増税	2.6	6.3		約6.2	約10.8
外国借款・増与	30.1	72.5		約33.0	約59.2
その他	0.4	0.9	明	約1.5	約2.7
赤字公債	1.5	3.6		—	—
計	41.5	100.0		約49.2	約88.3
赤字(補填手段未定)				約6.5	約11.7
			計	55.750	100.0

4) 1973/74 年度開発計画要旨 政府は予算案発表とともに1973/74 年度開発計画を発表した。なお、出所は予算演説後半。

(1) 目標

①73/74 年度開発計画は前年度の計画の継続。規模と内訳は以下の目標を念頭において決定した。すなわち、食糧増産、布の供給増大、等；教育施設、保健施設の改善；雇用増大；賃金・収入と物価の適切な均衡，エネルギー、交通・通信、水資源の供給；投資増、現在工業能

力の活用および輸出奨励による開発努力の強化；経済的後進地域のための開発努力の強化。

②農業部門については以下の目標とする。

	前年度実績(推計)	目標
主要食糧穀物計 (100万英トン)	11.0	13.0
小麦 (")	7.4	8.5
米 (")	2.2	8.5
綿花 (100万ペール)	4.0	4.3

③国内総生産および産業部門別の目標成長率は発表されなかった。

(2) 公共部門計画

①投資目標は55億7500万ルピー。内訳は次の通り。

中央	35.0 (億ルピー)
パンジャブ州	11.5
スィンド州	4.4
北西辺境州	3.0
バルーチスタン州	1.8

②産業別投資内訳は次の通り。

(単位 1000万ルピー)

	額	%	対前年度比較
農業	59	15.8	55%増
水力開発	115	20.6	25% "
鉱工業・燃料	46	8.3	57% "
運輸・通信	43% "
住宅建設	49	8.8	112% "
教育・訓練
保健・家族計画	22	3.9	57%増
社会福祉	約3倍
人材開発	
農村電化	5	0.9	...
その他
計	557.5	100.0	34.3%増

(3) 民間部門

民間部門奨励の努力をする。中小実業家を助けるのが政府の政策である。大規模工業については、政府の枠組の中での民間部門発展を奨励する。外国民間資本の進出を歓迎する。

3. 新輸入政策要旨

(6月27日)

①機械類・資本財の輸入上限を、キャッシュの場合は C & F 価格20万ルピーから50万ルピーに、クレジットおよびバーターの場合は50万ルピーだったが、クレジットでは100万ルピー、バーターでは200万ルピーに、それぞれ引上げる。②国内で生産されている商品の輸入を若干認める。③工業用原材料、機械類・部品、主要消費材

など、フリー・リストに26品目を加える。④便器、はうろう風呂おけ、陶器など13品目をパーター・リストに加える。⑤工業消費者に対し、全種の人絹糸を動力織機1台当たり3ヵ月に500重量ポンドまで輸入を許可する。⑥自動車類および家庭用冷房器の輸入は民間業者には許可しない。

4. 1972/73年度中央銀行年次報告要旨*——《 》内は71/72年度。(9月9日)

①暫定数字によれば GNP は実質 6.5%成長 (1.4%) した。②農業生産指数 (1959/60=100) は主として小麦の生産増により、前年度の183から198に上昇。③工業生産指数 (1964/65=100) は160.6 (151.1) になった。政府が接収した工業31社のうち26社の生産高は6%増であったが、3社は操業しなかった。④その他、輸出の伸びなども自覚しなかったが、インフレが消費者を困難におとし入れた。一般卸売物価指数 (1959/60=100) は前年度に比して19.5%も上昇した。物価上昇は主として需要の伸びが供給の伸びよりはるかに上回ったことによる。需要の伸びは金融資産の膨張に帰因する。金融資産膨張のほかに、国際的インフレ、ルピー切下げによる輸入物資の価格上昇、外国通貨の平価変更、密輸出、輸送上のボトルネックなどがインフレ要因として作用した。⑤金融資産は327.775億ルピー(以下、単位1億ルピー)に急増した。これは前年度に比し、22.9% (12.0%) 増。この増大分の多くは、20.8%増大して231.716になった預金による。現金通貨流通高は28.3%増で96.059。⑥金融資産の異常な膨張は、政府の23.660 (18.065) に上る赤字財政と例年がない国際収支の大幅な余剰を主要因としている。外国部門も23.542 (7.325) と大きく、インフレ要因となった。国内民間部門も、16.064 (12.562) と増大。その他の部門は2.088 (9.296) と減少し、収縮作用を果たした。⑦銀行預金高(銀行間のものを除く)38.271増 (34.813増) で177.759。要求払い預金は20.021増で96.287。定期預金は18.250増で81.472。後者の全預金に対する割合は72年6月末の45.3%から73年6月末には45.8%と改善された。⑧銀行信用(銀行間のものを除く)は21.826増 (9.050増) で108.468。民間部門への銀行信用は16.512増 (10.796増) で98.562。政府への銀行貸付は5.314増 (1.746減) で9.906。⑨中央銀行の72/73年度信用政策は次のことを目的としていた。④民間部門への銀

行信用を、目標経済成長率から見て望ましい範囲に押さえる、⑥信用不足が、回復のきざしを示していた投資の回復を妨げないようにする、⑦従来無視されてきた部門への銀行信用のフローを促進する、⑧銀行資金の投機的目的への使用を予防する。⑩労使関係改善と輸出先導型の経済成長により、投資活動は回復した。パキスタン工業信用投資会社は1.634 (1.060) に及ぶ貸付および保証を認可した。パキスタン工業開発銀行の場合は総計1.640 (0.681)。国民開発金融公社 (NDFC) が、公共部門の工業分野への融資を目的として72年9月に設立されたが、事業開始は73年末となろう。⑪パキスタン農業開発銀行は1.992 (1.205) に及ぶ貸付を認可。アベックス協同組合銀行の場合は1.419 (1.836) であった。今年度は、国民信用諮問評議会 (NCCC) の指示にそって商業銀行が初の農業金融を行ない、その未償還貸付は73年6月末で0.857である。⑫中央銀行は政府の銀行改革命令 (72年5月) の仕事をほぼ完了した。⑬中央銀行は今年度、4企画を導入した。すなわち、④実業家・製造業者のための小規模貸付企画、⑤商業銀行による農業金融企画、⑥国内製造品の国内販売と輸出のための企画、⑦非伝統的・新興輸出のためのレファイナンス企画。⑧国際収支の改善は目覚ましい。輸出は8億2630万ドル(暫定)で前年に比し、40%増であった。とくに綿糸輸出としては、パキスタンは世界の輸出量の3分の1以上を占め、世界最大となった。輸入も増大したが、貿易収支は2900万ドルの黒字 (赤字4780万ドル) を記録した。外国援助の純受入額は前年度より減少したとはいえ、72年6月~73年3月の国際収支は3360万ドルの黒字となった。中央銀行の金・ドル・外貨保有高は72年6月末の3.093億ドルから、73年6月末には4.631億ドルになった。⑭72/73年度予算は約4.52億ドルの外国援助を見込んでいたが、新規約束額は総計4.33億ドル(うち3.54億ドルは商品援助)であった。獲得可能な援助(パイプラインにあるものを含む)は総計9億6337万1000ドル(プロジェクト援助4億9366万3000ドル、商品援助4億6970万8000ドル)であったが、ディスバースメントは3.89億ドル(プロジェクト1.29億ドル、商品2.60億ドル)であった。

*⑤~⑧の数字は、東パの数字が71年12月16日以来不変であるものとして、これを西パの数字に加えて、全パの数字としたものを基礎としている。その他は西パのみの数字。

主 要 統 計

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 国民所得統計 | 4. 金融・外国援助統計 |
| 2. 生産統計 | 5. 物価統計 |
| 3. 貿易・国際収支統計 | |

1. 国民所得統計 (以下、特記したもの以外、すべての統計数字は現バングラデシュ分を含まない)

第1表 国内総生産構成の変化 (1959/60年度要素費用ベース、単位1億ルピー、比率%)

年 度	1959/60 ¹⁾		1970/71		1971/72		1972/73 ²⁾		対前年 成長率
	総生産高	構成比	総生産高	構成比	総生産高	構成比	総生産高	構成比	
農 業	77.11	48.3	121.88	37.82	126.11	38.65	130.02	37.66	3.1
主要農産物	38.82	24.3	70.45	21.86	73.36	22.48	76.00	22.01	3.6
その他の農産物	8.93	5.6	14.18	4.40	15.07	4.62	15.62	4.52	3.6
畜産業	28.37	17.8	35.09	10.89	35.79	10.97	36.51	10.58	2.0
漁業	0.71	0.4	1.55	0.48	1.25	0.38	1.25	0.36	—
林業	0.28	0.2	0.61	0.19	0.64	0.20	0.64	0.19	—
鉱業	0.70	0.4	1.56	0.48	1.59	0.49	1.67	0.48	5.0
製 造 業	20.18	12.6	52.34	16.24	49.88	15.29	52.60	15.24	5.5
大規模 ³⁾	11.59	7.2	40.90	12.69	38.13	11.69	40.53	11.74	6.3
小規模	8.59	5.4	11.44	3.55	11.75	3.60	12.07	3.50	2.7
建 設 業	4.27	2.7	13.90	4.31	11.63	3.57	13.20	3.82	13.5
電気・ガス・給水	0.87	0.5	6.41	1.99	7.80	2.39	8.35	2.42	7.1
運輸・倉庫・通信	9.21	5.8	19.70	6.11	20.11	6.16	21.64	6.27	7.6
卸売・小売業	21.05	13.2	44.53	13.82	44.14	13.53	47.97	13.89	8.7
銀行・保険業	—	—	6.35	1.97	6.40	1.96	6.63	1.92	3.6
住宅所有	8.37	5.2	11.49	3.57	11.88	3.64	12.28	3.56	3.4
行政・国防	3.97	2.5	21.37	6.63	22.82	6.99	25.73	7.45	12.8
サービス業	14.11	8.8	22.76	7.06	23.91	7.33	25.16	7.29	5.2
国内総生産	159.84	100.0	322.29	100.00	326.27	100.00	345.25	100.00	5.8
人口(単位1万人) ⁴⁾	4,503		6,007		6,169		6,336		
1人当り粗所得 (単位1ルピー)	355		537		530		550		

(注) 1) 1968/69年度以前には、パキスタン国際航空(PIA)、銀行・保険業および中央政府行政・国防における付加価値は計上されていない。

2) 暫定。

3) 大規模製造業とは、1934年工場法(2)(j)によって登録され、動力を使用し、従業員20人以上を雇用する企業から成る。

4) 推定。

(出所) Govt. of Pakistan (Economic Adviser's Wing, Finance Division), *Pakistan Economic Survey 1972/73*, p. 3 および統計第3表より作成。

2. 生産統計

第2表 主要農産物生産指数¹⁾ (1959/60=100)

年 度	全農産物	食 糧 農 産 物			織維農産物	そ の 他		
		全 体	小 麦	米	綿 花	全 体	砂糖キビ	タ バ コ
66/67	135	114	111	137	156	188	206	226
67/68	157	150	164	151	171	170	175	208
68/69	168	160	169	204	181(184)	184(181)	206	201
69/70	185(186)	177	187	240	209(214)	209(214)	247	192
70/71	173(174)	163(164)	166	221	192(195)	192(195)	217	182
71/72	183	170	176	221	169	169	189	153
72/73 ²⁾	198(190)	179	192	224	178	178	201	154

(注) 1) () 内は前掲 *Pakistan Economic Survey* の数字。

2) 暫定。

(出所) Govt. of Pakistan (Statistical Division, Ministry of Finance, Planning and Development), *Monthly Statistical Bulletin*, July 1973, 2.1 表および前掲 *Pakistan Economic Survey* 統計第6表より作成。

第3表 鉱工業生産指数 (1964/65=100)

年 度	製 造 業	鉱 業	全 体
67/68	127.2	101.6	125.7
68/69	140.6	117.5	139.2
69/70	160.2	115.9	157.6
70/71	162.1	119.1	159.6
71/72	151.1	116.5	149.1
71年7~9月	136.1	—	—
10~12月	148.6	—	—
72年1~3月	174.6	—	—
4~6月	145.3	—	—
72/73	160.0 ¹⁾	121.9 ¹⁾	—
72年7~9月	135.2	—	—
10~12月	170.8	—	—
73年1~3月	198.9 ²⁾	—	—

(注) 1) 推定。

2) 暫定。

(出所) 前掲 *Monthly Statistical Bulletin*, 3.1 表および前掲 *Pakistan Economic Survey* 統計第13表より作成。

第4表 主要農産物作付面積・生産高

(単位 1万エーカー, 1万英トン)

年 度	60/61-64/65 平均		70/71	71/72	72/73 ¹⁾	
	面 積	生 産 高	生 産 高	生 産 高	面 積	生 産 高
小 麦	1,231.6	408.7	637.4	678.2	1,471.0	740.0
米	307.5	114.1	216.5	222.6	366.4	220.2
雑 穀	491.1	122.3	147.5	145.6	473.2	134.1
ひよこ豆	289.3	62.9	48.1	50.2	247.2	50.2
主要食糧農産物計	2,319.5	708.0	1,049.5	1,096.6	2,558.8	1,144.5
綿 花	335.9	35.2	51.8	69.6	496.8	69.0
カ ラ シ	118.9	21.7	26.5	29.6	136.3	29.6
砂 糧 キ ビ	115.8	1,559.9	2,280.1	1,964.8	142.3	2,107.0
タ バ コ	11.1	7.1	11.1	8.6	12.5	8.6
ゴ マ	8.2	0.9	1.0	1.3	10.3	1.3
主要換金作物計	589.9	1,624.8	2,370.5	2,073.9	798.2	2,215.5
合 計	2,909.4	2,332.8	3,420.0	3,170.3	3,357.0	3,360.0

(注) 1) 暫定。なお、72/73のカラシ、タバコ、ゴマについては未明であるため、面積・生産高とも前年度の数字を用いてある。
(出所) 前掲 Pakistan Economic Survey, 統計第9~10表より作成。

第5表 主要鉱工業生産高

品 目	単 位	70/71	71/72	72/73 ¹⁾
食 料 品				
砂 糖	1万英トン	51.1	36.9	43.4
海 水 塩	1万英トン	21.5	23.6	18.6
水 菜 添 加 植 物 油	1万英トン	13.4	15.9	18.5
織 物				
綿 糸	1億ポンド	6.7	7.4	7.8
綿 布	1億ヤード	7.9	7.5	7.0
人 絹・レ ー ヨ ン	1万平方ヤード	6,723	1,007	560
化 学 製 品 ・ 肥 料				
過 磷 酸	1万英トン	2.5	2.7	4.4
硫 安	1万英トン	5.9	6.6	5.5
尿 素	1万英トン	20.2	38.9	52.7
ソ ー ダ 灰	1万英トン	7.7	7.6	7.5
硫 酸	1万英トン	3.0	3.1	3.8
紙 卷 タ バ コ	1億本	241.7	217.8	265.7
安 全 マ ッ チ	1万箱 ^(1グロ) (ス入)	118.2	167.4	226.1
紙 製 品	1万英トン	4.0	3.4	3.7
ベ ン キ ・ ニ ス	1万ガロン	161.9	131.6	121.4
セ メ ン ト	1万英トン	265.9	256.4	269.7
軟 鋼 製 品	1万英トン	19.3	16.3	8.2 ⁴⁾
扇 風 機	1万台	21.6	20.1	12.8 ⁵⁾
自 転 車	1万台	16.0	11.2 ¹⁾	6.5 ⁵⁾
自転車用タイヤ・チューブ	1万英トン	379.8	245.3	308.6

(次ページに続く)

品目	単位	70/71	71/72	72/73 ¹⁾
石炭	1万英トン	124.1	125.0	89.0 ⁷⁾
石灰石	1万英トン	270.7	258.7	256.6
石こう	1万英トン	16.3	21.5	10.6
岩塩	1万英トン	34.4	35.3	35.9
原油	1億 I.G. ²⁾	1.2	1.2	0.9 ⁷⁾
天然ガス	1億 C.F. ³⁾	1,180	1,270	920 ⁷⁾

(注) 1) 暫定。 2) I.G.=Imperial Gallon (英ガロン)=4.546リットル。 3) C.F.=cubic feet (立方フィート)。

4) 72年7月~12月。 5) 72年7月~73年2月。 6) 72年7月~11月。 7) 72年7月~73年3月。

(出所) 前掲 *Monthly Statistical Bulletin*, pp. 554~563 および前掲 *Pakistan Economic Survey*, 統計第15 & 16表より作成。

第6表 1人当り食糧穀物¹⁾

(単位 1万英トン)

年度	国内生産	輸入	輸出	消費可能量 ²⁾	推定人口 (単位1万人)	1人1日当り 食糧穀物 (単位グラム)
67/68	934	141.9	11.6	970.9	5,545	487
68/69	981	1.6	12.5	872.0	5,695	426
69/70	1,088	22.7	8.7	993.2	5,849	473
70/71	1,001	29.0	17.7	912.2	6,007	423
71/72	1,043	69.4	19.6	988.5	6,169	446

(注) 1) 食糧穀物とは小麦と米のほか雑穀(大麦, とうもろこし, バジラ, ジョワール)をいう。

2) 消費可能量=輸入+国内生産-国内生産の10%(種子, 飼料用)-輸出。

(出所) 前掲 *Pakistan Economic Survey*, 統計第8表より作成。

3. 貿易・国際収支統計

第7表 貿易の推移

(単位 1億ルピー)

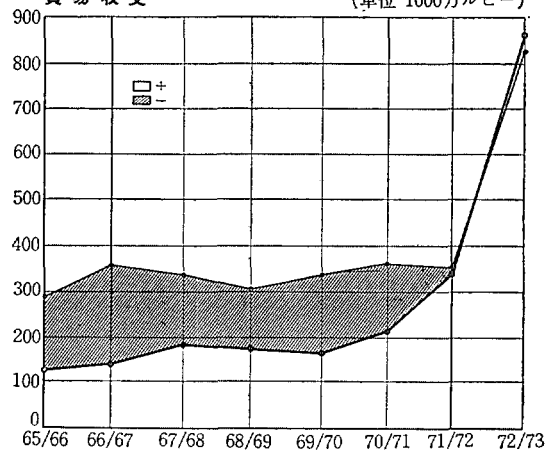
年度	輸入	輸出	再輸出	貿易収支
70/71	36.024	19.984	1.124	-14.916
71/72	34.953	33.714	0.518	- 0.721
72/73	83.940 ¹⁾	86.443	0.723	+ 3.226
72年7月	5.617	4.149	0.016	- 1.452
8月	6.883	5.198	0.020	- 1.665
9月	6.826	4.536	0.004	- 2.286
10月	6.558	5.549	0.007	- 1.002
11月	6.085	6.447	0.008	+ 0.370
12月	7.379	8.273	0.406	+ 1.300
73年1月	7.973	8.036	0.095	+ 0.158
2月	6.487	7.757	0.076	+ 1.346
3月	9.302	9.167	0.013	- 0.122
4月	5.956	8.266	0.021	+ 2.331
5月	8.002	10.819	0.024	+ 2.841
6月	6.872	8.246	0.033	+ 1.407

(注) 1) 第10表の注(1)参照。

(出所) 前掲 *Monthly Statistical Bulletin*, 8.1表より作成。

貿易収支¹⁾

(単位 1000万ルピー)



(注) 1) 再輸出を含む。

(出所) 前掲 *Monthly Statistical Bulletin*, 8.1表および前掲 *Pakistan's Key Economic Indicators*, June 1972. p. 14より作成。

第8表 商品類別輸入構成

(単位 1,000万ルピー, 比率は%)

	66/67		70/71		71/72		72/73	
	輸入額	比率	輸入額	比率	輸入額	比率	輸入額	比率
機械・運輸機器	127.00	35.0	141.85	39.4	104.85	30.0	168.14	20.1
主要製造品	78.62	21.7	76.97	21.4	74.23	21.2	155.46	18.5
食糧・家畜	63.40	17.5	18.12	5.0	57.22	16.4	204.79	24.4
化学製品	41.49	11.4	45.21	12.5	38.90	11.1	120.44	14.4
鉱物性燃料, 潤滑油等	17.59	4.9	28.01	7.8	29.43	8.4	68.28	8.1
動植物性油脂	8.89	2.5	18.19	5.0	13.08	3.7	32.97	3.9
その他	25.58	7.1	31.89	8.9	31.82	9.1	88.31	10.5
全輸入計	362.57	100.1	360.24	100.0	349.53	99.9	838.39 ¹⁾	99.9

(注) 1) 第10表の注1)参照。

(出所) Govt. of Pakistan (Central Statistical Office, Economic Affairs Division, Ministry of Finance, Planning and Development), *Pakistan's Key Economic Indicators*, June 1972, p. 16 および同 October 1972, p. 10, および前掲 *Monthly Statistical Bulletin*, pp. 597~603 より作成。

第9表 主要輸出品目¹⁾

(単位 1,000万ルピー, 比率は%)

	66/67		70/71		71/72		72/73	
	輸出額	比率	輸出額	比率	輸出額	比率	輸出額	比率
原綿	28.82	22.22	27.00	13.51	95.47	28.32	116.70	13.90
綿屑	1.41	1.09	1.49	0.75	2.75	0.82	3.14	0.37
綿糸	11.56	8.91	35.70	17.86	60.56	17.96	197.43	23.51
綿織物	16.42	12.66	31.11	15.57	38.71	11.48	124.71	14.85
綿花関係小計	58.21	44.88	95.30	47.69	197.49	58.58	441.98	52.63
米	17.59	13.56	17.80	8.91	27.41	8.13	113.61	13.35
原皮	0.62	6.44	0.50	4.58	1.96	5.73	1.69	6.69
皮革・皮革製品	7.74		8.65		17.35		54.49	
魚・魚加工品	5.75	4.43	6.12	3.06	11.12	3.30	23.37	2.78
原毛	3.15	4.42	2.09	3.47	2.46	2.86	8.28	4.14
羊毛じゅうたん	2.59		4.84		7.18		26.46	
スポーツ用品	2.01	1.55	3.27	1.64	5.02	1.49	13.61	1.62
はきもの	1.58	1.22	2.94	1.47	3.89	1.15	8.36	0.99
その他	30.49	23.50	58.33	29.18	63.26	18.76	147.98	17.62
全輸出計 (1)	129.73	100.00	199.84	100.00	337.14	100.00	839.83	100.00

(注) 1) 再輸出を含まず。

(出所) 前掲 *Pakistan's Key Economic Indicators*, Oct. 1972, p. 12 および前掲 *Monthly Statistical Bulletin*, pp. 608~620 より作成。

第10表 輸入構造

(単位 1,000万ルピー)

年 度	70/71 (東パキスタンを含む)		71/72		72/73	
	輸 入 額	比 率(%)	輸 入 額	比 率(%)	輸 入 額	比 率(%)
資 本 財	232.8	44.97	148.2	42.40	249.88	29.75
工 業 用 原 料	196.9	38.03	121.8	34.85	341.48	40.66
消 費 材	88.0	17.00	79.5	22.75	248.47	29.59
輸 入 総 額 ¹⁾	517.7 (360.2)	100.00 (69.58)	349.5	100.00	839.83	100.00

(注) 1) 72/73年度輸入総額は前掲 *Monthly Statistical Bulletin* ではどこを見ても83億9833万ルピーとなっているが、実際に計算してみると表7と表8ではすでに記したようになる。なお、() 内は西パキスタン。

(出所) 前掲 *Pakistan Economic Survey*, 統計第40表および前掲 *Monthly Statistical Bulletin*, pp. 621~627 より作成。

第11表 国際収支 (単位 1,000万ドル)

	69/70	70/71	71/72	72/73 ¹⁾
商品・サービス				
買 易	-39.00	-50.35	-32.67	-12.98
買 易 外	-18.01	-22.36	-20.87	- 9.43
収 支 じ り	-57.01	-72.71	-53.54	-22.41
移 転 勘 定				
民 間	+10.09	+ 6.39	+ 9.29	+ 7.21
政 府	+ 6.19	+ 6.68	+ 8.01	+ 1.92
収 支 じ り	+16.28	+13.07	+17.30	+ 9.13
SDR 配 分	—	—	+ 2.70	—
資 本 勘 定				
民 間(長期)	+ 7.81	+ 9.29	+ 7.04	- 0.86
民 間(短期)	- 0.25	- 0.08	+ 0.10	+ 0.06
地 方 政 府	+ 9.73	+11.14	+ 6.61	- 1.15
中 央 政 府	+22.71	+33.56	+17.96	+12.42
中 央 金 融 機 関	+ 1.48	+ 6.16	- 2.27	+ 4.11
そ の 他 金 融 機 関	- 1.70	-0.002	+ 0.27	- 1.42
収 支 じ り	+39.78	+60.07	+29.71	+13.17
誤 差・脱 漏	+ 0.93	- 0.43	+ 3.83	+ 0.10
総 合 収 支 じ り	0	0	0	0

(注) 1) 1972/73は72年7月~12月。

(出所) 前掲 *Pakistan Economic Survey*, 統計第44表より作成。

第12表 中央銀行の金・ドル・外貨保有高

年 月	単 位 1000万ドル	年 月	単 位 1000万ドル
64年6月	25.95	71年6月	19.93
65年6月	20.00	12月	17.09
66年6月	26.54	72年3月	16.50
67年6月	16.66	6月	28.53
68年6月	18.16	9月	25.65
69年6月	29.88	12月	28.59
70年6月	28.73	73年3月	34.17

(出所) 前掲 *Pakistan Economic Survey*, 統計第46表等より作成。

4. 金融・外国援助統計

第13表 金融資産¹⁾ (単位 1億ルピー)

	70年 12月末	71年 12月末	72年 12月末	73年 5月末 ²⁾
1. 現金通貨流通高	80.65	72.20 ⁵⁾	87.12 ⁵⁾	94.77 ⁵⁾
2. 指定銀行要求払い預金 ³⁾	66.42	84.79	105.55	105.95
3. 指定銀行定期預金 ³⁾	72.84	76.83	84.60	92.42
4. 対中央銀行預金 ⁴⁾	1.87	3.57	4.16	4.31
5. 非指定銀行・協同組合銀行の対中央銀行預金	1.06	2.07	2.69	2.56
6. 郵便預金	7.75	9.74	11.65	12.79
通 貨 供 給 (1+2+4)	148.94	160.56	196.83	205.03
金 融 資 産 計 (1~6)	230.59	249.20	295.77	312.80

(注) 1) 73年5月末を除き、東パキスタンを含む。

2) 暫定。

3) 銀行間預金を除く。

4) IMF A/C No. 1, 見返資金およびその他の貸出勘定を除く。

5) 現金略奪と高額紙幣無効化(71年6月)に鑑みて調整が行なわれた。

(出所) 前掲 *Pakistan Economic Survey*, 統計第19表および前掲 *Monthly Statistical Bulletin*, 5.6表より作成。

第14表 金融資産変動要因¹⁾

(単位 1,000万ルピー)

	70/71	71/72	72/73 ²⁾
金融資産変動額 ³⁾	-104.12	+636.33	+379.25
民間部門	+72.19	+125.62	+207.06
政府部門	+184.31	+180.65	+97.51
外国部門	-49.72	+73.25	+54.74
その他	+79.14	-66.36	+16.76
調整分 ³⁾	-390.04	+323.16	+3.18

(注) 1) 72/73を除き、東パキスタンを含む。

2) 72年7月~73年3月。

3) 第13表注(3)に同じ。

(出所) 前掲 *Pakistan Economic Survey*, 統計第20表より作成。

第16表 LP-480 による商品援助

(額は単位100万ドル)

商品	年度 単位	70/71		71/72		72/73	
		量	額	量	額	量	額
小麦	1万英トン	72	42.7	110	66.8	85	65.6
綿花	100ペール	97	2.3	110	2.9	—	—
大豆油	1万英トン	10.0	34.2	6.0	17.3	4.0	12.9
タバコ	1万英トン	10	1.5	45	0.7	—	—
計		—	80.7	—	87.7	—	78.5

(出所) 前掲, *Pakistan Economic Survey*, p. 111.

第17表 相手国別対外債務残高 (72年6月30日現在)

(単位 100万ドル)

相手国	受入済・未返済額	未受入額	債務計
債権国会議諸国計	3048.5	409.3	3457.8
ベルギー	8.1	0.8	8.9
カナダ	114.9	8.8	123.7
フランス	36.2	15.9	52.1
西ドイツ	334.8	36.3	371.1
イタリア	70.2	28.2	98.4
日本	242.9	29.7	272.6
オランダ	26.9	12.5	39.4
スウェーデン	7.4	微少	7.4
英国	219.8	5.8	225.6
米国	1436.8	41.2	1477.5
世銀	269.9	23.5	293.4
IDA	262.5	170.2	432.7
ADB	11.4	35.4	46.8
IFC	7.2	1.0	8.2
非債権国会議諸国計	136.3	249.3	385.6
中国	6.0	214.5	220.5
チェコ	28.3	4.5	32.8
デンマーク	5.1	5.3	10.4
クエート	3.9	微少	3.9
ポーランド	5.5	1.8	7.3
スイス	15.9	11.1	27.0
ソ連	48.6	9.3	57.9
ユーゴ	23.0	2.8	25.8
IBT 関係 ¹⁾	300.8	47.4	348.2
総計	3485.6	706.0	4191.6

(注) 1) インダス流域開発、タールベラ・ダム関係(相手国省略)

(出所) 前掲 *Pakistan Economic Survey*, 統計第48表より作成。

第15表 外国援助約束額

(第1次5カ年計画期以前~73年3月, 単位 100万ドル)

国名	贈与	借入	計
オーストラリア	40.8	—	40.8
ベルギー	—	13.7	13.7
カナダ	249.0	179.8	428.8
中国	110.4	220.0	330.4
チェコ	—	51.5	51.5
フランス	—	158.7	158.7
西ドイツ	—	491.4	491.4
イタリア	—	141.0	141.0
日本	1.3	359.9	361.2
オランダ	—	54.5	54.5
ポーランド	—	11.3	11.3
スイス	—	26.8	26.8
スウェーデン	16.5	18.0	34.5
英国	14.4	448.7	463.1
米国	792.0	1618.2	2410.2
米国輸銀	—	221.5	221.5
米国PL 480	1609.4	272.3	1881.7
タイトルI	1352.1	272.3	1624.4
タイトルII	202.1	—	202.1
タイトルIII	55.2	—	55.2
ソ連	—	136.9	136.9
ユーゴ	—	132.6	132.6
世銀	—	633.5	633.5
IDA	—	533.6	533.6
IFC	—	17.9	17.9
国連	16.4	—	16.4
その他	100.4	127.8	228.2
合計	4560.0	6141.9	10701.9

(出所) 前掲 *Pakistan Economic Survey*, 統計第47表より作成。

5. 物価統計

第18表 商品類別卸売物価指数

(1959/60=100)

年 度	一 般	食 糧	原 材 料	製 造 品	燃料, 照明, 潤 滑 油
68/69	129.5	134.0	113.3	129.8	127.4
69/70	132.2	134.1	122.1	134.3	132.2
70/71	137.3	136.5	133.2	142.3	137.1
71/72	150.3	153.5	136.3	151.6	150.6
71年7月	141.2	137.6	137.1	152.2	147.8
8月	143.0	140.4	136.8	153.1	148.2
9月	142.8	141.0	139.4	148.1	152.7
10月	144.7	143.8	140.1	148.8	152.2
11月	145.7	147.2	133.8	149.0	152.2
12月	147.7	150.4	134.1	149.6	152.2
72年1月	148.0	150.4	134.7	151.3	149.6
2月	153.7	160.9	131.2	152.3	146.8
3月	157.2	165.2	136.8	152.2	146.9
4月	156.1	164.9	133.6	149.5	153.8
5月	158.0	165.6	137.8	153.1	153.8
6月	163.5	173.5	139.6	155.9	152.7
72/73年度7月	164.8	175.3	133.7	160.4	157.3
8月	167.6	180.8	130.2	161.2	157.3
9月	170.1	183.1	134.4	163.3	156.6
10月	166.2	175.2	138.5	163.8	156.6
11月	168.9	176.1	144.3	164.3	190.7
12月	176.5	184.9	158.0	166.1	189.2
73年1月	187.0	196.0	169.5	174.6	196.4
2月	186.7	194.5	171.8	175.9	196.3
3月	181.7	185.7	168.5	178.5	196.1
4月	186.0	191.2	173.5	180.2	196.1
5月	198.2	208.6	185.1	180.9	196.1
6月 ¹⁾	202.5	214.9	186.0	182.7	198.1

(注) 1) 暫定。

(出所) 前掲 *Monthly Statistical Bulletin*, 6.2 表および *Pakistan's Key Economic Indicators*, June p. 26 前掲より作成。

第19表 若干の商品別卸売物価指数

(1959/60=100)

年 度	小麦	植物油	魚類	原綿	綿糸	ジュート 製 品
69/70	129	137	137	114	166	120
70/71	132	150	168	141	164	125
71/72	149	152	237	151	178	190
72年 7月	140	149	204	148	198	220
8月	143	150	172	145	200	226
9月	147	150	193	232	216	228
10月	147	152	261	132	221	235
11月	149	152	261	153	221	238
12月	164	152	253	176	236	237
73年 1月	169	152	394	203	294	307
2月	162	153	385	214	294	308
3月	148	153	348	203	312	322
4月	155	153	348	214	340	322
5月	161	152	351	243	348	322
6月 ¹⁾	163	152	351	245	367	322

(注) 1) 暫定。

(出所) 前掲, *Monthly Statistical Bulletin*, pp. 580~582より作成。

第20表 工業労働者消費者物価指数

(1961=100)

年 度	一 般	食 糧		衣 類	住宅関係
	カラチ	カラチ	ラホール	カラチ	カラチ
68/69	130	135	126	117	125
69/70	136	143	136	121	125
70/71	142	153	142	128	126
71/72	151	163	154	135	131
72年 7月	163	182	169	139	135
8月	161	179	165	138	134
9月	163	181	169	138	139
10月	165	184	175	139	138
11月	164	182	179	142	139
12月	170	193	188	141	139
73年 1月	167	187	184	141	138
2月	172	194	185	142	145
3月	177	201	186	144	149
4月	182	207	193	148	150
5月	184	211	193	152	152
6月	187	214	200	153	158

(出所) 前掲 *Monthly Statistical Bulletin*, 6.7表より作成。